

国の施策等に関する提案・要望

令和2年（2020年）11月

 熊本県

目 次

重要課題の解決に向けた施策

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	3
地方税財源の充実確保	8
国土強靱化の推進	11
公共事業予算の安定的な総額確保	13
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	14
水保病対策の推進 / 水保・芦北地域の振興	16
川辺川ダム問題に伴う五木村の生活再建	18
地方創生の推進	19

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本の創造”へ

安心で希望に満ちた暮らしの創造

新たな過疎対策法の制定	21
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	23
高齢者の安全運転推進に向けた支援の充実	24
治安基盤の整備充実	25
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策	26
災害発生前の広域避難にかかる財政支援	27
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	28
公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設	29
動物保護施設の整備に係る支援の拡充	30
女性の社会参画の加速化	31
地方消費者行政予算の充実・強化のための支援	32
子供たちの夢をはぐくむ教育の推進	33
子供たちの夢を支える教育環境の整備推進	37
安心して私立学校に通える教育環境の実現	41
長寿で安心して暮らせる施策の充実	42
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	46
熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実	48

未来へつなぐ資産の創造

九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進	50
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持に対する支援	52

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりの支援強化	54
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援	55
阿蘇山直轄砂防事業の促進	56
立野ダムの整備推進	57
地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援	58
所有者不明土地の取得制度の充実	59
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	60
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	61
「持続可能な社会の実現」に向けたプラスチック対策	63
世界遺産に係る支援	65
国立公園の誘客推進対策等への支援	66
地下水の硝酸性窒素対策への支援	67
有明海・八代海等の再生	68

次代を担う力強い地域産業の創造

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現	71
意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	73
中山間地域対策等の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援	75
震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	77
中小水力発電所の開発促進のための支援	79
地域未来投資促進法における支援措置の継続等	80
再生可能エネルギー導入推進、送電系統の運用改善等	81
大規模太陽光発電所建設等に伴う課題への対応	85
阿蘇地域をはじめとした九州内での広域周遊観光の推進	86
海外に向けた県産品振興策の推進	88
外国人材の活躍機会の拡大	89
子供たちの夢を拓げる教育の推進	91

世界とつながる新たな熊本の創造

阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援	96
熊本港の整備促進	98
八代港の整備促進	99
選手育成と地域のスポーツ振興	100

熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

県及び被災市町村が熊本の再生に向け、熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、以下の支援をお願いしたい。

1 地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための特別な財政措置の継続

2 被災者支援制度の更なる延長等

- (1) 応急仮設住宅の供与期間の延長と財政支援の継続
- (2) 応急仮設住宅の入居者等の見守りや相談支援等を行う財政支援の継続
- (3) 被災者の心のケアを実施するための事業に係る財政支援の継続
- (4) 固定資産税等の特例期間の延長
- (5) スクールカウンセラーの追加配置に係る財政支援の継続

3 復旧及び創造的復興の着実な推進のための財政措置等

(1) 復旧事業

- ① 南阿蘇鉄道の復旧事業に係る財政支援の継続等
- ② 阿蘇地域へのアクセスルートの一日も早い回復に向けた支援等
- ③ 熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続
- ④ 大切畑ダム等の復旧事業に係る財政支援の継続
- ⑤ 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続
- ⑥ 入札不調の影響で工事が遅れる復旧事業に係る財政支援の継続

(2) 創造的復興事業

- ① 益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等
- ② 震災ミュージアムの実現及びデジタルアーカイブの取組みに係る財政支援の継続

【現状・課題・要望内容等】

1 県・被災市町村の負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置の継続

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援を講じていただいた。しかし復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要のため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

熊本の将来の発展に向けて、創造的復興を加速するため、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

2 被災者支援制度の更なる延長等

(1) 応急仮設住宅の供与期間の延長について

平成28年熊本地震における被災者のうち、いまだ331世帯、892人の被災者が応急仮設住宅等での生活を送っている。公共事業の影響により自宅の完成が遅れる世帯については、応急仮設住宅の供与期間の更なる延長と、それに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

(参考) 被害の状況及び総事業費

① 応急仮設住宅の入居状況 (R2.9.30現在)

区分	県内		県外		計	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	138	367	—	—	138	367
借上型仮設住宅	190	514	0	0	190	514
公営住宅等	3	11	0	0	3	11
計	331	892	0	0	331	892

② 応急仮設住宅設置等費用

単位：億円

区分	平成28年度実績額	平成29年度実績額	平成30年度実績額	令和元年度見込額	令和2年度見込額	
建設型仮設住宅	357.4	0.1	5.7	8.2	24.3	
借上型仮設住宅	86.4	110.6	57.0	16.0	1.9	
計	443.8	110.7	62.7	24.2	26.2	
財源内訳	国費	386.2	88.9	44.1	12.1	13.1
	一財	57.6	21.8	18.6	12.1	13.1
※国庫負担率	87.0%	80.2%	70.3%	50.0%	50.0%	

(2) 応急仮設住宅入居者等の見守りや相談支援等を行うための事業

熊本地震分については、経過措置として令和2年度まで国庫補助10/10が措置されている。令和3年度以降も公共事業等の影響に伴い一定程度の仮設住宅入居世帯が残ることや、仮設住宅退去後も見守り等の支援を必要とされる方々がいることから、関係市町村の地域支え合いセンターの運営に必要な財源に対して、引き続き、令和2年度(2020年度)と同様に十分な財政支援をお願いしたい。

(3) 被災者の心のケアを実施するための事業

令和2年3月～令和2年6月に実施に実施した心の健康調査（応急仮設住宅・みなし仮設住宅・災害公営住宅の入居者）では、依然、高度メンタルリスクの割合が平時の1.5倍以上であり、今後、復興期に見られるはさみ状格差（災害を受け止める人々の心理的な落差が時と共にはさみを開くように広がる現象）の進行や住環境の変化により生じるメンタルヘルズ課題に中長期にわたり対応していく必要があることから、令和3年度も、現行の財政支援（国庫補助3/4）をお願いしたい。

(4) 固定資産税等の特例期間の延長について

今後も、特に被災市街地復興推進地域に係る公共工事の未完了や、職人不足等による住宅建設の遅れにより、住宅再建等に着手できない被災者が見込まれることから、被災者の負担軽減のため、被災住宅用地特例、被災代替家屋特例及び被災代替償却資産特例の適用期間の延長をお願いしたい。

項目	現行制度	要望内容
被災住宅用地特例	4年度分（令和2年度課税分まで）1/6等	適用期間の延長
被災代替家屋特例	令和3年3月31日までに取得等した家屋を対象に4年度分1/2	適用期間の延長
被災代替償却資産特例	令和3年3月31日までに取得等した償却資産を対象に4年度分1/2	特例期間の延長

(5) スクールカウンセラー（SC）の全額国庫補助による追加配置の継続

SCの配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急SC活用事業」が平成28年度に制度化され、平成29～令和2年度も補助事業者として指定された。被災者の生活再建は未だ途上で、震災後の家計において学校生活に関わる経費が圧迫されている世帯が約3割を占めているというアンケート結果もあり、依然として厳しい状況であることから、令和3年度以降も引き続き制度を継続し、本県をその対象として指定をお願いしたい。

3 被災者支援及び復旧・復興の着実な推進のための財政措置について

(1) 熊本地震からの復旧に係る財政支援の継続

① 南阿蘇鉄道の復旧事業

- ・ 南阿蘇鉄道については、平成29年度に国の新たな支援制度が決定され、現在、復旧事業が進められているところ。
- ・ 復旧工事に必要な「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧費補助」に係る予算額の確保及び南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画に基づく取組み及び持続可能な公共交通網の構築についての支援・助言等をお願いしたい。

② 阿蘇地域へのアクセスルートの早期回復

- ・ 国道57号北側復旧ルート及び現道部について、熊本地震から4年半という異例のスピードで完成し、10月3日に開通いただいたところ。この開通は、コロナウイルスや豪雨災害で落ち込んだ本県の観光・経済の再生への希望の光となるものであり感謝します。
- ・ 令和3年3月頃の開通を目指して整備いただいている国道325号（阿蘇大橋ルート）については、地元の期待も大きく、南阿蘇村や阿蘇地域のみならず熊本県の復興に欠かせないものであるため、1日も早い開通をお願いしたい。また、応急復旧となっている村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）についても、恒久復旧に向け事業を推進いただきたい。

項 目	要望内容
【直轄代行事業】 ・ 国道325号（阿蘇大橋ルート） ——— 開通予定:R3.3月頃	1日も早い開通
【直轄代行事業】 ・ 南阿蘇村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）	早期の恒久復旧

③ 熊本城の復旧事業

- ・ 県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は2038年度となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

④ 大切畑ダムの復旧事業

- ・ 本県では、熊本地震による甚大な被害を受けたが、国からの特段の支援をいただき、官民一体となった取組みにより、着実に復旧・復興へ進んでいるところ。
- ・ 令和3年度以降においても、大切畑ダムの復旧を含む復旧・復興の完了に向けた事業を推進する必要があるため、十分な予算確保をお願いしたい。

⑤ 災害公営住宅に係る家賃低廉化事業

- ・ 災害公営住宅整備事業については、国からの財政支援をいただき、令和2年3月に12市町村68団地1,715戸全てを完成することができた。
- ・ 入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。
- ・ また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

⑥ 入札不調の影響で工事が遅れる復旧事業に係る予算の確保

- ・ 入札不調の影響により工事が遅れる事案について、引き続き予算の確保をお願いしたい。
- ・ 例えば、益城中学校は、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けたため、復旧完了までに長期間を要し、現在、復旧完了に向け工事を進めているところ。

- ・ 文部科学省において、事故繰越をしてもなお平成30年度までに復旧完了しない事業に係る復旧予算は、国の平成30年度補正予算に付替えていただいた。
- ・ 令和元年度に入札した災害復旧校舎改築工事及び体育館改築工事が入札不調となった影響により、仮設校舎の解体撤去工事が事故繰越した令和2年度までに完了しない見込みとなり、また、校舎改築工事等も令和2年度までに完了しない恐れもあるため、令和3年度以降に係る所要の予算の確保をお願いしたい。

(2) 創造的復興に係る財政支援の継続

① 益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

- ・ 「益城町の復興なくして熊本地震からの復興はない」との考えから、県と町が一体となって復興まちづくりを進めている。
- ・ 町に代わって県が施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約28.3ha）は、約5割の仮換地指定が完了し、令和2年6月から一部の宅地で自宅再建が可能となった。
- ・ 益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線4車線化、約3.1km）は、令和2年9月末に延べ705mの歩道が完成し、復興後の姿が目に見える形となった。
- ・ 町においても、市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、さらに、区画整理や4車線化等で新たに生み出される魅力的なインフラを最大限に活用した“にぎわいづくり”にハード・ソフト両面から取り組み、まちづくり会社による「にぎわいの核施設」の整備等を官民連携して進めている。
- ・ これらの創造的復興に関する取組みが実現するまでには長い時間を要するうえ、円滑な実施のために高度な専門的知識や経験も必要とされることから、早急かつ確実に事業を推進するため、引き続き、中長期的な予算確保や技術的アドバイス等の地方負担軽減となる支援をお願いしたい。

② 震災ミュージアムの実現及びデジタルアーカイブの取組み

- ・ 本県では、平成28年熊本地震の記憶や経験、教訓を後世に伝える取組みとして、激しい地震により出現した地震断層や被災した建物等を震災遺構として保存しつつ、平成28年熊本地震の情報や復旧・復興する姿を発信する拠点を整備、活用する震災ミュージアムの実現に向けた取組みを更に推進することとしている。
- ・ デジタルアーカイブについては、全国的にも大規模災害が頻発する中で、熊本地震の経験を本県及び全国の災害対応に役立てるためには、今後も収集した資料の整理・保存・公開を進めていく必要があることから、地方創生の取組みとして引き続き支援をお願いしたい。

地方税財源の充実確保

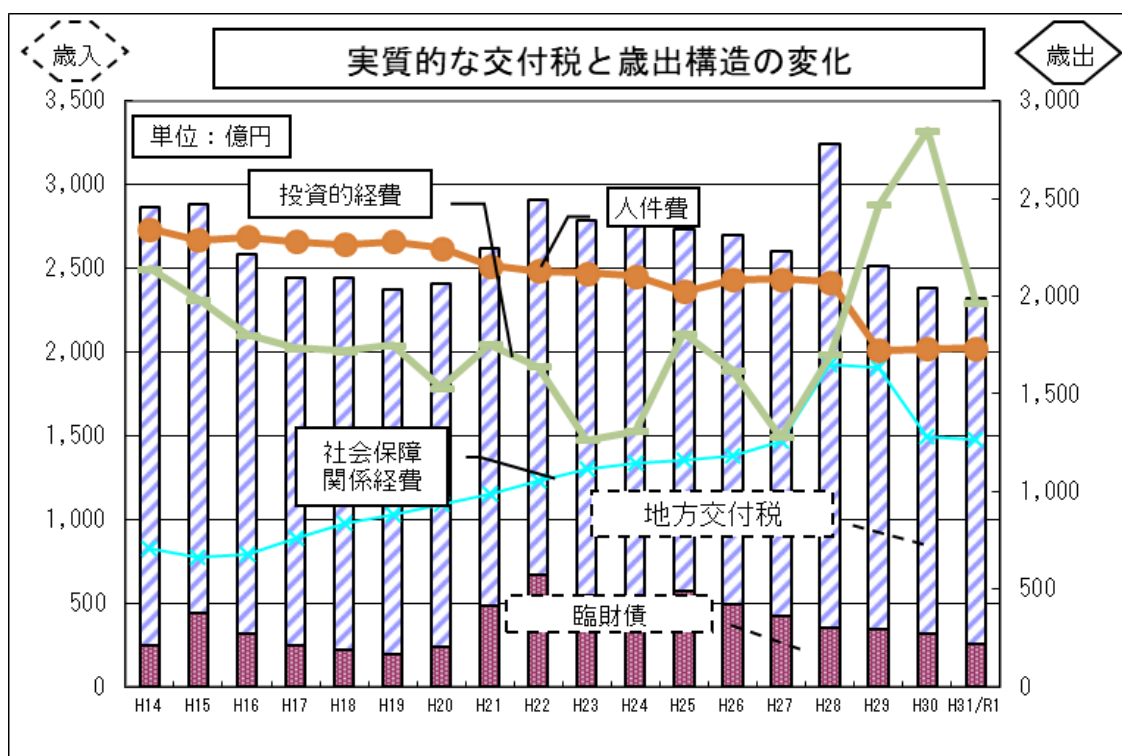
【内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
 - ① 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ② 固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ③ ゴルフ場利用税の堅持
 - ④ 将来的な車体課税の見直しの際の地方税財源の確実な確保
 - ⑤ 電気供給業等に対する収入金額課税制度の堅持
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策における今後の税制措置への対応

【現状・課題等】

- 地方が責任をもって地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。
- これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。
- このような対応が限界に近づいているなか、平成 28 年熊本地震という未曾有の災害に見舞われ、長い期間と多額の費用が必要な復旧・復興事業に取り組まざるを得ず、長期にわたる財源確保が不可欠となっている。



1 地方一般財源総額の充実確保

平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、2019 年度から 2021 年度までを「基盤強化期間」と位置づけ、地方一般財源総額について、「2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が示され、2020 年度地方財政計画の水準超経費を除く交付団体ベースでは、2019 年度を 1.1 兆円上回る 61.8 兆円が確保された。

今後も、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任を持って、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、2021 年度地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。

また、令和 2 年度（2020 年度）から導入された会計年度任用職員制度については、適正な制度運用に必要な人件費等の財政需要について、引き続き地方財政措置を確実に講じていただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立

地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。

また、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。

3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

① 地方法人課税の偏在是正については、大都市に税収が集中する構造的課題に対処する観点等から、令和元年（2019 年）10 月に地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、新たに恒久措置として、特別法人事業税と特別法人事業譲与税が創設された。

特に、地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源については、令和 2 年度地方財政対策の中で創設された「地域社会再生事業費」について、今後もその全額を地方財政計画に歳出として計上していただきたい。

② 償却資産に係る固定資産税は、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持していただきたい。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において令和 4 年度末（2022 年度末）まで延長されているため、その期限をもって確実に終了させるとともに、今後、新たな特例措置の創設を行わないようにしていただきたい。

③ ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。

④ 車体課税については平成 31 年度（2019 年度）税制改正における措置をもって最終的な結論とされたところであるが、自動車関係諸税については「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期

的な視点に立って検討を行う」とされたところ。

今後の検討にあたっては、自動車関係諸税が道路ネットワークの改良や維持補修をはじめとする地方の行政サービス提供のために貴重な財源であることを十分に踏まえ、地方財政に影響を及ぼすことがないように税財源を確実に確保していただきたい。

- ⑤ 令和2年度税制改正における電気供給業に係る課税方式の見直しについては、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響に一定の配慮がなされたところであるが、令和2年度与党税制改正大綱において、「電気供給事業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」とされたところ。

今後の検討にあたっては、収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税政の安定化にも大きく貢献するとともに、地方自治体から多大な行政サービスを受託している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持していただきたい。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置や自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等が実施されることとなったが、これらの措置による減収額については、国費で補てんすることとされたところ。

地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくには、その基盤となる地方税財政の安定が必要であり、地方税の軽減措置等は国の経済対策に用いるべきではなく、今後更に新型コロナウイルス感染症対策として税制上の措置を講じられる場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないように、国の責任において確実に措置していただきたい。

国土強靱化の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

国土強靱化対策については、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取組期間が終了する令和3年度以降においても、国土強靱化地域計画に基づく対策に対する持続的な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨により、県内各地で甚大な被害が発生した本県では、再び大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる、災害に強く安全・安心な熊本づくりを推進している。

平成30年度から3年間、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として財政支援をいただいていることや、令和元年度から2年間、「緊急自然災害防止対策事業」を実施していただいていることにより、国土強靱化を加速させることができ深く感謝する。

一方で、高度経済成長期に整備された橋梁、トンネル、河川等のインフラについては、建設後50年以上経過する県管理の橋梁で、早期に補修が必要な橋梁が42箇所あるなど、今後も老朽化が進行するインフラの計画的な整備や更新のための持続的な予算確保が必要である。

これらのことから、国土強靱化に向けた対策や、高度経済成長期に整備されたインフラ等の老朽化対策については、現在取り組んでいる3か年緊急対策のみで完了するものではなく、長期的かつ計画的に取り組むことが極めて重要であるため、3か年緊急対策の取組期間が終了する令和3年度以降においても、持続的な予算確保、及び「緊急自然災害防止対策事業」の継続をお願いしたい。

加えて、排水機場をはじめとした農業水利施設など各管理施設の機能維持・更新をはじめ、道路の老朽化対策や未就学児童等の安全確保など、国土強靱化に資する施策については、幅広く対策の対象とするよう要件緩和をお願いしたい。

【「防災・減災、国土強靱化に係る事業費等（国土交通省、農林水産省関係）】※県事業分
(単位: 億円)

	事業費	内訳		
		H30	R1	R2
緊急点検の結果、3か年で緊急に実施すべき対策	764	178	269	317
3か年緊急対策として予算配分いただいた対策	429	140	139	150

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

地方の社会資本整備を着実かつ計画的に推進するため、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保をお願いしたい。

高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化対策に対する持続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

道路・河川・砂防・港湾・漁港・下水道などの社会資本の整備は、未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。

こうした中、本県における道路改良率は57.9%（全国35位、道路統計年報2019）であるなど、社会資本整備は依然として遅れ、その解消には息の長い、腰を据えた、着実かつ計画的な整備が必要である。

また、社会資本の整備は、企業立地、雇用、観光客の増加や民間投資の誘発といったさまざまなストック効果を発揮するものであり、安全・安心な社会を実現するとともに、新たな経済や人の流れを生み出し経済の活性化につなげるためには、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。本県の基幹産業である農林水産業においても、生産基盤整備の推進により、生産性の向上や農山漁村の安全・安心の実現などストック効果を発揮している。これらのストック効果を重視した社会資本の整備を行うためにも、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保が必要である。

一方、高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、今後一斉に更新時期を迎えることから、計画的に維持修繕や更新を進めていく必要がある。農業用の排水機場については、耐用年数(20年)を超える施設が6割超であるなど、施設の老朽化が進行しており、計画的な更新、整備が必要である。

さらには、近年、全国各地で発生している大規模・激甚化する災害から国民の生命・財産を守るためにも、社会資本の整備を着実に進めていく必要がある。

このため、本県が真に必要とする社会資本の整備を滞りなく実行し、また、中長期にわたり、戦略的かつ計画的な社会資本整備のため、次期社会資本整備重点計画に投資規模等を明示するなど、必要な予算の安定的かつ持続的な総額確保をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

熊本地震からの創造的復興において、コンセッション方式が導入された「阿蘇くまもと空港」へのアクセス鉄道の整備に向けた取組みに対する、技術的協力と最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 課題及び検討状況等

(1) 現状と課題

- 空港利用者のアクセス手段は、自動車利用に大きく依存
(自家用車44.7%、レンタカー17.5%、リムジンバス17.5%、タクシー9.8%)
- 道路渋滞により空港リムジンバスが大幅に遅延するなど、定時性・速達性の確保が課題
- リムジンバスの輸送能力では「積み残し」が発生しており、大量輸送性の確保が課題

(2) 将来見込

- 空港運営会社は、約30年後には空港旅客者数を約2倍に引き上げる目標を公表
(国内線・国際線旅客数：2017年度 334万人→2051年度 622万人)

(3) 検討状況

- 平成30年度までに、各交通手段(鉄道、モノレール、LRT)によるアクセス改善策の比較検討を実施、JR豊肥本線から鉄道を分岐延伸する案を最適案として選定
- 令和元年度から、(独)鉄道・運輸機構に調査を委託、詳細な路線検討、需要予測等を実施
- 令和2年度は、昨年度の調査で課題が確認された費用便益分析等の精度向上や、事業費縮減のための継続調査を実施中

(4) 空港アクセス鉄道整備により期待される効果

- 急増するインバウンド対策
- コンセッション方式の導入効果の最大化
- 自動車から公共交通機関への転換による二酸化炭素排出量の削減
- 空港周辺やアクセス鉄道沿線地域における新たな先端産業の集積への期待、将来の県経済の発展を見据えた地方創生の「形」づくり

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた支援	空港アクセス鉄道等整備事業費補助	空港アクセス鉄道整備に向けた技術的協力と最大限の財政支援

3 要望の内容

○技術的協力

令和元年度から（独）鉄道・運輸機構に路線検討や需要予測等の詳細な調査を委託し、J R九州をはじめ関係機関の協力を得ながら、本格的に整備に向けた検討を行っているが、鉄道整備に向けて、さらに専門的な知見が必要になるため、技術的な助言等の協力をお願いしたい。

○財政支援

J R九州からは、鉄道整備に向けた基本的な方向性について同意を得ており、空港アクセス鉄道の運行開始後に整備費の3分の1を上限に拠出いただくという今までにない協力を得たところである。今後、さらに検討を進め、具体的な整備方針を決定した場合には、平成28年熊本地震からの創造的復興、地方創生の実現のため、整備費の3分の1の財政支援をいただくなど特別な配慮をお願いしたい。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援措置について、これまでの閣議了解等に基づき、県財政に支障をきたさないよう、引き続き所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加について、適切な対応を図っていただきたい。
- 3 認定審査において、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も所要の財源確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づき、「第七次水俣・芦北地域振興計画令和3年度（2021年度）実施計画」に掲げる事業の実施について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 6 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、平成28年度（2016年度）から水俣市で実施されている「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）

R2.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	45.3	15.7	83.3	95.7	240.0

- 2 水俣病特措法救済措置対象者は37,613人、裁判上の和解による解決者は2,992人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市・町名	令和元年度
水俣市	571,399(2)
芦北町	599,634(1)
津奈木町	550,990(4)
天草市	480,973(9)
上天草市	496,624(6)
県内市町村平均	427,784

- 3 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度（2016年度）以降1,159件の審査を行った。令和元年度（2019年度）末時点の認定申請者は419人となっており、申請者の迅速な保護と負担軽減等を図るため、認定業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、引き続き水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について予算措置が必要である。

特に胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

- 5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たり市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第七次水俣・芦北地域振興計画令和3年度（2021年度）実施計画」に掲げる事業の実施について国の財源措置が必要である。

（[水俣・芦北地域]R1年10月1日時点高齢化率：県内最高の41.7% H29年度一人当たり市町村民所得：2,062千円）

- 6 平成28年（2016年）3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度（2016年度）から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されているが、更なる地域の発展と研修効果の充実のため、研修の拡充を実施していただきたい。

川辺川ダム問題に伴う五木村の生活再建

【国土交通省】

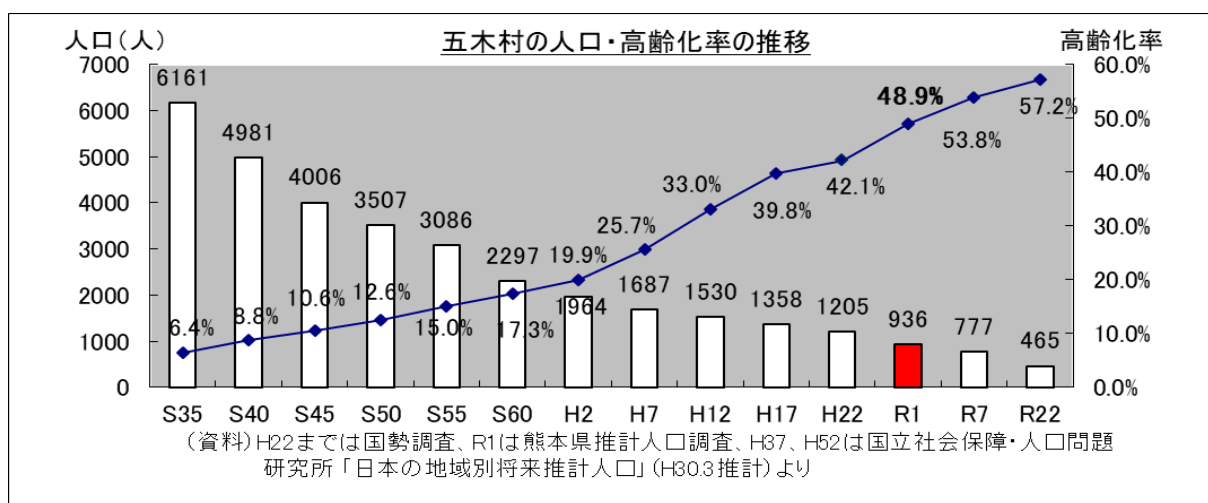
提案・要望事項

五木村の生活再建を着実に進めるため、平成23年(2011年)6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

また、五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施を担保することができる制度の構築に向けて取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

- 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率(R1:48.9%)が県内で2番目に高いことから、生活再建の取組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。
- このような状況の中、平成23年(2011年)6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。



※水没予定489世帯のうち、6割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少

※村内全集落のうち約2/3の集落で65才以上人口が5割超(35集落中23集落) [R2.8.31 五木村指定区別人口調]

【参考】県及び村の取組み (R2年度)

県：道路事業 国道445号整備 (社会資本整備総合交付金を活用) 事業費 593百万円

村：道路事業 村道整備 (社会資本整備総合交付金を活用) 事業費 244百万円

地方創生の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。
また、令和2年度（2020年度）地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金や地方創生関連交付金による強力な財政支援をお願いしたい。
 - ① 地方創生推進交付金について、さらなる地方創生の実現に向けた取組みの推進を図るため、令和3年度当初予算においても着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図ること。
また、地方の意見を十分に踏まえ、事務手続きの簡素化・合理化、変更申請の運用の更なる弾力化等の取組みを進めること。
 - ② 地方版総合戦略に掲げる事業を速やかに実施するために必要な地方創生関連交付金の予算総額の安定的な確保を図ること。
- 3 地方自治体から地方分権改革に関する提案を募集している「提案募集方式」については、地域の実情を理解し提案をできる限り実現していただきたい。
なお、地方へ事務・権限を移譲する際は、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、平成27年（2015年）10月に「熊本県人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、第2期の戦略についても令和2年度（2020年度）中に策定する予定である。
また、県内市町村も、平成28年（2016年）3月末までに全ての団体が第1期の地方版総合戦略の策定を完了、第2期の戦略についても令和2年度（2020年度）中に全ての団体が策定を完了予定となっている。
熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進するためには、地方創生推進交付金や地方創生関連交付金の長期的な財源の確保が重要である。
そのため、地方創生推進交付金等については、国の第2期総合戦略の対象期間（令和6年度（2024年度）まで）についても、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用することができるよう更に自由度の高い制度とするとともに、引き続き十分な予算規模とすべきである。
併せて、事務手続きの簡素化・合理化、変更申請の運用の更なる弾力化等の取組みを進めることが必要である。

3 真の地方創生を実現するには、国の関与を可能な限り縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要である。

令和3年(2021年)の提案についても、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなど、その実現可能性をより一層高める必要がある。

特に、提案募集方式は、内閣府との事前相談を通してより具体的な提案が提出されている。提案の実現に際しては、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組んでいただきたい。

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

1 新たな過疎法制定について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することから、引き続き総合的な過疎地域の振興が図られるよう、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定していただきたい。

2 新法における「過疎地域指定」について

新たな過疎対策法においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、地方の実態に即し、地域の状況等を的確に反映していただきたい。

3 新法における「卒業団体」の経過措置について

新法において、指定から外れる「卒業団体」が出る場合は、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置の更なる充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 新たな過疎法制定について

- 過疎地域は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、熊本県内 27 市町村が過疎地域として公示されている。

(参考) 県内過疎地域の概況

	市町村数	人口(人) H27	高齢者比率(%) H27	若年者比率(%) H27	財政力指数 H25-H27 平均
過疎地域	27	(31.1%) 554,923	35.3	10.9	0.239
非過疎地域	18	(68.9%) 1,231,247	25.6	14.9	0.507
県全体	45	1,786,170	28.6	13.7	0.346

※ 過疎地域の市町村数には、過疎地域とみなされる市町村及び過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含む。

- 過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げてきた。
- しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震や令和2年7月豪雨の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

- 一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、食料・水・エネルギーの生産・供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多面的・公益的機能を担っており、SDGs（持続可能な開発目標）の実現のモデルとなる可能性も十分有している。
- また、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、人口密度が低く、豊かな自然環境、やすらぎあるライフスタイル、生活文化の多様性等の過疎地域の価値が改めて評価されつつある。
- このような過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を確立・推進することが重要であるため、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後も、過疎地域の現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定していただきたい。

2 新法における「過疎地域指定」について

- 9月に自民党過疎対策特別委員会から示された「今後の過疎対策の基本的な考え方（素案）」では、対象地域の要件について、人口や財政を基準とする現行法の基本的枠組みは維持されているが、人口減少率の要件について基準年が変更（S35→S50 又は S55）される方向であるため、対象地域から外れる「卒業団体」が21年ぶりに生まれる見通し。
- また、素案においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を新法でも、設けることについて引き続き検討することとされている。
- そのため、新法においては、「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の全ての過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、地方の実態に即し、地域の状況等を的確に反映していただきたい。

3 新法における「卒業団体」の経過措置について

- 上記素案の中では、卒業団体に対する過疎債の経過措置については、「現行法制定時の内容を基本に引き続き検討する」とされている。
- しかしながら、過疎から卒業する可能性がある団体は、人口減少率や財政力指数に格差があるため、卒業団体に一律の経過措置を適用した場合、市町村が受ける影響に差が出ることが想定される。
- このため、新法においては、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも経過措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置の更なる充実をお願いしたい。

※ 過疎債については、直近3カ年度の過疎債発行額の実績の平均を基準額とする上限額（1年目100%、2年目100%、3年目80%、4年目70%、5年目50%）の範囲で、5年間、発行できる。

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する 新たな交付金制度の創設等

【内閣府、財務省、国土交通省】

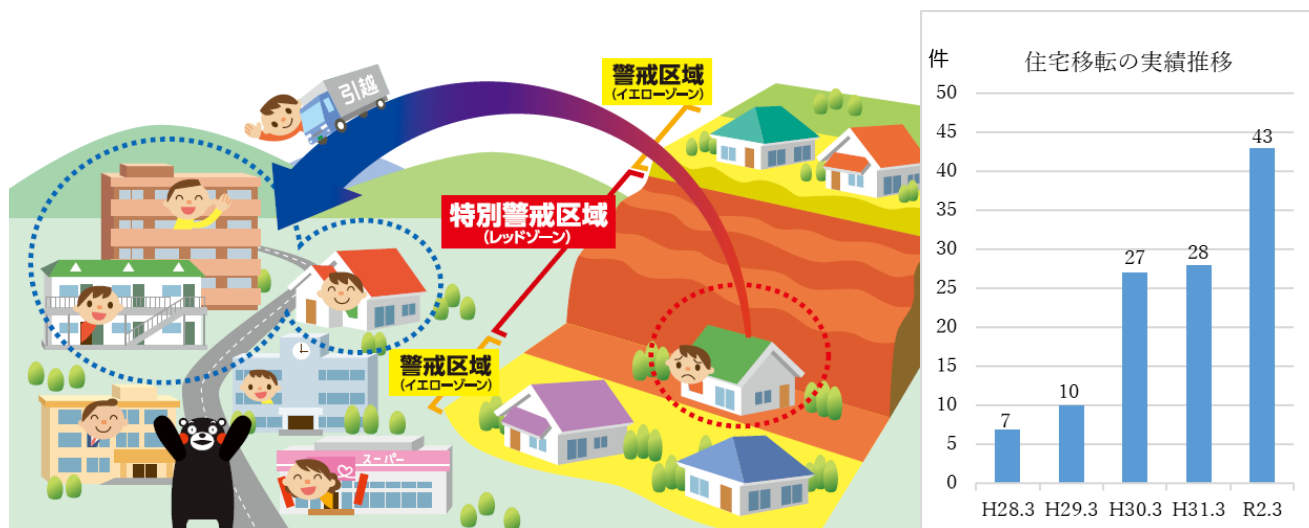
提案・要望事項

土砂災害特別警戒区域から安全な地域へ住宅移転を促進するため、平成 27 年度（2015 年度）に県が単独費により創設した「土砂災害危険住宅移転促進事業」による移転は年々増加している。

今後、さらに住宅移転を促進するため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 熊本県内には土砂災害警戒区域が 21, 661 区域あり、このうち 20, 176 区域で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を抱えており、そこに人家が約 2 万戸立地している。
- 土砂災害を防止する為のハード対策には多くの経費と期間を要し、また、人家 5 戸未満の区域は施設整備事業の対象外である。毎年各地で頻発する土砂災害から人命を守るためにはソフト対策も重要である。
- レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進するため、熊本県では平成 27 年度（2015 年度）から県単独費による「土砂災害危険住宅移転促進事業」を実施しており、移転実績は年々増加している。
- 本県では高齢化率が 3 割を超え 4 世帯に 1 世帯が避難に支援や時間を要する高齢者世帯であることから、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転は、人命を守るために極めて有効な対策であると考えられる。
- レッドゾーンからの移転経費の実費に対する補助を行うことや、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」の要件緩和・補助対象経費の拡充を図る等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。



高齢者の安全運転推進に向けた支援の充実

【内閣府、経済産業省】

提案・要望事項

公共交通機関網が脆弱な地域において、高齢者にとって自動車は、日常生活や就労、社会参加等のための重要な移動手段となっている。

全国的に、高齢ドライバーによる深刻な事故が問題となる中、国におかれては、高齢者の安全運転推進に向けた関係施策を強力に推進いただいております。令和元年度補正予算では「サポカー補助金」が創設されたところである。高齢化が進む本県においても、地域の実情に応じた支援策を講じていくこととしていることから、国の取組みを継続していただきたい。

- 1 高齢者をはじめとしたドライバーの事故を防止し、又は被害を軽減するため、安全運転サポート車及び後付けの安全運転支援装置の普及啓発をより一層推進いただきたい。
- 2 令和元年度補正予算で創設された「サポカー補助金」について、令和3年度以降も引き続き実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 全国的に高齢ドライバーによる深刻な事故が問題となっている。警察庁の統計によると、全国の75歳以上の高齢運転者の死亡事故のうち「ブレーキとアクセルの踏み間違い」を要因とするものが増加傾向にある。(平成30年：5.9%→令和元年：7.8%)
- 自動車は買い物や通院、就労、社会参加等を支える重要な移動手段であり、地域によって徒歩圏内に公共交通機関がないなど、高齢者を含め、自動車に頼らざるを得ない状況である。
- 本県の運転免許保有者は、令和元年12月末時点で約118万人であり、このうち65歳以上の高齢者が約31万人(構成率26%)、75歳以上の高齢者が約10万人(8.5%)で、全国と比較して、免許保有者全体に占める高齢者の割合は高くなっている。
- 一方、バス事業の収支悪化や運転士不足の要因により、県内のバス路線網は直近3年間で約10%、約300万km減少しており、自動車以外の移動手段の選択肢が少なくなっている状況である。
- 本県では、令和2年1月から、高齢ドライバーによる事故の防止に向け、日本デザインナンバー財団の「地方版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業」を活用して、高齢者が自動車に踏み間違い防止装置等を購入・設置する費用に対する助成を、熊本県交通安全推進連盟(会長：熊本県知事)においてモデル的に実施したところであるが、高齢者等からの反響が大きく、事業開始早々に補助予定台数の予約受付が終了するなど、ニーズの高さが明らかとなった。
- 政府におかれては、令和元年度補正予算により創設された「サポカー補助金(後付け装置設置を含む)」により、令和2年度の支援を実施いただいているところではあるが、令和3年度以降も引き続き実施していただくようお願いしたい。

治安基盤の整備充実

【総務省、警察庁】

提案・要望事項

安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、警察官の増員による人的基盤の充実を図っていただきたい。

【現状・課題等】

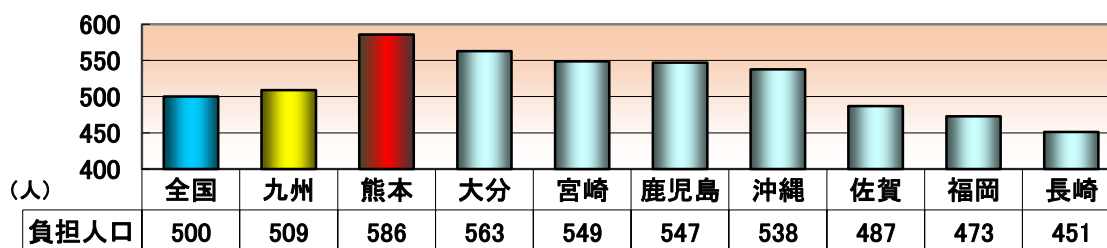
1 本県においては、平成28年熊本地震からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応、さらには、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた各種対策を講じているところであり、これらを支える安全で安心して暮らせる熊本を実現するための取組が必要不可欠である。特に、令和2年7月豪雨の被災地域においては、避難所及び仮設住宅の警戒活動、災害に乗じた犯罪被害の防止に資する広報警察活動を行っているほか、今後本格化する復旧・復興事業に絡む犯罪の取締りを強化していくところである。

加えて、県警察においては、近時の課題である人身安全関連事案、「電話で『お金』詐欺」（本県における特殊詐欺の呼称）への迅速・的確な対応、テロ等事態対処能力の強化等の治安対策など、各種取組を推進しているところである。

なお、指数治安を表す刑法犯認知件数及び交通事故死傷者数については、減少傾向が定着しつつあるところ、あわせて県民の体感治安を向上させるため、赤色灯を点灯したパトカーによるパトロール活動（昨年8月に実施した体感治安に関する意識調査において、県民が治安をよくするために最も効果があると思う取組）を強化するなど、引き続き、指数上の成果と県民のニーズに応える取組を強化していく必要がある。

このような中、本県の警察官一人当たりの負担人口（586人）は、九州内で最も高く、全国平均（500人）はもとより九州各県平均（509人）を大幅に上回る状況にあることから、前記の課題に的確に対応し、安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、警察官の増員による人的基盤の充実が急務である。

九州各県の警察官1人当たりの負担人口



注：外国人住民を含む県内人口に基づく警察官の政令定数（地方警務官を除く。）の人口負担率として換算

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策

【厚生労働省】

提案・要望事項

生活困窮者自立支援法で自治体の任意事業とされた生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行う事業について、国が4分の3を負担する必須事業としていただきたい。

【現状・課題等】

- 貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯等の子どもが希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要である。
- 平成27年（2015年）4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮世帯等の子どもに対して、塾形式による学習支援や、家庭訪問による生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う「子どもの学習・生活支援事業」は国庫負担2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担する必要がある。
- 生活困窮からの脱却に果たす教育の重要性に鑑み、この事業の拡充を図るため、自立相談支援事業と同様に、国庫負担4分の3の必須事業として位置づける必要がある。

【参考：本県の取組み】

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」 補助率1/2

- ・事業費 49,301千円
- ・生活保護受給家庭及び生活困窮家庭の児童生徒約337名を対象に実施。（R元年度）

災害発生前の広域避難に係る財政支援

【内閣府】

提案・要望事項

豪雨や台風による風水害が激甚化・頻発化しているなか、災害発生前でも市町村又は県が市町村の区域を越えた広域避難を躊躇なく行えるよう、財政支援をお願いしたい。

- ① 河川の氾濫や火山噴火などにより、大規模な被害の発生が予見され、多数の避難者が見込まれる場合など、市町村が、自らの市町村内において十分な避難所を確保できず、他市町村に広域避難を行う必要がある場合に発生する経費への財政支援
- ② 市町村で対応困難な市町村の区域を越えた広域避難が必要な場合や、複数市町村間で広域避難の調整を要する場合など、県が、市町村に代わって広域避難を実施する場合に発生する経費への財政支援

【現状・課題等】

- 1 河川の氾濫や火山噴火などにより、大規模な被害の発生が予見され、多数の避難者が見込まれる場合など、市町村が、自らの市町村内において十分な避難所を確保できない場合は、市町村の区域を越えて住民を避難させることが考えられる。災害対策基本法では、これを「広域一時滞在」として市町村間等における協議の手続が規定されており、広域一時滞在に係る費用については、原則として被災市町村が負担するが、災害救助法が適用される災害に関しては、法に基づき国及び都道府県で費用負担がなされることとなる。

新型コロナ禍における避難所開設・運営については、これまで以上に感染症対策に万全を期す必要があり、市町村においては、十分な数の避難所を確保することが求められている。

風水害が激甚化・頻発化しているなかで、新型コロナ感染症対策と避難所の確保を両立させるためには、市町村の区域を越えた広域的な避難も検討する必要があるが、通常の避難所開設・運営に比べ人員輸送等に費用がかかり、また、災害救助法が適用される災害が発生しなかった場合、市町村が全ての経費を負担することとなるため、市町村が広域避難（広域一時滞在）を躊躇なく選択できるよう、これに係る経費に対し財政支援が必要である。

- 2 本年9月に発生した台風第10号は、特別警報級の勢力で接近することが予想されたことから、県内への最接近にあたって多くの県民が避難行動をとった。令和2年7月豪雨の被災地では、使用可能な避難所が限られており、被災した自宅等で在宅避難をしている方の安全を確保することが困難であったため、広域的な避難の実施についての市町村からの依頼により、県主導で、被災地から約80km離れた場所へ市町村の区域を超えた広域避難を行ったところ。

このように、特別警報級の大規模な災害発生のおそれ等によって、市町村で対応困難な市町村の区域を越えた広域避難が必要な場合や、複数市町村間で広域避難の調整を要する場合などは、県が市町村に代わって広域避難を実施することが考えられるため、これに係る経費に対しても財政支援が必要である。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

【経済産業省、環境省】

提案・要望事項

水銀フリーの取組みが全国的に広がり、「水銀フリー社会」が、より早期に実現するよう、次の施策を推進していただきたい。

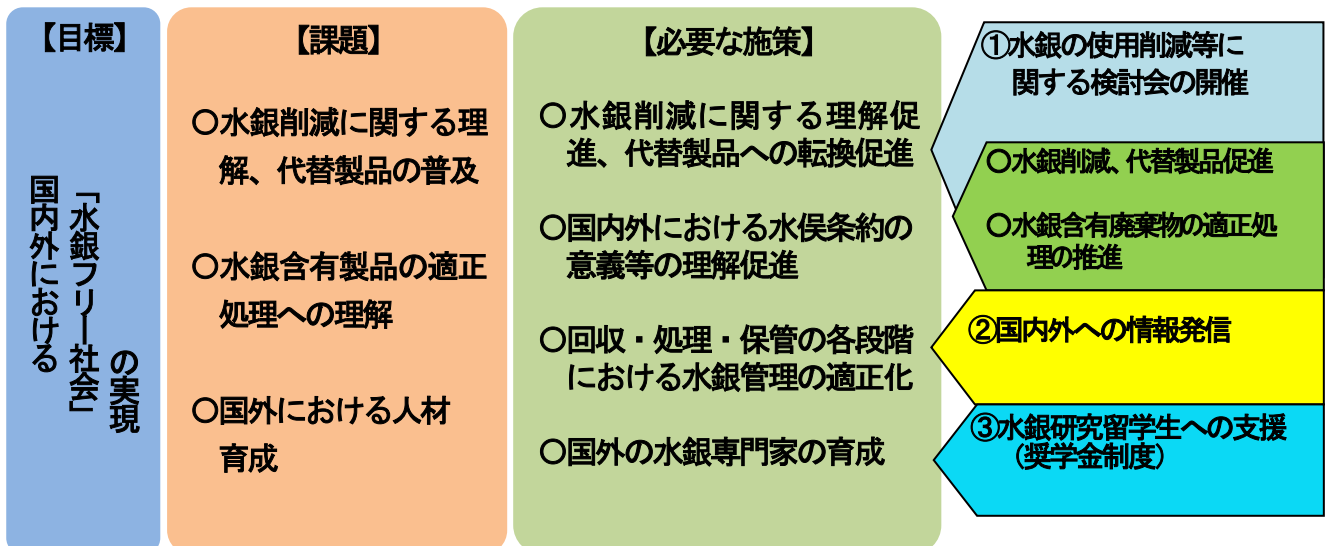
- 1 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するよう、財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 水俣病を経験した熊本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水銀を使用しない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行い、「水銀フリー社会」の実現に向けて検討会を開催し、情報発信や専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。
- 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀削減の必要性の理解促進など「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。
- さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



公衆衛生獣医師の確保

【厚生労働省】

提案・要望事項

鳥インフルエンザやCSF（豚熱）等の家畜伝染病のほか、食中毒や感染症に対する業務等、公務員獣医師が担う分野の重要性は増しているが、公務員獣医師を目指す学生は少なく、かつ都市部志向であり、公務員獣医師の採用は全国の自治体間の競争となっている。

そこで、本県では獣医師確保のために、獣医学部在学中の学生に対する修学資金貸与事業を行っているが、熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業に対しては農林水産省から1/2補助があるのに対して、公衆衛生獣医師が確保できる熊本県獣医師確保修学資金貸与事業に対しては、国の補助制度がない。

については、自治体を実施している公衆衛生獣医師確保のための修学資金に関し、農林水産省と同様の補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県の公務員獣医師の採用状況

最近受験者数が減少傾向である。また、内定辞退者も多く、ほぼ毎年採用予定者数を下回っている。

受験年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
採用予定者数 a	8	9	8	14	13	7	8	11	13	10	16
受験者数	15	17	24	32	27	31	20	26	14	12	14
採用内定者数	10	12	18	25	22	22	16	14	12	12	13
採用者数 b	3	4	6	10	13	5	7	9	8	4	9
b-a	-5	-5	-2	-4	0	-2	-1	-2	-5	-6	-7

2 本県の修学資金貸与制度

①修学資金の型：1型：熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業

対象は、産業動物獣医師（熊本県農林水産部獣医師職員含む）志望学生

2型：熊本県獣医師確保修学資金貸与事業（平成28年度～）

対象は、熊本県獣医師職員（健康福祉部、農林水産部問わず）志望学生

②貸与額：1型、2型とも国立大学（月額10万円上限）、私立大学（月額18万円上限）

③貸与対象者：獣医学を専攻する学生1～6年生

※1型は、国（農林水産省）から1/2補助あり。2型には補助制度なし。

動物保護施設の整備に係る補助事業の拡充

【環境省】

提案・要望事項

熊本県においては、「殺処分ゼロを目指す」取組みを強化し、安楽死数は大幅に減少したが、一方で、県動物愛護センター（以下「センター」という。）での保護犬猫が累増している。そこで、本県では令和元年度にセンター整備に係る基本計画を策定し、その中で新たなセンターの整備が必要としたところである。

センター整備については、環境省の「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」による補助制度があるが、予算額を補助希望自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は十分な補助が受けられない恐れがある。

については、上記補助事業の更なる拡充等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」の概要

犬猫保管施設の新築・改築・改修等の事業に対して、補助金を交付。交付先は自治体で、補助率は1/2。希望する自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は補助額が少なくなることがある。

予算額 H30：145百万円、R1：203百万円、R2：257百万円

2 熊本県動物愛護センターの概要

- ・ 昭和54年（1979年）に建設（築39年）。平成29年（2017年）4月に、「動物管理センター」から「動物愛護センター」へ名称を変更し、運営方針も「管理」から「愛護」に転換した。
- ・ また、「殺処分ゼロを目指す」取組みの強化等により安楽死処分数が激減するが、センターでの保護動物数が累増（令和2年（2020年）8月31日現在：犬118頭、猫12頭）している。
※以前は、週1回殺処分を行っていたため、保護動物の累積はなかった。

3 センター整備等について

老朽化と併せて、センターが「管理」から「愛護」へと役割を拡大したことから、譲渡拡大のための適正な飼養環境や、保健所と連携した動物愛護行政の現場司令機能など、将来的な機能強化に関して、平成30年度（2018年度）に有識者等によるあり方検討が行われた。また、令和元年度（2019年度）は、あり方検討会の報告を踏まえ、センター整備に係る基本計画を策定した。

当該計画に基づき、新しい愛護センターの建設に向けた基本設計等の予算を令和2年（2020年）9月補正で確保している。

女性の社会参画の加速化

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず、力を発揮できる社会づくりが必要である。

また、女性の社会参画の加速化については、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力につながるものである。

女性の活躍促進には、安心して子供を育てられる環境づくりなど、その地域の実情に応じた様々な取組みが必要であるため、地域の取組みを幅広く、継続的に支援する制度の充実及び、新たな基金の創設等の国の積極的な取組みをお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、平成26年(2014年)8月、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を発足し、平成27年(2015年)2月には、都道府県としては初めてとなる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策・事業を進めている。また、平成27年(2015年)9月に施行された女性活躍推進法に基づく「熊本県女性の活躍推進計画」を平成28年(2016年)3月に策定した。
- 上記の計画、戦略に掲げる「県内における事業所の管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合の目標を30%とする」等の成果目標の達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、各種取組みを推進している。
- しかしながら、同交付金は、制度発足当初と比較し、①国庫負担割合の減少、②事業の一部不採択(継続的な事業が実施困難)、③事務手続きが煩雑等の理由で、決して利用しやすいものになっていない。
- そこで、同交付金を地域の実情に合わせて活用しやすいものとするほか、地域独自の施策を継続的に支援する新たな基金の創設、現在の社会構造に見合った税・年金制度の構築など、国において積極的に取り組んでいただきたい。
- また、女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、特に企業や働く男性及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要である。このことは、地域だけでなく全国的な課題であることから、これまで以上に国の積極的な取組みをお願いしたい。

地方消費者行政の充実・強化のための安定的かつ継続的な財源措置

【内閣府、財務省】

提案・要望事項

消費生活センター・消費生活相談窓口の運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、今後も地方消費者行政を充実・強化できるよう、将来にわたる安定的かつ継続的な財源措置をお願いしたい。

なお、地方消費者行政強化交付金において、地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）については、活用期限までの所要額の総額の確保をお願いするとともに、地方消費者行政強化事業については、交付対象の拡充や活用期間の延長など、制度の充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業分（旧地方消費者行政推進交付金）の予算について、令和2年度（2020年度）は全国ベースで令和元年度（2019年度）比4%増（熊本県ベース約20%減）となっているが、平成30年度（2018年度）比で約4%減（熊本県ベース約40%減）、平成29年度（2017年度）比では約42%減（熊本県ベース約60%減）となっており、県及び市町村でこれまで同事業によって進めてきた（交付金活用期限を残した）事業については一部中止・縮小を余儀なくされている。
- また、平成30年度（2018年度）に創設された地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政強化事業分については、対象事業が限定的であること、特に地方消費者行政の根幹である消費生活相談員人件費への活用ができないこと、活用期間が最長3年間と短いことに加え、平成30年度（2018年度）は1/2だった補助率が、令和元年度からは一定の水準（自主財源が前年度比3%以上増加等）を満たさない場合には、1/3へと変更となったこと等により、地方消費者行政の充実・強化を図るには制約の多いものとなっている。
- こうした状況は、都道府県及び市区町村共通の課題となっており、令和元年度（2019年度）には全国知事会や全国市長会、全国町村会など、全国規模で同様の提案・要望がなされている。

子供たちの夢をはぐくむ教育の推進

提案・要望事項

【総務省、文部科学省】

より質の高い学校教育、障がいのある子供の学びを支える教育により、確かな学力の向上を図るなど『子供たちの夢をはぐくむ教育』を推進するため、次の支援策等をお願いしたい。

1 少人数学級によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備等

児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために少人数学級など以下についての改善等を行っていただきたい。

- ① 35人以下少人数学級によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備に係る将来の見通しを示し、自治体における教員の定数改善や教室の確保など財源等に支障が生じないものとする。
- ② 特別支援学級の学級編制の標準の引き下げを行うこと
- ③ 少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持（専科振替に伴う削減を行わないこと）及び通級指導のための加配の基礎定数化における要件緩和を行うこと
- ④ 小学校英語専科指導の加配における指導者や授業時数に係る要件緩和を行うこと
- ⑤ 水産系高校の実習船の船員について標準法の算定の対象とすること

2 教職員の働き方改革の推進

令和2年1月に告示された文部科学省指針に基づき、各教育委員会が上限方針を策定し、教育職員の業務量の適切な管理及び健康及び福祉の確保に取り組んでいく中、これを実現し、より質の高い学校教育を実施できるよう、以下について教職員の定数改善等を確実に推進していただきたい。

- ① 指針が求める「業務量の適切な管理」に当たっては、各教育委員会の業務見直し、工夫改善だけでなく、在校等時間の上限時間を遵守できる水準まで教職員定数を引き上げることが不可欠であることから、全国の教職員の在校等時間の実態等を踏まえ、確実な財源措置を行った上で、小中学校、高等学校及び特別支援学校に関する標準法定数の改善を確実に行っていただきたい。
- ② 教職員の負担軽減に資するスクールサポートスタッフ事業については、内示減などがないよう各教育委員会の要望に沿った財源を確保していただきたい。

3 教職員の定年延長を踏まえた定数改善等

地方公務員の定年が令和4年度以降段階的に延長される方向であることから、定年延長後の教職員の職務のあり方等に係る考え方を早期に示すとともに、定年延長により若年者の採用が大幅に抑制されることがないように定数改善を図っていただきたい。

4 学校現場における支援体制強化

被災した児童生徒等の心のケアや学習支援等に係る支援体制の充実のため、児童生徒の心のケア、学習支援などに係る教職員の加配措置を引き続き講じていただきたい。また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置を行っていただきたい。

5 「特別支援教育支援員」配置のための財源確保等

発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒の学びを支援するため、小中学校及び高等学校等に配置している「特別支援教育支援員」の配置に係る予算の拡充をお願いしたい。

6 高等学校における通級による指導の実施に係る教員の加配

高等学校における通級による指導の充実のため、申請数に応じた専任教員の加配をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 少人数学級によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備等

- ① 現在、本県では、小学校1年生については標準法の基準による35人以下学級、小学校2年生については加配措置による35人以下学級編制を行っているが、その他の学年については標準法同様の40人を基準として学級編制を行っている。

令和3年度の文部科学省の概算要求において、学級編成の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について、事項要求がなされている。計画的な整備に当たっては、前頁の提案・要望事項を踏まえたものとしていただきたい。

特に、学校が抱える様々な課題（学力向上、働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等）を解決し、教員が子供たち一人一人と向き合う時間を確保して教育の質を向上させるためには、35人以下学級の推進が効果的であると考えことから、学級規模の適正化に向けた定数改善をお願いしたい。

- ② 本県では、特別支援学級の学級数が年々増加している【参考2】ことから、教職員数の増員が必要であり、より充実した指導ができるよう、特別支援学級の学級編制の標準の引き下げについてお願いしたい。
- ③ また、本県では指導方法工夫改善加配を活用した指導を行っているが、同加配の一部基礎定数化にあたり、本県では、基準に満たない200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めている。さらに、今年度、ティーム・ティーチングや、少人数指導の一部が専科指導に振り替えられたため、総数で13人減少となった。

障がいに応じた通級指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになるなど、配置数の減少等により支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがあることから、これら基礎定数化の要件の緩和をお願いしたい。

- ④ さらに、小学校英語教育の専科指導に係る加配要件として、高い英語力が求められているため、人材確保が容易ではない。また、専科教員1人あたりの担当授業時間数が24時間以上という要件から、小規模校を多く有する本県においては、十分に配置できない状況である。同加配についても要件の緩和をお願いしたい。
- ⑤ 本県の天草拓心高等学校には、水産系の実習船「熊本丸」（495t）に乗船する船員が18名いるが、当該職種は標準法算定の対象外である。公立の水産・海洋系高等学校は全国37都道府県に46校、このうち熊本丸規模の中・大型クラスの実習船が28隻確認されるなど全国的な教育活動であり、船員の人材不足が激しい日本全国の水産・船舶業界に貴重な人材を供給している。このような社会的役割を考慮し、当該船員職について新たに標準法の算定対象としていただきたい。

2 教職員の働き方改革の推進

- ① 令和2年1月に告示された文部科学省指針に基づき、本県及び県内各市町村教育委員会において教育職員の在校等時間の上限等に関する「上限方針」を定め、教育職員の業務量の適正な管理等に取り組んでいくが、令和元年度の本県教育職員の調査（4～9月）では、小中、高校、特別支援学校の全体で、月45時間以上が41.2%、うち月80時間以上が9.2%であり、【参考1】今後、指針が定める上限時間の範囲内としていくためには、業務見直しだけでなく教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。

指針第5（5）「文部科学省の取組について」において、「学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進めること」とあり、教職員の定数改善はこれに他ならないことから、各教育委員会に取組み

を求める前提として確実に実施していただきたい。

- ② また、小中学校に配置するスクールサポートスタッフについては、教職員の負担軽減に寄与しているが、当事業は、例年、事業開始前は要望に対する内示減が続いており、本年度分は、新型コロナウイルス感染症対応分については要望額分の交付を頂いたものの、当初予算は要望額に対しては内示減であった。上記指針第5（5）に基づき、確実に措置いただきたい。

3 教職員の定年延長を踏まえた定数改善等

地方公務員の定年延長も国家公務員と同様に令和4年度以降段階的に始まる見込みの中、国家公務員には教育職の俸給表がないなど、公立学校の教職員のモデルとなる職種が国家公務員にはない状況にある。

今後、任命権者である都道府県・政令指定都市で検討を行うにあたり、60歳超の教職員の職務（特に管理職）のあり方や、標準法定数の考え方などを早急に示していただきたい。

また、今後10年間で段階的に定年が延長されていくが、定数が一定であれば、その翌年度の新規採用者数は大幅に減少することとなり、教育現場の組織活力が減少するおそれがある。

このような事態を緩和し、定年の引上げ期間中も新規採用を計画的に継続していくことができるよう、定数改善の見通しを示していただきたい。

4 学校現場における支援体制強化

熊本地震からの教育の復旧・復興に向け、平成30年度（2018年度）以降、毎年熊本県全体で42人分の加配の予算措置をいただき、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭等を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングによる授業等を行い、児童生徒が授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、SCとの連絡調整を行うことができた。

令和2年度（2020年度）も、熊本県全体で42人（教諭33人、養護教諭7人、栄養教諭1人、事務職員1人）の加配措置をいただいた。

教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、今後も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠であり、来年度以降も引き続き支援をお願いしたい。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第135号）に基づき、学校事務の職種で障がい者の採用を進めているが、少数配置という学校現場の特殊性の中で、障がいの種類を問わず雇用の促進していくために、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置を行っていただきたい。

【参考1「1」関係】本県の教職員の在校等時間の状況

	月45時間以上	うち月80時間以上
県立高・中学校（48校）	45.4%	13.9%
県立特別支援学校（19校）	21.1%	1.9%
市町村立小学校（254校）	38.3%	3.9%
市町村立中学校（120校）	50.4%	16.2%
計	41.2%	9.2%

※令和元年4～9月調査

【参考2「3」関係】特別支援学級数の推移（単位：クラス）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	491	514	532	565	594	616	655	715	<u>736</u>
中学校	201	215	229	240	250	253	256	261	<u>289</u>
合計	692	729	761	805	844	869	911	976	<u>1025</u>

※熊本市を除く。※R1は実績、R2は見込み（R2. 1. 15時点）

5 「特別支援教育支援員」配置のための財源確保等

発達障がい等の障がいのある児童生徒を含め、小中学校の通常の学級や高等学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒への支援を行うため、市町村や県では、「特別支援教育支援員」を配置している。

本県でも、発達障がいのある児童生徒が急増しており、きめ細かな支援を行うためには、特別支援教育支援員の増員が必要である。特別支援教育の充実のため、予算の拡充を引き続きお願いしたい。

【参考】 小・中学校の特別支援学級在籍者数

内容 \ 年度	平成21年度	令和元年度	増加率
在籍者数	1,960人	5,784人	2.95倍

発達障がいの診断があり通常学級に在籍している児童生徒数

内容 \ 年度	平成21年度	令和元年度	増加率
小学校	1,067人	1,672人	1.57倍
中学校	292人	739人	2.53倍
高等学校	80人	582人	7.28倍

6 高等学校通級指導のための専任教員の加配

小中学校等では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、「連続性のある多様な学びの場」で障がいのある児童・生徒への指導・支援が行われている。

本県では、平成30年度（2018年度）から、専任教員の加配により高等学校における「通級による指導」を開始し、対象生徒のコミュニケーション力や感情を調整する力の向上などの他、指導に当たる教師の指導力の向上、その他の教師の特別支援教育に関する理解の深まりが見られている。特に、生徒からは、「授業が楽しい。」「苦手なことについてきちんと学ぶことができるようになってきた。」「友達がいっぱいできた。」など、とても前向きな感想が挙げられるなど、確実な成果が認められている。

中学校の特別支援学級等で特別支援教育を受けた生徒の高等学校への進学者数の増加を踏まえると、高等学校における通級による指導の計画的かつ確実な拡充が必要となっている。高等学校における特別支援教育の充実に対する期待が大きい中、一刻も早い体制の整備が求められており、支援を必要とする生徒が必要な支援を受けられるよう、申請数に応じた、専任教員の加配をお願いしたい。

子供たちの夢を支える教育環境の整備推進

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

安全・安心して学ぶことができる学校づくり、学習・生活の場である学校施設の安全性・機能性の確保、多様な教育ニーズに的確に対応するための教育環境の整備など『子供たちの夢を支える教育環境の整備』を推進するため、次の支援策等をお願いしたい。

1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 公立学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修などの各種事業を計画どおりに進めることができるよう、来年度当初予算において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引上げなど、十分な財源措置をお願いしたい。
- (2) 公立高等学校施設の長寿命化改良事業について、公共施設等適正管理推進事業債が令和3年度までとなっているため期間を延長するとともに、地方財政支援措置の拡充をお願いしたい。
- (3) 公立学校施設の新増改築に係る負担割合の引上げや人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。

2 特別支援学校の教育環境整備

特別支援学校の教室不足の解消に向けて、新たな特別支援学校（「鏡わかあゆ高等支援学校」及び「かもと稲田支援学校」）の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の十分な予算の確保をお願いしたい。

3 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保

いじめ・不登校等の未然防止とその解消、新型コロナウイルス感染症の不安等への対応や被災した児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校等のニーズが高いことから、本県の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。

4 教育委員会・学校の法務相談体制の整備

令和2年度から弁護士への法務相談経費について普通交付税措置が講じられたが、虐待やいじめ事案のほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故等の諸課題について法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していることを踏まえ、すべての都道府県・政令指定都市が活用できるよう、新たな補助制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援

- (1) 平成30年度の補正予算から臨時特別の措置として計上されていた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策関連予算は、令和2年度（2020年度）当初予算までとなっており、来年度以降の公立学校施設整備費予算は厳しくなることが予想される。

そのため、今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や多くの学校で計画されているトイレ改修など令和3年度以降に各設置者が計画する各種事業が円滑に実施できるよう、

公立学校施設整備費に係る十分な財源措置が必要である。

- (2) 国の補助対象となっていない高等学校の長寿命化については、令和2年度（2020年度）に長寿命化プラン（個別施設計画）を策定し計画的に対応することとしているが、公共施設等適正管理推進事業債が令和3年度までとなっているため期間を延長するとともに、交付税措置率の引き上げなど、地方財政措置の拡充をお願いしたい。
- (3) 本県の熊本市、合志市、嘉島町等は、平成28年熊本地震による被害も大きく、厳しい財政運営を中長期的に強られる一方で、児童生徒数の増加に伴い学校施設の新增改築を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、学校施設の新增改築に係る国の負担割合の引上げや人口急増地域における地方財政措置の充実が必要である。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	H30	R1	R2
	百万円	百万円	百万円
公立学校施設整備費（①+②+③）	68,194	160,816	116,479
① 公立学校施設整備費負担金	39,251	35,629	41,865
② 学校施設環境改善交付金	28,797	125,157	74,588
内訳 国土強靱化関係以外	28,797	31,061	27,588
国土強靱化関係	—	94,096	47,000
③ その他	145	30	27

2 特別支援学校の教育環境整備

特別支援学校の教室不足数調査において、本県は、前回調査時より不足数が72教室増え、全国で最も多い243教室が不足している。さらに、今後、特別支援学校児童生徒の増加に伴い、ますます教室不足が深刻になると見込んでいる。

本県では、教室不足を解消するため、「熊本はばたき高等支援学校」（平成31年度開校）の整備に続き、「鏡わかあゆ高等支援学校」（令和3年度開校予定）及び「かもと稲田支援学校」（令和3年度開校予定）の新設校2校の整備を進めている。

さらに、既存の特別支援学校の整備について、平成30年度に県立特別支援学校整備計画【改定版】を策定し、平成31年度から教室不足解消に向けた整備に着手している。

今後の本県の事業実施において、多額の費用が見込まれるので、学校施設環境改善交付金の十分な予算を引き続き確保いただきたい。

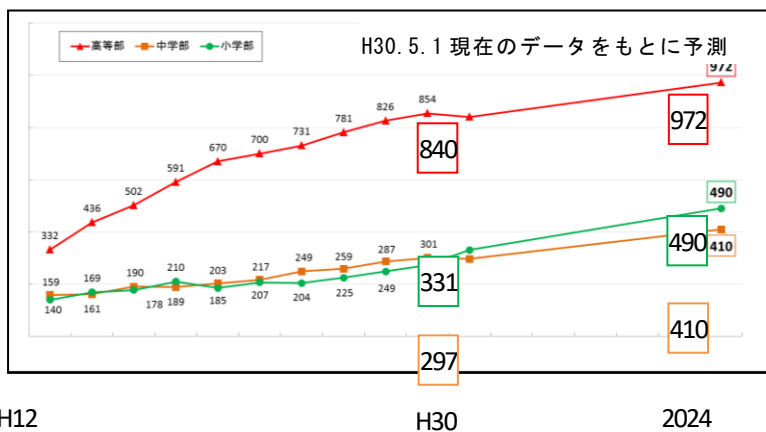
【参考】R1 公立特別支援学校の教室不足数調査結果

文部科学省調査より（不足教室には特別教室等と管理諸室を含む）

令和元年5月1日現在

都道府県名	教室不足数					
	H28.10.1現在	順位	H29とH30は調査なし	R1.5.1現在	順位	H28→R1の増減
熊本県	171	7		243	1	72
神奈川県	256	1		213	2	▲ 43
東京都	245	2		206	3	▲ 39
静岡県	214	5		196	4	▲ 18
千葉県	192	6		193	5	1
埼玉県	232	3		187	6	▲ 45
福岡県	130	10		139	7	9
兵庫県	133	9		137	8	4
栃木県	129	11		114	9	▲ 15
北海道	84	13		112	10	28

〔熊本県の知的障がい特別支援学校在籍者数の予測（重複障がい者数は含まない）〕



3 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の確保

心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズは小・中学校、高等学校、特別支援学校のすべての校種で高い。近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のためのアセスメントやカウンセリング等への活用が増加している。また、平成28年熊本地震で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題であることから、「スクールカウンセラー活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を拡充する必要があるため、本県事業の円滑な実施向け十分な予算を引き続き確保していただきたい。

【参考】補助金の推移（年度当初）

（単位：千円）

	スクールカウンセラー補助金				スクールソーシャルワーカー補助金			
	申請額	内示額	補充額	内示率	申請額	内示額	補充額	内示率
H28	32,178	32,178	0	100%	29,070	20,377	0	70.1%
	108,791	108,791	0	100%				
H29	35,134	35,134	0	100%	29,798	22,438	0	75.3%
	56,988	56,988	0	100%				
H30	43,995	43,995	0	100%	29,744	23,033	0	77.4%
	50,559	50,559	0	100%				

R 1	47,422	47,422	0	100%	29,862	27,788	0	93.1%
	40,975	40,976	0	100%	5,124	4,769	(補助額変更)	93.1%
R 2	47,425	47,425	0	100%	32,433	28,580	0	88.1%
	34,625	34,625	0	100%	5,040	4,441	(補助額変更)	88.1%

※上段通常配置分、下段地震対応配置分 (H28 下段は災害時緊急スクールカウンセラー活用事業 (全額国庫補助))

4 教育委員会・学校の法務相談体制の整備

本県は、平成25年度(2013年度)から国の「いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業」(以下「外部専門家活用事業」という。)を活用して、弁護士3人を登録し、スクールロイヤーと同様の業務を依頼してきたが、令和2年度(2020年度)から外部専門家活用事業実施要領が一部改正され、弁護士等による学校・市町村教育委員会への法的な助言等が補助対象外となった。

また、国は、平成29年度(2017年度)新規事業として「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」を始めたが、令和元年度(2019年度)をもって終了した。

虐待やいじめ事案のほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故等の諸課題について法務の専門家への相談を必要とする機会が増加しており、いじめの予防に関する法教育や教育行政の法務相談体制を充実させるため、すべての都道府県・政令指定都市が活用できるよう、交付税措置ではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの補助制度と同様の新たな制度創設をお願いしたい。

【参考】 予算状況

単位：千円

	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業		いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究	
	国の総事業予算	本県総事業費	交付決定額	国の予算	指定地域数
H25	4,764,000	2,687	895		
H26	4,797,000	1,005	335		
H27	4,948,000	1,059	353		
H28	5,711,000	990	329		
H29	6,114,000	920	306	3,000	2地域
H30	6,360,000	708	236	10,000	5地域
H31	6,885,000	1,050	210	8,000	3地域
R2	7,091,000	1,022			

【参考】 普通交付税措置

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度から、普通交付税措置 ※標準的な規模の都道府県で130万円を積算

安心して私立学校に通える教育環境の実現

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化をお願いしたい。また、保護者の経済的負担軽減のための制度の充実を図っていただきたい。
併せて、それらに係る所要の予算確保をお願いしたい。
- 2 熊本地震の影響もあり、進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県では、高校生の約36%(全国第5位)、幼稚園児の約84%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。各学校では多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により厳しい経営状況にあり学校経営の健全性の確保のため財政支援の強化をお願いしたい。併せて、学習環境を充実させるため、ICT環境等、施設・設備等の整備が促進されるよう、助成拡充をお願いしたい。

また、今年度4月から私立高等学校授業料の実質無償化が始まり、県では授業料等減免補助に取り組んでいるが、依然として公私間での格差が大きいと、制度の充実を図っていただきたい。

併せて、令和元年度の学校教育設備整備費補助金(高等学校産業教育設備整備費)、私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等ICT教育設備整備費推進事業費)にあつては、国庫補助率を下回る交付となっており、さらに、高等学校専攻科生徒への修学支援制度についても、予算措置状況を見ると既定の補助率に満たないおそれがある。そのため、所要の予算の確実な確保をお願いしたい。

2 平成28年熊本地震の際は、指定避難所に指定されていない多くの学校施設が避難所として利用されたが、耐震化が完了していない体育館等無柱空間のある施設の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識された。

耐震改築事業への補助については令和2年度(2020年度)まで延長されており、現在のところ2校4施設が今年度以降耐震化工事を計画している。

このような状況から、私立学校施設の耐震化を確実に進めるため、耐震改築事業に対する補助制度について、所要の予算確保を引続きお願いしたい。

熊本県の私立学校の耐震化率 (H31. 4. 1 確定値)

区分	全国	熊本県
幼稚園 ^{※1}	91.5%	90.1%
中学校	97.4%	100.0%
高等学校	90.1%	90.4%
合計	91.4% ^{※2}	90.5%

※1…幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。

※2…全国の合計には、小学校、中等教育学校、特別支援学校を含む。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

【厚生労働省、国土交通省、警察庁】

提案・要望事項

本県では、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長寿を楽しむ社会づくりを進めており、これらの取組みを更に進め、深めるため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用に関する制度の見直し
 - ② 介護従事者等の処遇改善に関する施策の更なる充実
 - ③ 中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援や医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設
 - ④ 地域密着型サービス事業所の整備に関する施策の充実
 - ⑤ 地域の実状に応じた市町村支援の強化及び介護保険制度の持続可能性の確保
 - ⑥ くまもとメディカルネットワークと全国保健医療情報ネットワークの連携推進
- 2 認知症施策の更なる充実
 - ① 若年性認知症者の受入れ事業所の拡大に向けた支援制度の創設
 - ② 運転免許返納後等の移動手段の確保に関する施策の充実及びそのための財源確保
 - ③ 認知症疾患医療センターの機能充実
- 3 がん対策の推進
がん検診の受診率向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するための施策の充実及び十分な財源の確保
- 4 在宅難病患者の支援
在宅難病患者の一時入院を受け入れる医療機関に対する財政支援の充実

【現状・課題等】

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金について、令和3年度（2021年度）以降も都道府県計画等に基づく医療従事者等の確保、施設整備等に支障がないよう所要額及び事業執行に必要なスケジュールを確保するとともに、国庫事業からの財源振替は慎重に行うことが必要である。
特に、介護施設等整備分については、介護保険事業支援計画に基づく施設整備数の増加や、地域医療構想を踏まえた介護療養型医療施設等の転換促進等が見込まれるため、少なくともこれらの基盤整備等に対応可能な基金所要額の確保が必要である。
また、医療分については、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、「在宅医療の充実」や「医療従事者の確保」のための事業が必要不可欠であるため、事業区分間の額の調整を認めるなど、地域の実情に応じて柔軟な活用ができる仕組みとすること。

② 県内高齢者の半数以上が要介護認定率の高い75歳以上となっており、介護人材の安定的な確保が求められているが、介護従事者等の離職率が高く、人材確保のための処遇改善が必要である。平成27年度(2015年度)介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の充実(月15,000円相当→月27,000円相当)が図られ、平成29年度(2017年度)の臨時の報酬改定においても介護職員処遇改善加算の充実(月27,000円相当→月37,000円相当)が図られた。加えて、令和元年度(2019年度)介護報酬改定において、更なる充実(経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら月額80,000円相当の処遇改善を行うことを算定根拠)が図られたところであるが、引き続き、質の高い人材の安定的な確保及び定着のため、介護従事者等の勤務環境等の向上に向けた処遇改善策並びに改善策を推進するための対策を講じる必要がある。また、軽費老人ホーム・ケアハウスの職員に対する処遇についても、給与面での改善を図るため、介護職員処遇改善加算と同等の措置を実施するための財源確保が必要である。

さらに、幅広い人材が介護の現場で働くことができるよう、元気な高齢者等を地域の介護施設等で受け入れる仕組みづくりや、外国人の就労環境整備(EPAの推進、介護福祉士を目指す留学生及び技能実習生の受入れ体制の整備等)が必要である。

③ 中山間地域では採算性が悪く在宅医療を提供する医療機関や在宅サービスを提供する事業所の維持が困難である。そのため、中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援及び医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設が必要である。

④ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護が必要になっても住み慣れた地域でできるだけ在宅生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの普及が重要であるが、収支差や従事者確保等の問題により、計画どおりの整備ができていないと難しい状況にある。

これらの地域密着型サービスの整備促進のため、地域医療介護総合確保基金による整備補助単価(小規模多機能型33,600千円/事業所)及び介護報酬の引上げが必要である。

⑤ 高齢者の自立・重度化防止に向け、県や市町村が実施する取組を支援するため、保険者機能の強化に向けた二つの交付金制度が創設されたが、特に社会資源に乏しい小規模自治体が必要な取組を実施できるよう、交付金の適切な運用と十分な財源確保をお願いしたい。

また、一層の高齢化に伴い、被保険者が支払う介護保険料や地方財政負担が増大し、負担能力を超えることが懸念されるため、国庫負担割合の引き上げを含めた負担割合の見直しにより、被保険者等の負担軽減を図り、制度の持続可能性を確保することをお願いしたい。

⑥ 本県では、事業主体の熊本県医師会が、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成26年度(2014年度)から令和3年度(2021年度)までの8年間で、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築を推進している。具体的には、医療・介護関係施設のネットワーク加入を令和2年度(2020年度)までに進め、患者等情報を集約しているセンターサーバを令和3年度(2021年度)に更新することとしており、また、ネットワークに参加する県民数については令和3年度末(2021年度末)までに5万人を目指している。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情

報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、令和2年度(2020年度)末以降の段階的稼働を目指して検討が進められている。

両ネットワークの連携等について検討するに当たって、全国保健医療情報ネットワークの費用負担者や負担額等、具体的な内容を適宜示していただくとともに、既設の地域ネットワークとの連携のあり方などについて検討していただく必要がある。

2 認知症施策の更なる拡充

- ① 県内には少なくとも700人程度の若年性認知症者がいると推計しているが、介護事業所においては「職員配置が難しい」等の課題から受入れが進んでいない(受入れは100人程度のみ)。

受入れ事業所の拡大のため、若年性認知症者の利用者が一定人数以上かつ一定割合以上(例えば3人以上かつ20%以上など)となる事業所に対して、専従の介護職員の配置経費(1人当たり平均給与月額277千円)について助成するとともに、若年性認知症者の嗜好分析、プログラム調整、対応職員に対する個別の介護指導等に係る経費への支援が必要である。

- ② 認知症高齢者による自動車運転免許の自主返納や取り消しが増加していることから、認知症の方の安全・安心な暮らしのために、他の交通手段の確保等の省庁横断的な対策が必要である。そのような中、平成29年(2017年)6月、国において高齢者の移動手段確保を含む「高齢運転者による交通事故防止に向けて」がとりまとめられ、取組みが進められているところである。国においては、これらの取組の充実化を図るとともに、免許の自主返納や取消処分を受けた認知症高齢者の代替交通手段の確保や買い物支援など、所要の財源措置を講じる必要がある。

- ③ 本県では、認知症疾患医療センターへの業務委託において、事例検討会の開催や関係機関との連携の回数を定めるなど、国の基準を上回る水準の業務を求め、認知症疾患医療センターの地域連携機能の充実を図っているところ。これは「熊本モデル」と言われる認知症医療体制を構築するうえで不可欠な機能である。

認知症疾患医療センターの機能を充実させていくためには、このような地域の実情に応じた取組みを補助金上評価する仕組みが必要である。

3 がん対策の推進

本県のがん検診の受診率は、国が実施する国民基礎生活調査では45%程度となっているが、がん検診は市町村だけでなく保険者や事業所で実施されており、市町村がその実態や正確な受診率を把握するのが難しいという課題がある。住民の受診状況を把握し精密検査の受診勧奨等を行い、がんの早期発見、早期治療につなげるためには、保険者や事業所が実施しているがん検診情報を市町村で一元管理できるようにするなど制度を見直す必要がある。

また、がん検診は健康増進法で市町村の努力義務と定められ、検診費用が一般財源化されているが、国が示した第3期がん対策推進基本計画のがん検診受診率50%、がん検診精密検査受診率90%の目標値を達成するためには、市町村が実施する検診受診の周知、未受診者対策、精度管理に必要な経費や、受診者増に対応した検診費用が確保できるよう十分な財政措置が必要である。

4 在宅難病患者の支援

「在宅難病患者一時入院事業」は、在宅介護を必要とする難病患者が、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、在宅で介護等を受けることが困難になった場合に備え、一時的に入院することが可能な病床を確保しておくことで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ることを目的としている。

本事業において、一時入院を受け入れる医療機関に対する補助単価は、1日当たり19,270円となっているが、医療機関における患者の一時入院に係る費用は、配置職員の人件費を含め、補助単価を超える額となる。

そのため、医療機関が在宅難病患者の一時入院の受け入れを円滑に行うことができるよう、補助単価の見直しを行っていただきたい。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

提案・要望事項

本県では、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らせるよう、就労や活動のステージづくりを進めている。障がいのある人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 発達障がいを診断・診療する際の診療報酬体系の見直し
- ② 重度の障がい児の通学時及び学校（校外活動含む）等における訪問介護サービス利用が可能となるよう制度の見直し
- ③ 重度訪問介護サービスの人材確保のための報酬体系の見直し

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組への支援

障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化等のための施策の充実

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）・社会福祉施設等施設整備費補助金について、事業実施に支障が生じないよう所要額確保

【現状・課題等】

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 本県では、発達障がい児の診断・診療を行う医師が不足し、受診するまでに数カ月の待ち時間を要している。小児科医等が発達障がい児を診断・診療する場合、成育歴の把握等に必要な診療時間等が診療報酬に考慮されておらず、積極的に診断・診療しようとするインセンティブが弱い。小児科医等が心理士等の専門職等と協働して行う、発達障がい児の診断・診療が促進されるような診療報酬体系に見直す必要がある。

- ② 重度の障がい児においては、その親の多くが学校への通学時や宿泊を伴う校外活動等に付き添いを求められ、中には授業中にも付き添いを要するケースもある。したがって、親の献身がなければ、医療的ケアが必要な大多数の生徒が教育活動への参加に困難を来すとともに、親自身の社会参加や、兄弟の育児・介護時間の確保にも苦慮しているという課題が生じている。

学校内の教育活動については、基本的には教育で必要な体制を整えるべきであると考えているが、それまでの間においては、授業中、校外学習等や通学時においても居宅介護・重度訪問介護等の訪問介護サービスが利用できるようにすることが必要である。

- ③ 重度訪問介護報酬の時間単価（30～60分当たり1,840円）は居宅介護の時間単価（30～60分当たり3,930円）と比較して大変低い状況であり、ヘルパー不足の中、安定的な事業運営が困難な状況にある。重度訪問介護では、専門的な対応等が求められることから、それに応じた報酬体系の見直しが必要である。

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

農福連携の推進のためには、障がい特性への配慮や、障がい者が安心して就労することができる環境づくりとして、トイレ・休憩施設等の整備や既存施設のバリアフリー化等が必要である。

しかし、農福連携に関連する既存の補助金は、全国のモデルとなり得る取組みであること等が要件となっていたり、個人農家を補助対象としていなかったりと、補助要件や補助対象が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

令和元年度（2019年度）の地域生活支援事業費補助金（44,100百万円）及び地域生活支援促進事業費補助金（5,400百万円）の合計予算額は49,500百万円で、令和2年度（2020年度）は総額50,500百万円という2%の増額にとどまっており、引き続き不足が見込まれることから、事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である（本県への令和元年度（2019年度）配分額は約492百万円（100%充当される特別支援事業及び促進事業を含まない場合は、約412百万円で、充当率は平均で62.63%））。

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化や利用者の高齢化・重度化に伴う改築等のほか、共同生活援助や日中活動系事業所の創設など地域生活移行の受け皿となる施設整備の要望が年々増加している。一方、平成26年度（2014年度）以降、耐震化整備についても社会福祉施設等施設整備費補助金により対応することとなっており、所要額に対する配分が十分ではなかった。令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）予算に関しては予算が大幅に増額されたが、障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、引き続き所要額の確保が必要である。

障がい者のニーズに応じた支援を行うため、今後の消費税増税分を障害者福祉に充当すること等による安定財源の確保が必要である。

熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、子供の健やかな育ちと子育てを支えるために、多子世帯への子育て支援や病児保育への支援などの取組みを行っている。少子化対策を進め、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりを実現するために、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 幼児教育・保育無償化の更なる拡充
- ② 保育士のキャリアアップ研修に対する支援の充実
- ③ 過疎地域等における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
- ④ 放課後児童クラブの利用料の無償化
- ⑤ 全国統一的な子供の医療費助成制度の創設
- ⑥ 元気な高齢者が地域子育て支援拠点等で活躍できる制度の創設

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保 教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量的拡充、職員の処遇改善や療育支援などの質の改善を行うための財源確保

【現状・課題等】

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として、保育所等の費用を無償化する幼児教育・保育の無償化が開始された。少子化対策は喫緊の課題であることから、子育てにかかる経済的負担を軽減するために、多子世帯については、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外の子供も無償化の対象とすることが必要である。

また、地方に実質的な負担が新たに生じないよう、必要な安定財源を国の責任で確保すべく、地方負担については、一般財源総額の同水準確保ルールの外枠で歳出に全額計上していただきたい。

- ② 平成29年度から保育士等の専門性の向上と処遇改善を目的にキャリアアップ研修が導入されたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり研修を開催できていないことから、感染防止対策の実施やオンライン研修等を導入するためのICT化に係る補助金の上乗せを行うとともに、令和3年度までの処遇改善加算要件に関する必須化時期の延長をお願いしたい。

- ③ 過疎地域等においても保育所等が安定的に運営できるよう、利用児童数が20名に満たない認可保育所でも、小規模保育所と同程度の運営費給付を受けられるよう公定価格の見直しを行うなど、支援制度の拡充をお願いしたい。

- ④ 小学校就学児童に対する居場所づくりとしては「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブの計画的な整備が進められている。

しかしながら、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の落ち込みや令和2年7月豪雨災害の影響等もある中で、全ての留守家庭の児童が利用できる状況にない。

ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等を含めたすべての子育て世帯を応援するため、放課後児童クラブの利用料の無償化をお願いしたい。

⑤ 子供に対する医療費助成については、現状では各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているが、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じ、自治体によって子供が受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において子供の医療費助成制度の創設が必要である。

⑥ 家庭や地域での子育て力の低下が進行する中、子育てに対する不安感や孤立感をもった子育て世帯が増加している一方で、地域には元気な高齢者が多数存在している。

そのため、保育所における入所児童処遇特別加算と同様の制度を地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等においても導入するなど、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、児童へのきめ細かな処遇の実現を図ることが必要である。

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、教育・保育施設や放課後児童クラブ等の「量の拡充」と、保育士等の処遇改善、保育士の職員配置基準の改善などの「質の改善」との両方を実現するためには1兆円超の財源が必要とされている。本県においては、平成28年熊本地震の影響により需要が高まっているところであり、量の拡充に不可欠な人材確保のためにも、財源について、国において責任を持って確保することが必要である。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で行うこととされている子育て支援の充実のための施策についても、国において責任を持って財源を確保し、実現していくことが必要である。

九州の主要都市をネットワーク化するための 九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

九州の各都市をネットワーク化することで、平常時・災害時においても安定的な輸送の確保が可能となるうえ、観光振興や雇用創出による活力ある地域の形成等のストック効果が見込まれる。また、熊本地震における教訓を踏まえ九州の主要都市や広域防災拠点へのアクセス向上を図ることが重要である。

そのため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

- 九州中央自動車道
 - ・「山都中島西 IC～矢部間」の完成時期の公表と早期整備、及び「蘇陽五ヶ瀬道路」の事業促進、並びに「矢部～蘇陽間」の計画段階評価の早期完了と早期事業化
- 南九州西回り自動車道
 - ・「水俣 IC～県境間」の完成時期の公表と早期整備
- 中九州横断道路
 - ・「滝室坂道路」、「竹田阿蘇道路」及び「大津熊本道路(合志～熊本)」の早期整備と「大津～合志間」の早期事業化
- 有明海沿岸道路（熊本県側）
 - ・全線の地域高規格道路としての位置付けの明確化及び国直轄による事業化
- 熊本天草幹線道路
 - ・「本渡道路」及び「大矢野道路」の早期整備のための所要額の確保（県事業）
 - ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備と「宇土～三角間」の計画段階評価の早期完了及び早期事業化（直轄事業）

併せて、道路予算の安定的な総額確保と各路線の重要物流道路への位置づけについて、特段の御配慮をお願いしたい。

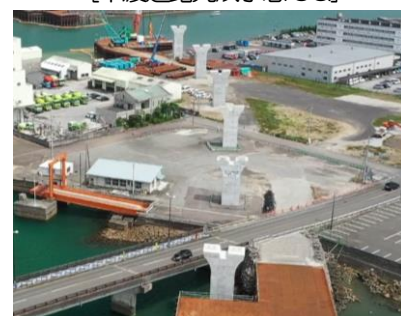
【現状・課題等】

- 本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、「すべての道はくまもとに通じる」という考えの下、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成 28 年熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。
- 特に、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

また、九州の縦軸となる南九州西回り自動車道及び有明海沿岸道路（熊本県側）についても、ダブルネットワーク強化と循環型交通ネットワークのミッシングリンク解消を図り、九州全体の経済浮揚に繋げるための道路として整備を促進する必要がある。
- 更に、熊本天草幹線道路は、陸上交通を国道橋 1 本に依存する天草地域の多重性確保に直結する道路であるため、「本渡道路」の令和 4 年度の供用目標の実現や「大矢野道路」の事業推進に必要な所要額を確保する必要がある。



熊本天草幹線道路
[本渡道路完成予想 CG]

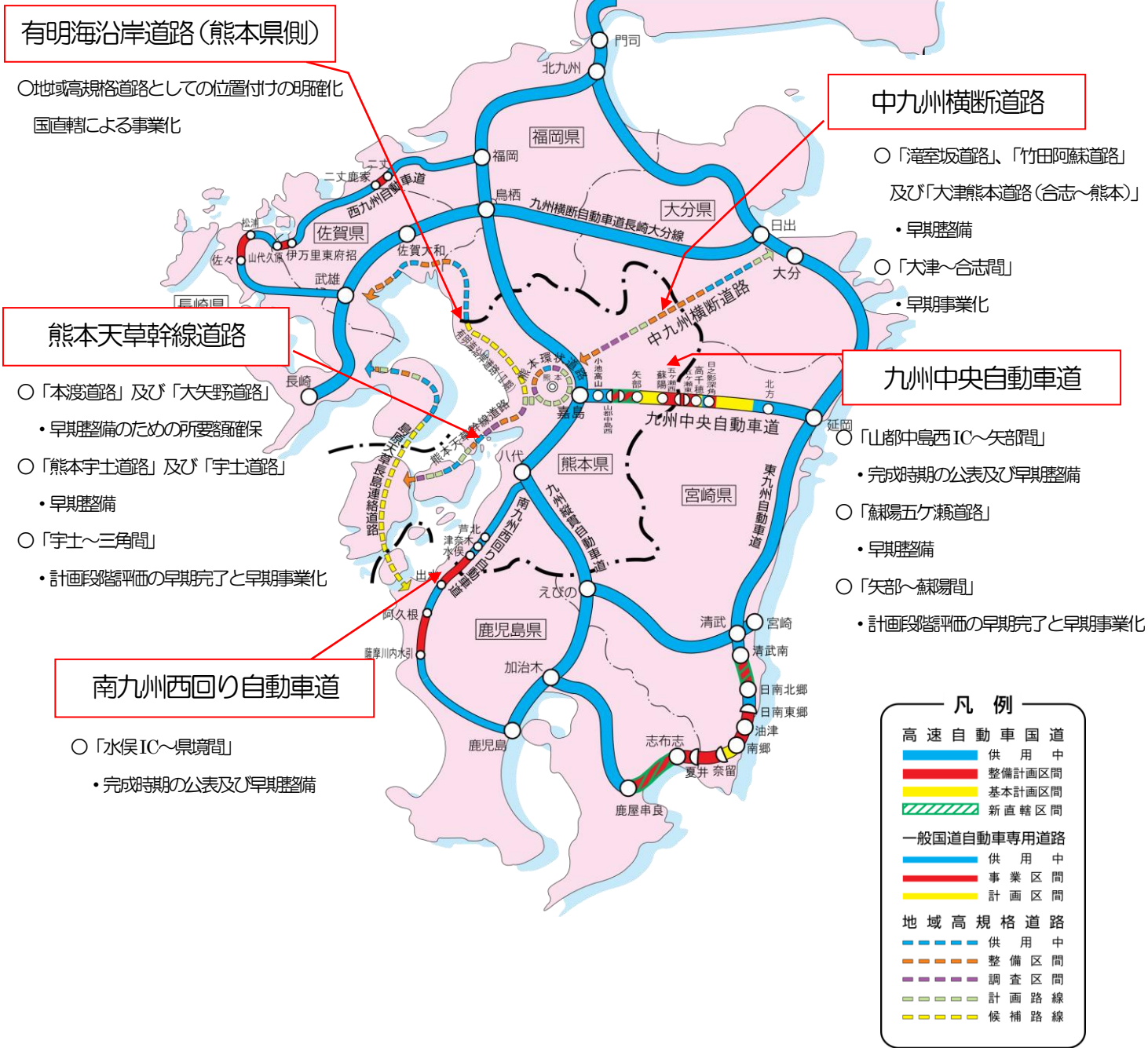


熊本天草幹線道路
本渡道路の整備状況 (R2.6)

また、平成30年5月に開通した天草の玄関口となる三角大矢野道路（天城橋）と併せて熊本からのアクセス性をより向上させるため、引き続き、大矢野道路の早期整備及び、昨年5月に着手した宇土～三角間の計画段階評価を早期完了し、早期の事業化が必要である。

- これら、九州の主要都市をつなぐ各路線は、地域間の物流を担う路線として、平常時・災害時においても安定的な輸送を確保する必要があるため、重要物流道路に指定するとともに、予算の重点配分をお願いしたい。

九州の高規格幹線道路概要図



地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民に必要な不可欠な生活交通手段である路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助について、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地域間の格差を解消し、より実態に即した方法で算定するよう見直しを行っていただきたい。
- 3 持続可能でかつ利便性の高い路線バスサービスの提供に向けて、路線バス事業者が行う共同経営の取組に対する支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にある。

路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成28年度(2016年度)の補助額内定時に、同補助金としては初めて、予算の範囲内で補助対象経費の額の調整(減額査定)を行う可能性が示唆された。結果的には減額査定は行われず、その後も現在のところ本県のバス事業者においては満額の補助金が交付されているが、万が一全国の国庫補助金計画額が予算額を上回り、満額の補助金が交付されない事態が発生した場合、バス事業者や県・市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねないこととなる。

鉄道の安全輸送に必要な設備については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の国の補助金や、県及び市町村の支援を受けながら、各鉄道事業者が整備を行っているところであるが、令和2年度(2020年度)においても前年度に引き続き、全国の補助要望額に対して予算が不足することにより、補助対象となっている車両検査費について予算配分がなされない他、PCマクラギ化以外の設備整備の補助率が1/3から1/4に引き下げられることとなっており、要望額どおりの補助金が交付されない。

満額の配分が受けられない場合、当該費用については、事業者若しくは関係市町村が負担しているが、各事業者では設備の老朽化が進んでいることから、今後さらなる費用の増大も見込まれており、このような状況が継続すれば、結果として必要な設備整備が行えずに安全輸送に支障をきたし、ひいては事業継続が困難となりかねない事態となる。

特に、平成28年(2016年)熊本地震により被災した南阿蘇鉄道及び令和2年(2020年)7月豪雨により被災したくま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道においては、収入が激減し、従来より一層厳しい

経営状況に置かれている。

- 2 路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分（補助ブロック）ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価（R2：265.88円）が適用されている。

県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、当該南九州ブロック単価を大幅に上回っている状況（A社：約415円、B社：約330円）にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。そこで、地域間の格差を解消し、より実態に即した算定内容となるよう北九州ブロック単価（R2：373.48円）の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などの見直しをお願いしたい。

- 3 本県のバス事業者5社は、独占禁止法特例法の施行後に、共同経営により、5社の垣根を越えて路線再編等のあらゆる取組みを進めていく方向性を確認し、全国初の実施に向けて現在その準備を進めているところ。

共同経営の実施に当たっては、各事業者が保有する運行状況や利用状況等のデータをしっかりと活用し、分析していきたいと考えているが、会社によって保有するデータの形式が統一されていなかったり、そもそもデジタル化されていなかったりといった課題がある。データ形式の統一・共有化や、それを分析するためのシステムの構築、共同経営計画策定のための調査・分析等について、県としても財政支援を行って取組を後押ししているところであるが、国においても、地方の路線バス事業者が行う共同経営の取組に必要なこれらの事業に対して、支援制度を創設いただきたい。

また、会社間の垣根を越えた取組を進めていくという観点で、複数社による営業所の共有や、運行管理者の兼務といったことが可能になれば、より効率的な路線網の構築が可能になると考えられるため、道路運送法におけるこれらの基準の緩和等についても積極的にご検討いただきたい。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

【国土交通省】

提案・要望事項

海に囲まれた「天草地域」においては、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、生活航路を確実に維持・確保していくとともに、近隣地域との交流・観光活性化やリダンダンシー確保につながる交通基盤が必要である。

また、八代市を中心とする「県南地域」は、高速道路、九州新幹線など高速交通網の要衝であるが、そのポテンシャルを活かし、更なる拠点性向上を図るため、天草地域を始めとした九州西岸地域へのヒトやモノの流れを加速させる必要があり、それを支える交通基盤が必要である。

これらの地域は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るために必要な支援をお願いしたい。

併せて、九州圏広域地方計画に位置付けのある「島原・天草・長島架橋構想（島原・天草・長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。新たな広域道路交通計画への位置づけを検討しており、構想段階にある交通ネットワークの具体化を推進していただきたい。

【現状・課題等】

- これまで、天草地域及び県南地域の海上交通は、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして、重要な役割を果たしてきたが、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況悪化、就航船舶の老朽化や船員の高齢化などで、多くの航路が休廃止されており、定期航路等の維持確保が喫緊の課題となっている。
- 本県では、これまで、地元自治体と連携して国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路を含めた定期航路事業等の運営費に対する補助を行っているが、経営基盤の弱い中小企業においては、船舶の代替船建造や老朽化に伴う船舶修繕の増加等による経営の圧迫が課題となっていることから、国において財政上の措置等の更なる拡充・充実を図っていただく必要がある。
- 「島原・天草・長島架橋構想」においては、九州圏広域地方計画に記載されており、関係機関等と連携しながら、実現に向けて要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、600人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。
- 「八代・天草シーライン構想」においては、八代市、上天草市等の県南18市町村で構成する八代・天草シーライン建設促進期成会が、令和元年6月に「八代・天草架橋による広域的な物流・観光等発展構想」を策定し、8月には国、県の計画への位置付けを求める決議を行った。また、令和元年10月には期成会から県に請願書37,006筆が提出されるなど地元の機運が盛り上がっている。
- これを受けて、県としても、知事をトップとする「熊本県八代・天草シーライン建設促進協議会（仮称）」を今年度設置予定。



並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民に必要不可欠な生活交通手段である肥薩おれんじ鉄道の安全運行確保のため、設備投資・整備費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線に対する支援策として、赤字補填・運営費助成等の財政支援制度と地元負担に対する地方財政措置を構築していただきたい。
- 3 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線の安定的な運営を支えるため、自然災害等による鉄道ネットワークの不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合においても、必要な設備整備の計画的な実施を担保することができる安定的な制度を構築していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 肥薩おれんじ鉄道について、安全運行の確保や利便性の向上を図るため、開業後も継続的に鉄道施設・設備の更新や整備が必要であることから、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の国の補助金（補助率 1/3）及び熊本・鹿児島両県自治体の補助金等により整備を行っている。

さらに施設の老朽化も進んでおり、今後も多大な費用が見込まれるため、国庫補助を有効に活用していく必要があることから、補助率の嵩上げ等の支援制度の拡充及び十分な予算額の確保をお願いしたい。

特に、令和2年度（2020年度）においても前年度に引き続き、全国の補助要望額に対する予算の不足により、車両検査費は配分されず、また、PCマクラギ化以外の設備整備に対する国の補助率が引き下げられる（1/3 → 1/4）見込みとなっている。

※車両・線路・電路の整備費

平成16年度（開業初年度）：299百万円 → 令和元年度：1,222百万円

- 2 肥薩おれんじ鉄道沿線は、県内でも人口減少が著しい地域であるため、他の並行在来線各社と同様、今後一層厳しい経営環境になることが見込まれている。一方で、鉄道資産の維持に多くのコストを要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政状況が悪化する中、今後の維持存続が危惧されているところ。

そのため、現行の設備整備費に係る補助制度のみならず、赤字補填や運営費助成等の財政支援制度の構築をお願いしたい。

また、肥薩おれんじ鉄道が主に地域住民の生活交通手段として利用されている実態を踏まえ、赤字補填等の支援を県や沿線市町が行った場合、路線バスの確保・維持に要する費用と同様に、その費用の80%を特別交付税で措置していただきたい。

併せて、設備整備補助の財源となる地方債（一般単独事業債）については、交付税措置（現行30%）の嵩上げをお願いしたい。

※ 経常損失額

平成16年度（開業初年度）：▲75百万円 → 令和元年度：▲689百万円

※ 熊本県及び鹿児島県（及び沿線自治体）の公的支援の状況

- ・ 平成18年度～令和元年度の両県累計支援額：3,916百万円余
- ・ 令和元年度末時点の累積赤字額：1,177百万円余（資本金1,560百万円）

- 3 自然災害等による鉄道ネットワークの分断は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼし、並行在来線各社において設備整備等の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう貨物調整金制度における配慮をお願いしたい。

阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

阿蘇地域の土砂災害を防ぎ、人命、財産を守るため、阿蘇山直轄砂防事業の促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 阿蘇地域は全国平均の約2倍の平均年降水量や火山性の脆い地質で土砂災害が起こりやすい。平成2年（1990年）及び平成24年（2012年）にも大規模な土砂災害が発生し人的被害等が発生している。
- さらに、平成28年熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生し、膨大な量の不安定な土砂が発生・残存しており、土砂災害の発生リスクが高まった状態となっている。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等を活用し砂防堰堤の整備を進めてきたが、いまだ流域の荒廃は著しい状況である。

2 現在の状況

- 県で現在実施している災害対応のみならず、阿蘇カルデラ内において集中的な土砂災害防止対策を講じていく必要があることから、平成30年度（2018年度）から阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和2年度（2020年度）は、10箇所で砂防堰堤整備が進められている。

阿蘇山直轄砂防事業 総事業費	平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）（予定） 約150億円
----------------	--

3 要望の詳細

- 阿蘇地域の人命、財産を保全するため、土石流・流木による直接的な被害を防止・軽減するとともに、河川へ流出する土砂量を低減し、下流域における土砂洪水氾濫被害を軽減するために、阿蘇山直轄砂防事業による抜本的な対策のための必要な予算及び人員の確保をお願いしたい。



花原川1 砂防堰堤（令和2年2月撮影）



東下田川2 砂防堰堤（令和2年8月撮影）

立野ダムの整備推進

【国土交通省】

提案・要望事項

立野ダムについて、一日も早い完成をお願いするとともに、景観・環境等に配慮した事業の実施及び流域住民の方々の理解を深めていただくための取組みを継続されるようお願いしたい。

【現状・課題等】

- 熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。白川では平成14年度（2002年度）に策定した河川整備計画に基づく整備メニューが概ね完了したことから、令和2年（2020年）1月に河川整備計画を変更し、更なる治水安全度の向上を目指し国と連携し整備を進めているところ。
- 治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。立野ダムにおいては平成30年（2018年）に本体工事に着手、令和2年（2020年）10月より堤体コンクリートの打設を開始し、令和4年度（2022年度）のダム事業完了に向け工事が進められている。
- 立野ダムについては、流域市町村も事業の推進を要望していることから、一日も早い完成をお願いするとともに、景観・環境、コスト縮減に配慮した事業の実施及び流域住民の方々の理解を深めていただくための取組みを継続されたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



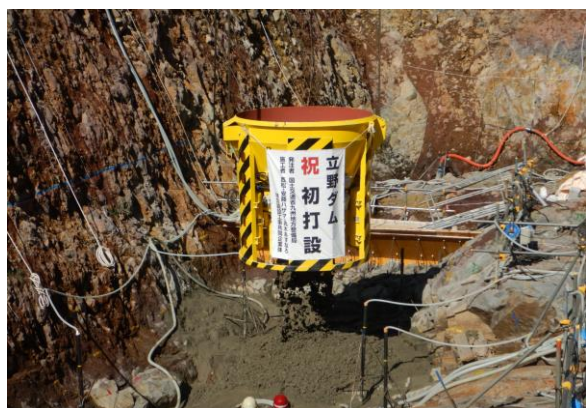
白川(県管理区間) :熊本市北区龍田1丁目

【完成後のイメージ(流水型ダム)】



上流側からダムを望む

【立野ダム堤体コンクリート打設】



令和2年10月開催 初打設式

【流域住民向け見学会】



令和元年6月開催 流域住民現地見学会

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援

【経済産業省】

提案・要望事項

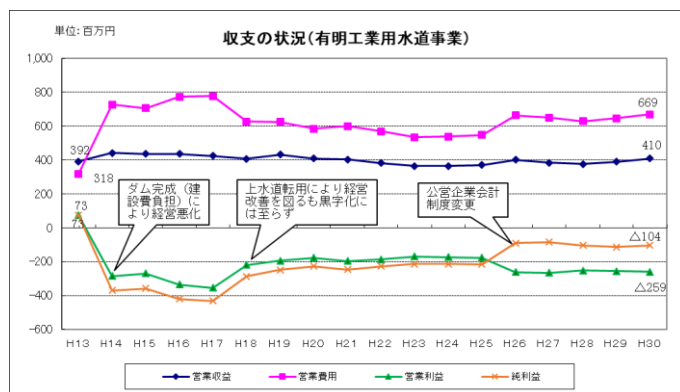
本県では全国に先駆けて工業用水道事業における公共施設等運営権方式（コンセッション方式）導入など積極的に経営改善の取組みを進めているが、ダム関連経費等の負担により依然厳しい経営環境下にある。

工業用水の安定供給を確保するために施設の耐震化や老朽化した設備の計画的な更新を着実に進められるよう、必要な予算枠の確保及び補助率の嵩上げ等の支援拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県工業用水道事業は、昭和50年代初頭に給水を開始し、現在、40事業所（従業員約6千人）に供給するとともに、主要施設を上水道等と共同化しており、地域経済や住民生活を支える重要なインフラである。

しかし、産業構造の変化により、重厚長大型の企業立地が進まないことから、未利用水を抱えており、更に、有明工業用水道ではダム関連経費の負担が経営を圧迫している。



- 本県では、これまで上水道転用など様々な経営改善の取組みを進めており、現在、全国に先駆けて工業用水道分野での公共施設等運営権方式（コンセッション方式）の導入手続きを進めている。
- 設備の老朽化が進み更新需要の高まりから平成28年度に「熊本県工業用水道施設更新計画」を策定したが、工業用水の安定供給を確保するために施設の耐震化や老朽化した設備の計画的な更新を着実に進められるよう、工業用水道補助金の必要な予算の確保や補助率の嵩上げ等の支援の拡充をお願いしたい。

<参考> 今後5年間の主要設備更新事業費（本県負担分）見込額 単位：百万円

年度	R3	R4	R5	R6	R7
有明工業用水道事業	113 (2ヵ年)		22	4	31
八代工業用水道事業	617	190	383	305	129
苓北工業用水道事業	17	15	84	90	86
計	952 (2ヵ年)		489	399	246

※上記は「熊本県工業用水道事業施設更新計画」による。

所有者不明土地の取得に係る制度の充実

【法務省】

提案・要望事項

公共事業を進める中で、所有者不明土地の取得が遅延している。
平成30年、所有者不明土地の利用を円滑にする仕組みの法整備をしていただいた。
現在、検討されている法（民法等）改正においては、登記上の所有者と実際の所有者を一致させるなど、所有者不明土地が発生しないような制度改正の実現をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 所有者不明土地については、豪雨、地震等の大規模な災害が頻発する昨今、早期復旧、社会資本の整備はもとより、まちづくりや産業振興など、地方創生の観点からも整理すべき課題である。
- 所有者不明土地の取得には、多くの権利者の所在確認や同意取得に努め、最終的には財産管理制度及び土地収用制度等を利用しているが、相当の時間と経費を要している。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（R1.6.21閣議決定）の中で2020年までに必要な制度改正を目指すことが示された。

【法務省】

◎相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

- ・不動産登記情報の更新を図る方策
- ・所有者不明土地の発生を抑制する方策

◎所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み

- ・共有制度の見直し
- ・財産管理制度の見直し
- ・相隣関係規定の見直し

- 是非とも、公共事業の着実な推進のため、登記上の所有者と実際の所有者が一致する制度としていただきたい。

(参考1) 令和元年度土木部事業(280箇所)での隘路事案数等

隘路事案数	うち所有者不明土地・相続多数事案
152	30 (20%)

(参考2) 熊本地震に伴う復旧事業において所有者不明土地等の用地取得に2年以上を要したものの

処理件数	摘 要
11	不在者財産管理人制度、認可地縁団体の登記の特例等により処理

(参考3) 国（法務省及び国土交通省）においては、ノウハウや人員不足の問題等を抱える市町村等に対する支援を目的として、平成31年（2019年）「九州地区所有者不明土地連携協議会」を設立。熊本県としても、国や関係機関と連携し、情報共有等課題解決に向けて取り組んでいる。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

【内閣府、文部科学省】

提案・要望事項

公立社会教育施設の早期復旧及び復興に向けた支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- ① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度の創設
- ② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【現状・課題等】

1 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
① 特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
② 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

2 要望の詳細

平成28年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況が発生した。

公立社会教育施設は、平成28年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしており、地域における防災拠点としての施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公立土木施設等と同様に扱うべきであると考えている。

そのため、①国庫補助制度の創設及び②特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震の経験により、南海トラフ地震等、近い将来に予想される次の大災害に備えるため、庁舎の防災機能強化や支援・受援のための防災拠点の充実・強化、並びに、これらの拠点と被災地とを結ぶ道路整備の重要性を改めて認識した。

これらを踏まえ、本県が広域防災拠点としての役割を担えるよう、次の施策の推進をお願いしたい。

- 1 自治体が計画的に防災・減災対策の充実・強化を図れるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化や、同事業債への対象事業の追加（新たな防災拠点庁舎の整備）など、更なる財政支援の充実・強化をお願いしたい。
- 2 政府現地対策本部の設置候補施設とされた熊本地方合同庁舎の必要な施設整備を早急をお願いしたい。併せて、大規模な広域防災拠点として、国主体による阿蘇くまもと空港の機能強化や広域支援体制の整備等をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の早期の整備を図っていただきたい。

【現状・課題等】

熊本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に、防災駐機場や備蓄倉庫等の整備を進めていた。このため平成 28 年熊本地震では、防災駐機場は、他県等からの延べ 150 機の応援ヘリの受入れ拠点として利用したほか、備蓄倉庫は、物資の集積拠点として使用するなど、被災地支援の拠点としての役割を担った。

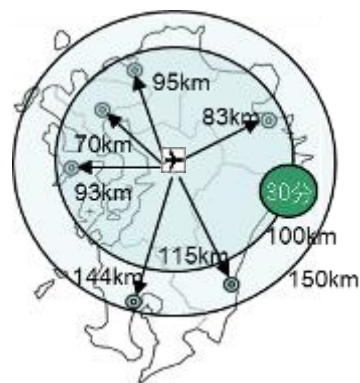
一方、地域防災の要として機能する必要がある行政庁舎が被災し、機能低下に陥るなどの課題が明らかになったほか、本県と大分、宮崎を結ぶ国道 57 号や県道熊本高森線などの主要な道路が被災したことで、物資などの輸送は困難を極めるなど横軸の脆弱性が露呈した。



(防災駐機場に集結した他県応援ヘリ)

- 1 大規模災害に備え、自治体においては計画的に防災・減災対策の充実強化を図っていく必要があるため、緊急防災・減災事業債の恒久化や、同事業債への対象事業の追加（新たな防災拠点庁舎の整備）など、更なる財政支援の充実・強化が不可欠である。

- 2 九州における政府現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎B棟が選定されたことから、その機能を果たせるよう災害時にも利用可能な同施設と県との通信手段の多重性を確保するなどの施設整備を早急に行う必要がある。



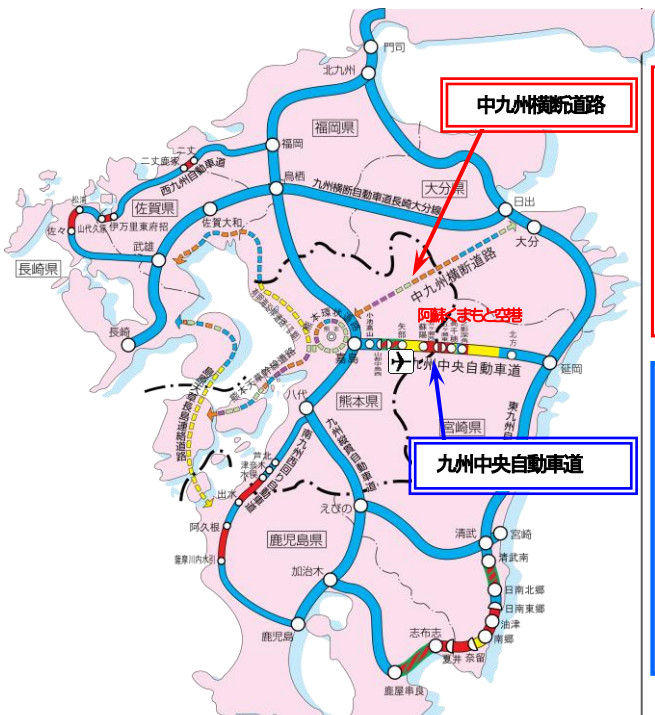
(防災拠点としての優位性)

また、阿蘇くまもと空港が「大規模な広域防災拠点」として、県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担っていくため、国としても救援物資や燃料保管施設の整備などを主体的に行うとともに、被災地の広域的支援体制の整備を図る必要がある。

3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる道路網整備が急務である。

中九州横断道路については、平成30年（2018年）に工事に着手した「滝室坂道路」でトンネル工事を促進するとともに、昨年度事業化された「竹田阿蘇道路」は、現地の測量や調査を実施中である。また、本年度は「大津熊本道路」のうち合志～熊本間が新たに事業化されるなど、着実に事業が進捗しているところであり、大津～合志間においても早期事業化を図り、整備を促進する必要がある。

また、九州中央自動車道については、事業中区間である山都中島西 IC～矢部間の整備が促進するとともに、本年度は「蘇陽五ヶ瀬道路」が新規事業化されたところであり、矢部～蘇陽間の早期事業化を図るなど、引き続き全線の早期開通に向け事業を促進する必要がある。

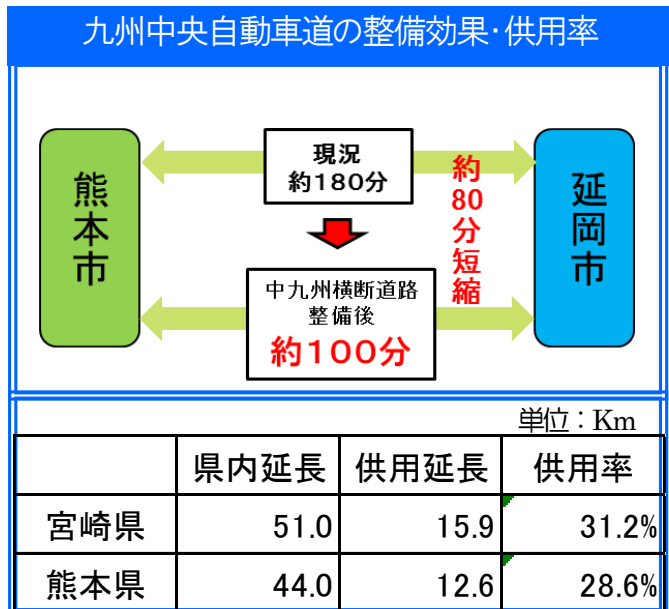
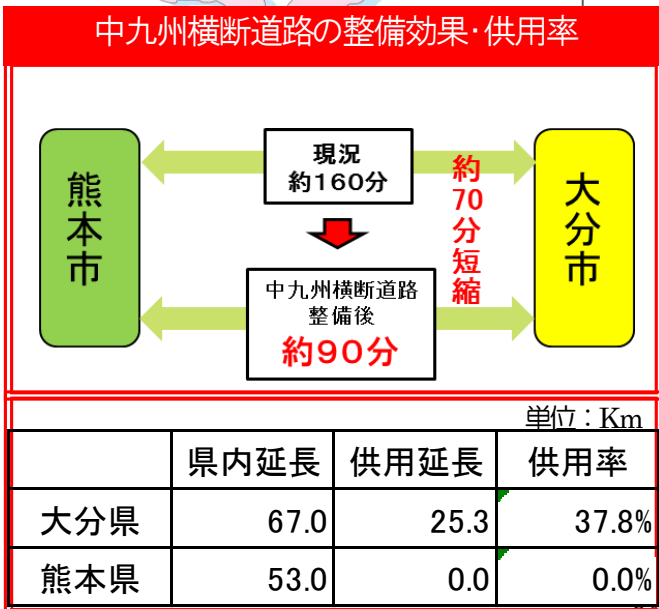


中九州横断道路

- 滝室坂道路 …… 早期整備
- 竹田阿蘇道路 …… 早期整備
- 大津熊本道路（合志～熊本） …… 早期整備
- 大津～合志間 …… 早期事業化

九州中央自動車道

- 山都中島西 IC～矢部間 …… 完成時期の早期公表と早期整備
- 蘇陽五ヶ瀬道路 …… 早期整備
- 矢部～蘇陽間 …… 計画段階評価の早期完了及び早期事業化



「持続可能な社会の実現」に向けたプラスチック対策

【農林水産省、経済産業省、環境省】

提案・要望事項

2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャンビジョン」の実現には、持続可能なプラスチックごみ対策が必要であり、そのためには、県レベルの取り組みだけでは解決できず、国レベルでの政策、制度、支援等の対応が不可欠な課題が多く存在している。レジ袋有料化を契機に、プラスチックが自然環境中にごみとして排出されない社会となるよう、国のリーダーシップのもと取り組んでいただきたい。

- 1 資源ごみとしてプラスチックの回収が促進されるよう、容器包装リサイクル法（以下、「容リ法」という。）のスキームの弾力的な運用や拡充、プラスチック製品のデポジット制などに取り組んでいただきたい。
- 2 プラスチックのリサイクルには素材毎に正確に分別する必要がある。そのために、素材毎の分別が困難な「複合材」や、焼却時に塩素ガスを発生する塩化ビニル系のプラスチックの使用縮減に取り組んでいただきたい。
- 3 陸域でのプラスチックごみの排出を抑制するため、十分な予算を確保していただきたい。また、自然環境中で分解される生分解性プラスチック製品の利用促進は海洋プラスチックごみ削減に有効であるため、国において品質面での規格化等を推進していただきたい。さらに、マイクロプラスチックの排出を抑制するため、非常時などに使用するプラスチック製品（ブルーシートや土のう袋等）の規格化や、推奨する使用期間の明示等に取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャンビジョン」の実現や、輸出入規制等による廃プラスチックの国内処理量の増加に対する対応するためには、県レベルの取り組みだけでは解決できず、国レベルでの政策、制度、支援が不可欠な課題が多く存在している。

特に、今年7月から実施されたレジ袋有料化によって、国民のプラスチックに対する関心が高まっており、これを契機に、様々なプラスチック対策が国民的な取り組みとなるよう国のリーダーシップのもと取り組んでいただきたい。

1 廃プラスチックの回収促進

- (1) 現在、市町村が行っている資源ごみとしてのプラスチックの回収は、容リ法の対象となるプラスチックが中心であり、同法対象外のバケツ、洗面器などのプラスチック製品は、資源ごみとしての回収が進んでいない（県内45市町村のうち34団体は、同法以外のプラスチックを分別回収していない）。プラスチックのリサイクル率をより向上させるため、同法のスキームの弾力的な運用や拡充等により全てのプラスチックを集めるシステムが必要。
- (2) 廃プラスチックの分別回収が促進されるには、啓発だけでは、その効果には限界がある。

そのため、取組みの動機付けとなるプラスチック製品のデポジット制、容器を持参した場合の割引の推進及びポイ捨ての法令による罰則化など、プラスチック製品の回収が促進され、自然環境中にごみとして排出されないような社会づくりのための施策が必要。

2 プラスチックのリサイクル促進

- (1) 平成29年度一般廃棄物実態調査（環境省）によると、一般廃棄物のプラスチックごみのうち、容リ法に基づきリサイクルされるプラスチックは全国平均で22.5%（本県推計）に留まっている。リサイクル率が高い欧州では、容器包装はリサイクルしやすい単一素材が多く利用されているが、日本ではいくつかの異なる材質の素材を張り合わせた「複合材」が多い。「複合材」については、分別・リサイクルが困難なため、極力減らすよう取り組んでいただきたい。
- (2) 塩化ビニル素材は、リサイクルはしやすいが、焼却時に塩素ガスが発生するため、燃料としての活用はできない。国内での塩化ビニル製品の材料としてのリサイクルには限界があり、将来、国内処理が厳しくなることから、塩化ビニル素材の縮減が必要。

3 陸域での発生抑制（製品の適正使用）

- (1) 海域のプラスチックごみの多くが、陸域から河川や水路を介して海に流出したものである。本県の海岸にも消費者由来のプラスチックごみや農業・漁業等のプラスチックの資材が多く漂着している。これらのごみの削減するためには、陸域での対策が不可避であり、十分な予算確保をお願いしたい。
- (2) 農業などにより排出されるプラスチックを削減するためには、自然環境中で分解する「生分解性プラスチック製品」の普及が有効である。生分解性製品は、生分解性プラスチック製品として最も利用されている「（農業用）生分解性マルチ」については、価格は依然高いものの、機能面では改良が進み、メリットも大きい。しかし、細片の分解残、生分解されない石油由来成分等の土壌への残留などの課題がある。
園芸農業が盛んである本県を含めて、全国的に生分解性製品を普及させるためには、製品の「安全性」や利用者の「利便性」が必要であり、国において品質面での規格化や安価でメリットが大きい製品の開発、積極的使用のPRなどに取り組んでいただきたい。
- (3) 本県では平成28年熊本地震災後、ブルーシートや土のうが応急的な対策として多く使用されたが、未だに撤去されず使用され続けているものも見られる。ブルーシートや土のう袋もプラスチック製品であり、長時間の使用により激しく劣化し、マイクロプラスチックとしての流出が懸念される。製品によって耐久性に差があり、使用時には耐久性と使用期間を考慮する必要があることから、将来的に、製品の規格化や推奨する使用期間の明示について、国において取り組んでいただきたい。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

【内閣官房、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 本県で取組みを進めている、「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、平成20年度以来行われていない世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る審議の推進をお願いしたい。
- 2 本県と阿蘇郡市7市町村では「阿蘇」の世界文化遺産登録に向けた資産の保存・管理にしっかり取り組んで参る所存であるので、今後とも世界遺産暫定一覧表への追加記載に関する助言・指導等の支援をお願いしたい。

資産名称	構成要素	備考
「阿蘇カルデラー巨大なカルデラ火山を極限まで利用した文化的景観」	阿蘇の文化的景観、阿蘇山（米塚・草千里ヶ浜）、阿蘇神社、中通古墳群、豊後街道	国内暫定一覧表候補資産

【現状・課題等】

- 「阿蘇」については、平成20年（2008年）に暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられ、その際に文化審議会から示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で検討や取組みを進めている。
- これまでに、国重要文化的景観の選定をはじめ構成資産の文化財国指定・選定の取組みが着実に成果をあげているほか、有識者による「阿蘇世界文化遺産学術委員会」を設置し、その成果として、令和2年（2020年）3月には新たな提案書を文化庁に提出したところ。
- 国では、平成20年度（2008年）以来、暫定一覧表の改訂を行っていない。しかし、令和2年（2020年）11月5日に、世界文化遺産の在り方について、文部科学大臣から文化審議会世界文化遺産部会に対して諮問が行われ、我が国における世界文化遺産の「今後の在り方」の検討及び暫定一覧表への案件の追加について、必要に応じて「今後の在り方」を踏まえた検討を行うことが表明されたところ。
- その検討における論点とされている「持続可能な保存・活用の在り方」について、阿蘇郡市全7市町村が平成26年（2014年）に景観条例を制定し、また、令和2年（2020年）1月に県と阿蘇郡市町村とで「『阿蘇』の景観を守る宣言」を行うなど、一覧表記載に備えた取組みを行っているところであり、今後、細やかな情報提供をお願いするとともに、資産の追加記載に係る早期の審議開始に向けた着実な検討をお願いする。
- また、学術的価値付け、文化財国指定・選定、保存管理計画策定、関係機関との調整を引き続き行っていくうえで、国の助言・指導が必要であるため、その支援も考慮願いたい。
- 併せて、既登録の資産においては、市街化に伴う開発や過疎化などにより資産の維持管理に支障を来しており、それら課題に対しても、助言・指導や財政措置等にも配慮願いたい。

阿蘇



国立公園への誘客の推進に関する対策等への支援

【環境省】

提案・要望事項

世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」に選定されている阿蘇くじゅう国立公園においては、交流人口の更なる拡大に向けて地元市町村等と連携して受入環境整備に取り組んでいる。「国立公園満喫プロジェクト」は令和2年度(2020年度)を目標年度とし取り組んできたが、来年度以降は対象の公園を8カ所から全34国立公園へ拡大するなどとし、今後も引き続き取り組んでいく旨の方針が示されている。

国においては、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙・天草国立公園への誘客の推進に向けた取組みについて引き続き支援をお願いしたい。

- 1 阿蘇の雄大な景観を代表する草千里をはじめとした草原景観の維持・再生、阿蘇くじゅうを体感できる公園内への宿泊施設誘致に係る適地調査やインフラ整備など、誘客の推進に向けた取組みに対する財政支援をお願いしたい。
- 2 雲仙・天草国立公園における利用拠点施設(展示施設)のリニューアルなど、自然公園施設への誘客を推進するための改修・整備について、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 3 中岳火口見学への観光客回復に向けた取組みについて引き続き支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 国立公園満喫プロジェクトを通じて、2020年の訪日外国人の国立公園利用者倍増に向けて取り組んできたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数は大幅に減少している。国立公園満喫プロジェクトについては、来年度以降も継続的に実施する旨環境省から示されており、今後は国内誘客の強化等にも取り組む必要がある。
- 阿蘇を体感できる宿泊施設の誘致や雲仙・天草国立公園における利用拠点施設のリニューアルなど、国立公園への誘客を推進するための対策に取り組む必要がある。
- 阿蘇の観光を代表する中岳火口園地の整備等については、関係機関が連携して実施していく必要がある。



【中岳火口周辺園地(遊歩台6基)の現況】



【利用拠点施設(展示施設)のリニューアル】

地下水の硝酸性窒素対策への支援

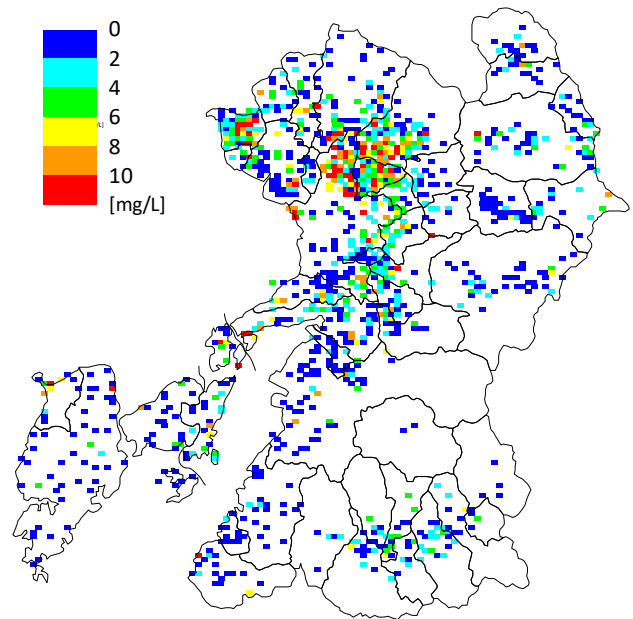
【厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

限りある資源である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐため、地下水の硝酸性窒素による汚染メカニズムの解明や、地下水への窒素負荷の削減対策に対する技術的・財政的支援を行っていただきたい。

【現状・課題等】

- 地下水は水循環基本法により「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置付けられており、地域の特性に応じた水資源保全に取り組むことが重要である。
- 本県は、水道水の約8割を地下水に依存し、また、地下水が県民生活や産業活動の基盤となっていることから、貴重な財産である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐ必要がある。
- 本県では、これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の要因とされる生活排水、家畜排せつ物の適正処理・管理や肥料の使用量の適正化など窒素負荷の削減対策と併せて地下水の涵養量を増大させる対策に取り組んできた。その結果、硝酸性窒素濃度の経年的傾向は全体平均としては横ばい又は微減と、一定の効果が現れてきていると考えられる。
- しかしながら、一部の地域では硝酸性窒素等の濃度が上昇傾向を示す地点が見られることや、原因物質の地下水質への影響メカニズムには未解明な部分も多いことから、将来的な地下水汚染の拡大が不安視される地域もある。
- こうしたことから、本県では、引き続き硝酸性窒素等の削減対策、地下水質のモニタリングや汚染メカニズム解明、地下水量の保全対策に取り組むとともに、平成27年(2015年)4月には「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を施行し、農業の持続的発展を通じた地下水保全と土づくりに関する恒久的な取組みを開始したところである。
- 国においては、地方公共団体が取り組む硝酸性窒素等の削減対策、地下水質モニタリングや汚染メカニズム解明調査などに対し技術的・財政的支援をお願いするとともに、引き続き、本県の地下水と土を育む農業推進のため、環境保全型農業直接支払の取組拡大、家畜排せつ物の堆肥化や広域流通に必要な施設の整備及び調査研究などの取組みへの支援をお願いする。



地下水の硝酸性窒素の濃度分布 (H19~R1)

有明海・八代海等の再生

【総務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第8条に定められた特定事業に係る国の補助率嵩上げ期間について、令和3年度（2021年度）までとされているため、10年間延長するなどの法改正を行っていただきたい。また、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「公害財特法」という。）に定められた対象事業に係る財政上の特別措置については、令和2年度（2020年度）末に失効するため、期限の延長、もしくは現行と同等の財政支援措置の継続を行っていただきたい。
- 2 環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書（以下「報告書」という。）を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示すとともに、特措法に基づく促進協議会の機能強化など関係省庁の役割を明確にしたスキームをつくり、必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行っていただきたい。また、報告書において底質の泥化が指摘されていることから、次回報告書においては、底質改善に向けた実現可能な対策を提示いただくとともに、泥土の堆積進行メカニズムの解明や、泥土除去及びその処分方法の確立などの抜本的な底質改善対策についても、関係省庁が主体的に関与して、集中的に行っていただきたい。
- 3 有明海について、国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。
- 4 八代海について、データの蓄積が不十分であり各種調査の充実・強化が必要であることが報告書にも記載されていることを重視し、調査の充実・強化を積極的に行っていただきたい。特に、八代海湾奥部では、土砂堆積の進行による海域への影響等が懸念されていることから、国においても土砂堆積進行メカニズムの調査・研究を進め、有効な対策を見極めたうえで、国が主体となってその対策を実施していただきたい。
- 5 河川を介して流入する流木等のごみは、海域の環境悪化を招くため、これらの漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等に係る十分な予算確保と地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物・海底ごみは、漁業者などによる補助制度を活用した対応等では限界があるため、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。さらに、大雨等の災害に伴い発生した海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等に迅速に対応できるよう新たな災害復旧事業創設等、対策の充実強化をお願いしたい。
- 6 海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全のためには、陸域での発生抑制及び海域への流出防止が重要であり、対策を推進すること。また、海域におけるマイクロプラスチックの現状を把握するため、有明海・八代海等の閉鎖性海域での調査を継続的に実施していただきたい。
- 7 特定外来生物であるスパルティナ属の防除に関し、財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 特措法第8条では、特定事業（漁港漁場整備事業）に係る国の補助率嵩上げ期間は令和3年度（2021年度）までとされているが、有明海・八代海等の再生は道半ばの状況であるため、引き続き財政支援をお願いしたい。また、有明海、八代海等の環境改善のために実施している干潟域

の覆砂、作れい、耕うん等の水産環境整備事業は、公害財特法により、起債充当の特例や地方交付税措置率の優遇といった財政上の特別措置を受けて実施しているところである。しかし、この法律は令和2年度（2020年度）で失効するため、引き続き漁場環境の改善や水産資源の回復を目指すためにも、この期限の延長を含めた法改正などを行っていただきたい。

- 2 有明海・八代海等の再生については、国や関係県と連携しながら、環境改善に向けた総合的な対策に取り組んでいるところであるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

有明海・八代海等総合調査評価委員会では、平成28年度末（2016年度末）に、有明海・八代海等における再生目標や再生方策等を記載した報告書を取りまとめられたが、県として求めてきた抜本的な再生方策の提示には至っていない。

再生への取り組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。このため、東京湾再生プロジェクト等の先進事例を参考に、特措法に基づき設置されている関係省庁や県等で構成する促進協議会の機能強化を図るなどしてスキームづくりを進めていただきたい。さらに、本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として実施されている覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法として効果はあるものの永続的ではないため、泥土堆積進行メカニズムの解明が必要である。併せて、抜本的対策である泥土の除去やその処分方法の確立についても、水産庁や農林水産省だけでなく、関係する省庁が主体的・集中的に実施していただきたい。

- 3 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されている重要な取り組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模な実証事業を行うことで、再生への取り組みを加速化させていただきたい。

- 4 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足している。しかし、八代海における漁船漁業、干潟域での採貝業及び海苔養殖業の不振は深刻であり、有明海同様一日も早い対策の実施が求められている。

また、八代海湾奥部については、不知火干拓が海域に突き出した特殊な地形であるため、同干拓北部では土砂堆積が進行している。これにより海域環境への悪影響が懸念されるが、泥干潟で調査が困難なこともありデータが極めて乏しい状況である。国においても、まずは現地観測や調査データを蓄積したのち、土砂堆積進行メカニズムを解明し、有効な対策を見極めたうえで、国が主体となってその対策を実施していただきたい。

- 5 海域環境の保全等の観点から、漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理や発生源対策を支援する海岸漂着物等地域対策推進事業について予算額を確保するとともに地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物及び海底ごみについては、漁具の破損や船舶航行の妨げになるなど弊害をもたらしている。現状として漁業者など地元が国の補助制度を活用するなどして回収・処理を行っているが、それでは限界があるため、国主導による大規模な回収・処理をお願いしたい。

併せて大雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧されるが、海域を漂流する流木等は、現行制度では十分対応できないため、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。また、堆積土砂対策として、災害復旧のため速やかに取り掛かれるよう水産環境整備事業の制度見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

- 6 有明海・八代海は閉鎖性が高く、流れ込んだプラスチックごみは多くが外洋に出ず、海域内を回遊するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、海洋プラスチックごみは、河川を通じて海洋に流れ出したものが多く、一度河川へ流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。陸域及び水路や河川での回収や海洋へ排出されないような仕組みづくりが必要である。

さらに、同海域を回遊する過程でプラスチックの劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念される。当海域では、令和元年度、国土交通省の海洋環境整備船によるマイクロプラスチックの調査・分析試験が実施されており、さらに、経年変化が確認できれば、より

実態解明が進み効果的な対策が可能になると思われるため、調査の定期的かつ継続的实施をお願いしたい。

- 7 特定外来生物スパルティナ属は、陸地化等干潟環境の悪化を招く恐れがあり、海岸近くの河口域に生育する当該種は、国内においては愛知県と熊本県のみで生育が確認されている。愛知県ではほぼすべてが防除され、本県では平成23年に有明海、八代海に注ぐ3河川で確認された後、これまでの防除により、現在大規模な群落が存在するのは1河川のみとなっている。当該河川において、現在、環境省九州地方環境事務所、県（スパルティナ属対策協議会）が協力しながら防除を実施し生育面積も減少しているが、いまだに生育面積が広く、すべての防除には予算を要する状況となっている。スパルティナ属は繁殖力が強く、短期間で防除することが望ましいことから、短期間で防除を行うための予算額の確保をお願いしたい。

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現

【農林水産省】

提案・要望事項

本県が度重なる自然災害を克服し、世界と戦えるくまもと農林水産業の実現に向けた取組みを加速化するため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA等への対応
農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施と予算確保
- 2 スマート農林水産業の推進への支援
生産性向上につながるスマート農林水産業の実証、普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保並びに、生産現場の実態に応じた技術の早期開発等
- 3 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
 - ① 強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農業農村整備事業等の十分な当初予算確保と重点配分等
 - ② 米政策改革の推進に向けた支援の充実・強化、経営所得安定対策等の助成水準維持
 - ③ 輸出拡大に向けた非関税障壁交渉、6次産業化、輸送体系効率化等への支援強化
 - ④ 国営土地改良事業における宇城地区等の着実な推進
- 4 農地集積の加速化と安定的な事業展開等
 - ① 農地中間管理機構の継続的な財政支援と「経営継承・発展等支援事業」の十分な予算確保及び集積意欲を継続できる制度の弾力的な運用
 - ② 農地集積と一体的に実施する大区画化等に必要な基盤整備の予算確保
- 5 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援
 - ① 森林経営管理制度のもと、森林整備や木材利用促進に必要な森林整備事業、「奥球磨地域」の着実な推進も含めた林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保
 - ② 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な整備等の十分な予算確保等
- 6 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業の十分な予算確保と重点配分等
- 7 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取組みへの支援
国際水準GAP等への取組みに対する支援と本県産量表等のPR

【現状・課題等】

1 国際貿易協定等への対応

TPP11、日EU・EPA協定、日米貿易協定及び本年9月に大筋合意された日英EPAにより、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないように、万全の対策を講じるとともに、地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。

2 スマート農林水産業の推進への支援

本県では、令和元年度（2019年度）を本格的なスマート農林水産業の推進元年と位置付け、技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施できるよう、産地のモデル実証支援事業や普及推進に必要な十分な予算確保をお願いしたい。また、導入しやすい低価格な技術等の早期開発・実用化をお願いしたい。

3 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

① 激甚化する自然災害からの復旧・復興を果たし、稼げる農業の実現に向けた取組みを加速化するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、畜産クラスター事業及び農業農村整備事業等、競争力強化に資する事業について、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

本県において、全国モデルとなる施設園芸産地を形成してきた排水機場などの農業生産基盤整備の計画的な推進のため、農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金など、当初予算での必要額の確保をお願いしたい。また、農業水利施設の維持保全・更新整備等を効率的に進めるための「基金」や別枠による予算確保をお願いしたい。

- ② 今後とも、米政策改革に産地が円滑に対応できるよう、作付動向等の情報提供と過剰作付地域への働きかけや、生産者が安心して需要に応じた生産を実現するため、経営所得安定対策等の助成水準の維持と十分な予算確保に加え、産地交付金では地域の主体的な取組みを反映できる運用・配分に御配慮いただきたい。
- ③ 国では司令塔組織の創設による農林水産物の輸出拡大のための取組みが進められているが、本県においても更なる輸出拡大に向けて取組んでおり、市場情報や検疫等の情報提供、検疫・残留農薬等の非関税障壁に対する交渉や、海外での品種登録等の働きかけ強化、海外市場の商談機会創出や生産加工集荷拠点の整備支援等の十分な予算確保をお願いしたい。
また、国の6次産業化関連事業について、十分な予算の確保と県外販売等を視野に入れた意欲ある小規模事業者が取り組めるよう、採択要件を御配慮いただきたい。
さらに、青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けて、産地における出荷調整機能の高度化や、モーダルシフトを活用した新たな輸送効率化に対する予算確保をお願いしたい。
- ④ 競争力強化に大きく寄与する国営土地改良事業について、「八代平野地区」及び「宇城地区」の継続地区における着実な推進をお願いしたい。

4 農地集積の加速化と安定的な事業展開等

- ① 本県では、平成24年度（2012年度）から知事が先頭に立ち農地集積の取組みを進めており、農地集積の加速化に向けて、農地中間管理機構の継続的かつ安定的な財政支援を行うとともに、人・農地プランの実質化が遅れている地域に対する財政支援のため、「経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）」の十分な予算確保をお願いしたい。また、地域の集積意欲が減退しないよう、人・農地プランに位置づけられた「中心経営体」も集積対象とするなど、柔軟な対応をお願いしたい。
- ② 本県では、農地集積と一体的に大区画化等の基盤整備を推進し、生産性の飛躍的な向上を目指しており、農業競争力強化基盤整備事業等について、合意形成や農家の営農計画との事前調整が不可欠であるため、計画的に推進できるよう、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

5 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

- ① 県内の人工林の約6割が本格的な利用期を迎え、木材輸出や木質バイオマス発電用等新たな需要が高まっており、林業者の所得向上や山村の活性化、資源の循環確保等を図る必要がある。そのため、令和元年度（2019年度）から開始した森林経営管理制度のもと、森林経営の集約化の推進、路網整備や高性能林業機械導入、主伐後の確実な再造林等に必要となる森林整備事業、林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、林業成長産業化地域に指定された「奥球磨地域」の着実な推進に必要な予算確保をお願いしたい。
- ② 公共施設の木造化に加え、新技術・新工法（CLTやBP材等）による施設整備、非木造建築物の木造化・内装木質化など新たな需要創出に向けた取組みと、モデル的な整備等支援の十分な予算確保や補助対象緩和をお願いしたい。

6 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。このような中、県では、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」の策定を推進しており、プランに掲げる取組みを着実に推進するため、水産業競争力強化緊急事業等関連事業の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

7 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取組みへの支援

本県では、GAPの推進によってオリンピック・パラリンピックへの農林水産物供給に向けて取り組んでいる。引き続き、国際水準GAP等を推進していくため、指導員や生産者の認証取組支援への継続的な支援と必要な経費に対する支援等をお願いしたい。

また、オリンピック・パラリンピックは、和の文化を国際社会にPRする絶好の機会であり、選手村や競技会場等において、本県産の畳表、木材、茶等の積極的な広報等をお願いしたい。

意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化

【農林水産省】

提案・要望事項

本県の農林水産業の担い手の確保・育成及び経営安定を図るため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
 - ① 農業次世代人材投資事業の十分な予算確保と親元就農への交付要件の柔軟な運用
 - ② 次世代への確実な経営継承認定農業者等への効果的な支援のための経営継承・発展等支援事業や農業経営法人化支援事業等の予算確保等
 - ③ 本県で新たに開校したくまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保
 - ④ 新規漁業就業者確保支援策の見直しと予算確保、定着のための給付金制度の創設
- 2 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火、赤潮）及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
 - ① 国土強靱化に向けた取組みに対する十分な予算確保、重点配分等並びに農村地域防災減災事業等の支援充実等と「八代海岸地区」の国直轄による新規事業着手
 - ② 収入保険制度の更なる加入推進への支援充実、価格安定制度等の柔軟な運用
 - ③ 施設園芸等燃油価格高騰対策の制度拡充、漁業者等の資金繰り円滑化支援の充実等
- 3 アフリカ豚熱（ASF）などの海外悪性伝染病と重要病害虫の対策強化
地方空港における水際防疫対策の強化と防疫資材の備蓄の充実、産業動物獣医師及び公務員獣医師の安定確保・育成、重要病害虫の侵入・まん延防止対策のための予算確保
- 4 水産政策の改革の推進に向けた十分な予算確保と地域に配慮した制度構築等
水産政策の改革のきめ細かな体制構築と、新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等支援の十分な予算確保、漁業関係者等の意見を踏まえた制度構築等
- 5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化
担い手の規模拡大・経営安定に必要な機械供給への支援や畳表価格安定制度等の充実・強化とこれらの国内い業振興に向けた法整備
- 6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
花粉交配用蜜蜂の安定確保や在来種マルハナバチへの転換に対する支援の充実等

【現状・課題等】

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
 - ① 本県農業の持続的発展に重要な就農者の円滑な就農・定着の拡大に向け、今後とも要件を満たす全ての申請者が受給できるよう農業次世代人材投資事業の十分な予算確保と、農家子弟が親族と同一品目で経営を開始するにあっても、親族からの農業資産の継承がない場合は、新規参入者と同等のリスクを有することから、現場の実態に応じた柔軟な運用をお願いしたい。
 - ② 地域農業の重要な担い手の認定農業者や法人等は、農地の維持・継承にも大きな役割を果たし、継続的な支援が必要である。本県調査によると、地域内に継承者が不在で、第三者継承を視野に入れた認定農業者は6割を超えている状況であることから、貴重な経営資源の円滑な継承のため経営継承・発展等支援事業の予算について継続かつ安定的な確保をお願いしたい。また、法人化や経営多角化、基盤強化等を支援する農業経営法人化支援総合事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の十分な予算確保と併せて、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の配分基準項目の経営規模への配慮などをお願いしたい。
 - ③ 平成31年（2019年）4月に開校したくまもと林業大学校においては、県内の森林資源が成熟する中、資源として利用し、植えて、育てていくための担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでおり十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
 - ④ 漁業就業者減少と高齢化が進む中、意欲ある担い手を確保する必要がある、漁業学校等での知識の習得を支援する漁業人材育成総合支援事業の予算が不足しているため、十分な予算確保と重点配分と、重要な担い手である親元就業者を支援対象とするよう制度見直しをお願いしたい。さ

らに、新規就業者の増加・定着に向けて、就業直後の経営が不安定な期間の所得確保のため、農業分野の農業次世代人材投資事業と同様の給付金制度の創設をお願いしたい。

2 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火、赤潮）及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化

- ① 頻発化、激甚化する自然災害による影響を可能な限り小さくするため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降も国土強靱化に向けた十分な予算確保と重点配分とともに、農業水利施設は、国土強靱化に資する重要施設であるため、後継対策等の対象としていただきたい。ため池関連2法の施行を踏まえ、計画的な防災工事等のための十分な予算確保とハザードマップ作成の定額助成期間延長等の支援の充実をお願いしたい。農業用ダム等の農業水利施設が果たす重要な役割に鑑み洪水調節機能強化の取り組みや維持管理等に対し支援いただきたい。また、農地海岸施設は、農山漁村地域整備交付金を活用して整備しているが、優良農地保全に加え、地域住民の安全・安心にも大きく寄与し、国土強靱化に資する重要施設であり、計画的な整備のためにも農村地域防災減災事業等の補助対象としていただきたい。特に、「八代海岸地区」の耐震対策については、高度な技術が必要なため、国営による新規事業着手をお願いしたい。更に、阿蘇中岳等の噴火活動は活発な状況が続いており降灰による営農等への影響が長期化している中、防災営農施設整備計画に基づく施設整備等に係る十分な予算確保をお願いしたい。
- ② セーフティネットとしての効果がある収入保険制度について、加入促進に向けた支援を創設いただいたが、更なる加入率向上に向けて、青色申告加入促進や積立金の負担軽減措置とともに、牛マルキンについては早期の見直しを、野菜価格安定制度については地域の実態に応じた制度の柔軟な対応をお願いしたい。
- ③ 燃油価格が不安定の中、施設園芸農家の経営安定を図るため、施設園芸等燃油価格高騰対策において、生産コスト見合いの発動基準見直しや制度の恒久化をお願いしたい。また、燃油・飼料価格の高騰等に対応した漁業経営が展開できるよう、漁業者等を対象とした資金繰り円滑化支援の充実をお願いしたい。

3 アフリカ豚熱（ASF）などの海外悪性伝染病や重要病害虫の対策強化

鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）等が継続発生しているアジア等からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発のための検疫探知犬配置等、地方空港等での水際防疫対策の強化をお願いしたい。また、大規模発生時のまん延防止措置を迅速に図るため、国家単位での防疫資材の備蓄をお願いしたい。近年、産業動物獣医師及び公務員獣医師不足が深刻であるため、獣医系大学における産業動物獣医師の入学定員枠を設けるよう、関係省庁との協議に着手いただきたい。九州南部において飛来が確認されているミカンコミバエなど重要病害虫の侵入警戒やまん延防止のための備蓄の充実等、十分な予算の確保をお願いしたい。

4 水産政策の改革の推進に向けた十分な予算確保と地方に配慮した制度構築等

水産業の資源管理と成長産業化に向けた「水産政策の改革」を推進するため、関係者や漁業者等の意見を踏まえた制度構築や推進体制の整備、関係省令等の丁寧な説明等をお願いしたい。また、漁業者が中長期的な展望を持って、安心して経営展開できるよう、新たな資源管理システム構築に伴い必要となる漁業経営安定対策等の十分な予算確保とともに、新たな公的漁場管理制度の推進にあたっては関係者の負担軽減も考慮した制度構築をお願いしたい。

5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化

本県は、国産畳表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積減少が続く、産地維持が難しくなっている。い業の担い手が意欲を持って営農継続と規模拡大に取り組めるよう、いぐさ専用機器の安定供給への支援や、畳表製織専業組織を畳表価格安定制度の対象に加える等の充実・強化と、これら国内い業振興に向けた法整備をお願いしたい。

6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化

本県は全国一のハウス面積等を有しており、交配用のハチや花粉の確保が欠かせないため、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた支援の一層の充実をお願いしたい。また、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換に向けた取り組みに対する継続的な支援をお願いしたい。

中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援

【農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

地域の基幹産業である農林水産業を基軸とした中山間地域をはじめとする農山漁村の活性化を推進するため、国の支援策の充実・強化、並びに十分な予算確保と本県への重点配分等、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
 - ① 多彩な中山間地域の取組みへの支援制度拡充及び予算確保
 - ② 基盤整備における農家負担軽減のための促進費の創設
 - ③ 中山間ふるさと水と土保全対策事業等基金の運用の弾力化
- 2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
日本型直接支払制度の十分な予算確保と運用見直し
- 3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進
 - ① 捕獲対策の拡充と十分な予算確保及び有害鳥獣の生息数把握方法の確立
 - ② カモ類、バンなどの野生鳥類への有効な対策の検討
 - ③ ジビエ利用モデル地区に対する支援の創設
- 4 漁港等における放置船対策に対する支援
所有者不明船舶の廃船処理経費に対する財政的な支援措置の拡充と、廃船処理に係る制度構築

【現状・課題等】

1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実

- ① 中山間地域は、総農家数で県全体の約5割、経営耕地面積で約4割を占めているが、生産条件が厳しく、高齢化や後継者不足も深刻な状況にある。このような状況を踏まえ、基幹産業として農業を持続させ、地域社会を守っていく観点から、本県では、「中山間農業モデル地区支援事業」を平成29年度（2017年度）から開始し、各地区が作成したモデル地区農業ビジョンの実現に向けた取組み（小規模基盤整備、高単価作物の導入、簡易ハウス整備等）をモデル的に支援している。

そのような中、国においては「中山間地農業ルネッサンス事業」の中に、令和元年度（2019年度）に「元気な地域創出モデル事業」、令和2年度（2020年度）に「地域密着型農業者等さサポート体制強化事業」が創設され、地域の実情に応じた支援が可能となった。引き続き、中山間地域等の多様な取組みに対するきめ細かな支援ができるよう、更なる制度充実と十分な予算確保をお願いしたい。

- ② 中山間地域の基盤整備において、農山漁村地域整備交付金及び中山間地域農業農村総合整備事業により実施する場合、農業競争力強化農地整備事業と同様に、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の創設をお願いしたい。
- ③ 中山間地域における多面的機能の発揮等のため、本県においても中山間ふるさと水と土保全対策事業等により基金を造成して振興を図っているが、毎年の基金取崩しは、基金残額の3%の範囲内に限られている。中山間地域振興に向けて、地域の特性に応じた多様な支援が更に必要であり、また、昨年、成立・施行された棚田地域振興法に基づく棚田地域の振興に係る県独自の取組み推進を図るため、基金取崩枠の上限拡大や、ソフト事業のみならず簡易なハード整備事業も対象とするなど、弾力的な運用と制度見直しをお願いしたい。

2 日本型直接支払制度等、農業・農村の多面的機能を発揮するための支援

中山間地域等直接支払交付金は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。今年度からスタートする第5期対策においては、返還要件の緩和等により引き続き推進し易い制度となった。

一方で、農地や農業施設の補修・更新等、地域ぐるみの活動に活用されている多面的機能支払交付金は、事業期間中の農地保全活動の中断により期中に受けた交付金全額の遡及返還を求められていることから、取組み意欲減退に繋がると懸念されるため、制度運用の見直しをお願いしたい。

なお、環境保全型農業直接支払交付金について、本県では積極的な活用を推進しており、環境保全型の発揮に大きく寄与している。引き続き、農業者が意欲を持って継続的に取り組むことができるよう、第2期対策に向けては、事業期間内の大幅な変更を行わない等現場の混乱が生じないようご配慮をお願いしたい。

また、市町村が取組拡大に向けて積極的な推進ができるよう、日本型直接支払制度の十分な予算確保及び事務手続きの簡素化をお願いしたい。

3 有害鳥獣による農作物被害防止対策の推進

① 中山間地域等の鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結している。農業生産活動の維持・継承のためには、野生鳥獣被害の防止が不可欠であるが、市町村の要望に対して予算が不足している状況にある。特に、抜本的な鳥獣捕獲強化対策の効果を維持・発揮させるためには、本県が進める「えづけ STOP! 対策」等により捕獲を強めていくことが農作物への被害軽減の加速化に繋がると考えられる。このため、上限単価引上げによる捕獲補助金の大幅な増額を含め、対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

また、より効果的な有害鳥獣の捕獲には、生息頭数をあらかじめ把握する必要がある。特に、イノシシについては、生息密度や個体数を推定する実用的な方法が確立されていないことから、国において実用的な生息頭数の推計方法の確立を速やかにお願いしたい。

② 八代・宇城地域等本県のの海岸沿いは、露地野菜やかんきつ類の大規模生産地となっているが、近年、カモ類やバン等の鳥類による被害が拡大している。当該被害の防止対策技術の確立をお願いしたい。

③ 国のジビエ利用モデル地区に選定されている、「くまもとジビエコンソーシアム」の活動により、ジビエへの加工処理量増加、流通販売の仕組みづくり、認知度の向上等において一定の成果も見え始めている。有害捕獲された野生鳥獣を地域資源としての更なる活用のため、ジビエ利用モデル地区に対する継続した支援策の創設をお願いしたい。

4 漁港等における放置船対策に対する支援

本県の水産業は、漁村地域を支える基幹産業であるが、水産資源減少に加え、就業者減少や高齢化等厳しい状況が続いている。また、漁業生産の拠点である漁港施設等の老朽化も深刻化する中、適正な維持管理を行う必要があるが、漁港のみならず、港湾、河川及び海岸における所有者不明の放置船の増加により、漁業活動への支障、船舶の航行障害、台風等自然災害時における他船舶・係留施設、河川管理施設や海岸保全施設への損傷、河川や海岸の環境悪化など様々な影響が顕在化している。

そのため、長期間放置・係留されている所有者不明の放置船を、施設管理者がやむを得ず廃船処理する際の経費に対する財政的な支援措置の拡充をお願いしたい。併せて、関係省庁で連携・協力して、自己責任による廃船処理の徹底や公費負担の軽減にも繋がるよう、船舶購入時にリサイクル料金を預託・積立する自動車リサイクル法と同様の制度等の構築をお願いしたい。

震災からの着実な復興と地域経済の維持・発展に向けた 中小・小規模企業等への支援の強化

【経済産業省】

提案・要望事項

熊本地震からの復興の途上にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大、更には令和2年7月豪雨災害により、三重の負担を強いられている。これらの影響を最小限に留め、県経済の活力を維持・発展させていくために、中小・小規模企業の販路拡大、生産性向上、事業承継の支援や、経営支援体制等の充実・強化に向け、次の措置を講じていただきたい。

- 1 震災により減少した中小・小規模企業の売上を回復させるため、販路拡大や生産性向上等への支援を強化していただきたい。また、それらの総合的窓口となる「よろず支援拠点」の体制強化について、継続的に支援いただきたい。
- 2 地域経済を維持・発展させるためには、円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が重要である。このため、事業承継引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク地域事務局による支援体制を、両者の統合後も継続するとともに、事業承継補助金の拡充等により今後も強力に支援いただきたい。
- 3 商工会・商工会議所の伴走型支援の機能強化及び災害時における小規模事業者の事業継続のため、新たな経営発達支援計画等の策定及び計画の着実な実施に対する支援を強化いただきたい。

【現状・課題等】

平成28年熊本地震発災後の本県経済は、グループ補助金や小規模事業者持続化補助金などにより施設等の復旧が図られ、順調に回復してきた。しかしながら、復興需要の落ち着きと新型コロナウイルス感染症の影響拡大の中、令和2年7月豪雨災害により、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は極めて厳しくなっている。

グループ補助金の交付決定を受けた事業者を対象に本県が行った調査では、地震前と比べ売上げが減った事業者の割合は、震災年度(H28)時点の48.2%が、H30では37.6%となり、回復基調にあった状況が、直近のR1の調査結果では38.7%と1.1ポイント増加し、他方、売上げが増加したとする事業者の割合は31.9%(H30)から29.4%(R1)へと2.5%ポイント減少している状況である。

また、調査結果のとおり、多くの事業者が地震前の売上まで回復していない状況にある中、新型コロナウイルス感染症、更には豪雨災害の影響のため、経営課題に応じた支援及び支援体制のより一層の充実強化が課題となっている。

- 1 平成28年熊本地震後の売上回復等に、「小規模事業者持続化補助金」は大変有効であった。また、昨年度創設された「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」は、復興期における施策推進の大きな後押しとなり、本県の他の支援策と連携して手厚い支援が展開できた。地震を乗り越えた企業が持続発展していくためには、継続的支援が必要。

(参考) 小規模事業者持続化補助金の地震後の本県採択数4,112件

「よろず支援拠点」については、公益財団法人くまもと産業支援財団内にコーディネーター24名(新型コロナウイルス感染症対策で8名増員)を配置し実施しているが、ワンストップ窓口と

して事業者からの評価も高く、体制強化の維持が必要である。

(参考) 本県の実績：相談件数 16,646 件、来訪件数 6,755 件 (H31.4～R2.8)

- 2 本県の事業承継支援は、平成 29 年度（2017 年度）に事業承継ネットワーク構築事業により支援機関の連携体制を構築し、平成 30 年度（2018 年度）にプッシュ型事業承継支援高度化事業により体制の強化を図ってきたところであるが、この取組みを維持発展させていくためにも、当事業により行ってきた取組みの継続が必要である。また、事業承継補助金の拡充により、本県採択件数が増加している状況であり、継続的支援が必要である。更に、本県では、事業承継診断の結果、3割超の事業者が「将来を語り合える後継者がいない」と回答しており、後継者不在企業による事業者の廃業を抑えるため、事業引継ぎ支援センターによる支援が必要である。

(参考) 本県の実績

事業承継ネットワークによる事業承継診断

H29：1,864 件、H30：1,078 件、R1：4,594 件

事業承継補助金 H29：採択 3 件、H30：採択 21 件、R1：採択 33 件

事業引継ぎ支援センターによる引継ぎ成約件数

H28：6 件、H29：6 件、H30：12 件、R1：16 件

- 3 小規模事業者への伴走型支援の強化及び災害時の事業継続のため、小規模事業者支援法改正に伴う新経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の策定支援や、商工団体における所要額確保に向け、補助事業（伴走型小規模事業者支援推進事業等）の対象経費に人件費を含めるなどの支援の充実が必要。

(参考) R1 本県の当補助金採択状況 7 商工会議所 21 商工会 計 28 団体

中小水力発電所の開発促進のための支援

【経済産業省】

提案・要望事項

本県では、2030年エネルギーミックスの実現及び持続可能な未来実現のため、中小水力発電の積極的な開発を計画しているが、その有望地点の多くが山間部等の経済性に制約のある地点であることから、開発が十分に進まない状況にある。

新規地点開発の促進のため、初期投資への補助制度創設及び固定価格買取期間の延長など、償却期間中の売電収入が安定する措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 第5次エネルギー基本計画(平成30年7月策定)では、再生可能エネルギーについては、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率22~24%の実現を目指し、主力電源化に向けた課題と方向性が示された。水力発電は、CO₂排出量の少ないクリーンな純国産エネルギーとして、天候に左右されず安定的な運用が可能という特性を有することから、電力供給の基礎を担うベースロード電源の役割を付与されており、地域との共生を図りつつコスト低減を進めることで積極的な導入拡大が求められている。
- 大規模水力発電所における発電コストは、他の再生可能エネルギーに対しても競争力を持つコストレベルであるが、中小水力発電については発電コストが割高となり競争力がある電源とはなり難い状況。
- また、本県では地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」を宣言。
- これらを背景に「熊本県企業局経営戦略2020(第5期経営基本計画)」(令和2年3月策定)では、水力発電所の開発を今後の新規事業の柱に掲げている。
- 水力発電所の新規開発は、有望地点が山間奥地に多く、土木設備に係る費用増加により多額の初期投資費用が必要となることから、導水設備や放水路設備等の土木設備に着目した補助制度の新設をお願いしたい。
- 水力発電設備の総合償却期間は45年であるが、現在の固定価格買取制度における水力発電の買取期間は他の電源と同じ20年であるため、買取期間終了後の売電収入が安定せず、新規開発が進まない原因の一つとなっていることから、買取期間の延長など償却期間中の売電収入が安定する措置をお願いしたい。

地域未来投資促進法における支援措置の継続等

【経済産業省】

提案・要望事項

「地域未来投資促進法」は、県内企業の成長投資を様々な面から支援する極めて有用な法律です。同法に関連する支援措置のうち、令和2年度末が適用期限となる「地域未来投資促進税制」は、県内企業の投資意欲を高めるうえで最も効果の高い支援メニューの一つであることから、熊本地震からの創造的復興の完全実現、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県経済の落ち込みからの回復、令和2年7月豪雨からの復旧・復興のため、その適用期限を延長していただきたい。

また、「地域未来投資促進税制」の要件に係る被災地特例（※）についても、継続していただきたい。

（※）経済産業省は被災地特例が設けられている「先進性」に係る要件について、「投資収益率・労働生産性」に係る要件に改めることを要望している。

【現状・課題等】

○ 平成29年7月に施行された「地域未来投資促進法」に関連する支援措置のうち「地域未来投資促進税制」について、熊本地震の被災地に配慮していただき、「先進性」の要件を課さない特例を、本県全域で措置していただいた。

同法の施行後、本県は、県下全45市町村と一体となっていち早く基本計画を策定し、製造業のほか、農林水産業、観光業、情報通信業など幅広い事業者を対象とするとともに、県内各地での説明会の開催や、関係団体を通じた情報提供など、県内企業に対して広く「地域未来投資促進法」に基づく制度の周知を図った。

○ その結果、令和2年6月30日現在で事業者が策定する地域経済牽引事業計画が128件（全国シェア5.4%）承認され、その多くの計画で地域未来投資促進税制を活用、あるいは活用が予定されている。また、基本計画の期間は令和5年3月末としており、今後も地域未来投資促進税制の新たな活用ニーズが見込まれている。

○ しかし、熊本地震からの復旧・復興が着実に進んできた一方で、復旧・復興に関する借入等の負担を抱えている企業も多いのが実情である。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による売上減少や市況の先行き不透明さも重なり、さらには令和2年7月豪雨によるトリプルパンチに見舞われているため、県内企業は新たな成長投資を行う意欲は持っているものの、躊躇せざるを得ない状況が依然として続いている。

したがって、これらの企業のためにも、地域未来投資促進税制の期間延長が必要である。

加えて、上述の状況を踏まえ、「地域未来投資促進税制」の要件に係る被災地特例についても、本県全域で再度、措置していただきたい。

【地域経済牽引事業計画の承認状況（R2.6.30現在）】

	承認件数	シェア
熊本県	128件	5.4%
全国	2,354件	100%

再生可能エネルギー電力導入を推進するための送電系統運用改善と 球磨川流域への優先配慮

【経済産業省】

提案・要望事項

- 1 送電系統（送電線）への接続・給電において大手電力会社と新規参入発電事業者を公平に取り扱うとともに、CO₂を排出せずカーボンゼロ社会実現のための強力な手段である再生可能エネルギー発電設備の送電線への接続・給電を優先するよう、今年7月に梶山経済産業大臣が発言されたように、法令の改正など必要な見直しを進めていただきたい。
- 2 令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域における復旧・復興にあたり、本県で構想している「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方に基づく再生可能エネルギーの発電施設導入促進を目指しており、そのためには同地域の送電系統に再エネを接続しやすくすることが必要である。
そこで、送電線の使い方を工夫して空き容量を増やす「ノンファーム型接続※」の運用対象を110kV系統まで拡大をお願いしたい。
さらに、来年4月に施行される改正電気事業法に基づいて、「広域系統整備計画」などプッシュ型の送電系統の整備に係る仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

※ノンファーム型接続：送電系統の設備容量を超えた電気が流れそうな場合に、当該再エネ発電所から送電系統への給電が遮断されるのを許容することを条件に送電系統に接続する方法。

【現状・課題等】

1 再生可能エネルギー電力導入を推進するための送電系統運用改善

令和2年（2020年）4月に発送電分離が実施され、大手電力会社（旧一般電気事業者）から送配電部門が法的分離され、分社化された。

一方、送電系統（送電線）の運用においては、先に送電線への接続を申し込んだ発電設備を優先して接続・給電させる「先着優先方式」がとられていることから、大手電力会社が過去に設置した発電設備が送電線の利用可能容量の多くを占め、新たに設置される再生可能エネルギー発電設備は残ったわずかな空き容量を使うほかない状況である。

これに加え、九州では、太陽光等の再エネ発電設備が多く導入されていることもあり、その送電線への接続のため、再エネ発電事業者が送配電事業者から多額の負担を伴う系統増強工事を求められる事案が多く生じている^{※1}。

また、九州地域では、再エネ特措法^{※2}の規定により、太陽光及び風力発電施設の送電系統への「接続可能量」が設定されており、それを超える部分の接続においては、無制限・無補償の出力制御を受容することが前提となっている。九州地域の出力制御は、平成30年（2018年）10月から2年間で140回実施され、新規参入の再エネ発電事業者からは、このままでは事業の採算がとれなくなるおそれがあるとの声もあがっている。

このような状況の中、今年7月3日、梶山経済産業大臣から、非効率石炭火力発電所のフェードアウトの具体化とともに、「再エネ導入を加速化するような基幹送電線の利用ルールの見直しを検討する」と発言があり、国委員会での具体的な検討が進められている。

この検討結果に沿った、早期の「先着優先方式」の見直しを実現化いただきたい。また、「再エネ接続量の仕組み」も同様に見直しを行っていただきたい。

※1 この事への対策として、既存送電系統を最大限活用して空き容量を増やす「日本型コネクト&マネージ」の取組が2018年度から行われているが、本県において、大手電力会社の送電線空き容量マップを経年的に比較すると、近年「空き容量ゼロ路線」がかえって増加している状況である。（参考資料1）

※2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（通称FIT法）

2 球磨川流域における優先的なプッシュ型の送電系統増強・新設等

本県は、令和2年7月豪雨において球磨川流域を中心に甚大な被害を受けた。この被害からの復旧・復興において、「くまもと版グリーン・ニューディール」として、球磨川流域固有のバイオマス、小水力、風力等の自然資源を活用した再エネ活用の取組を進めることとしている。

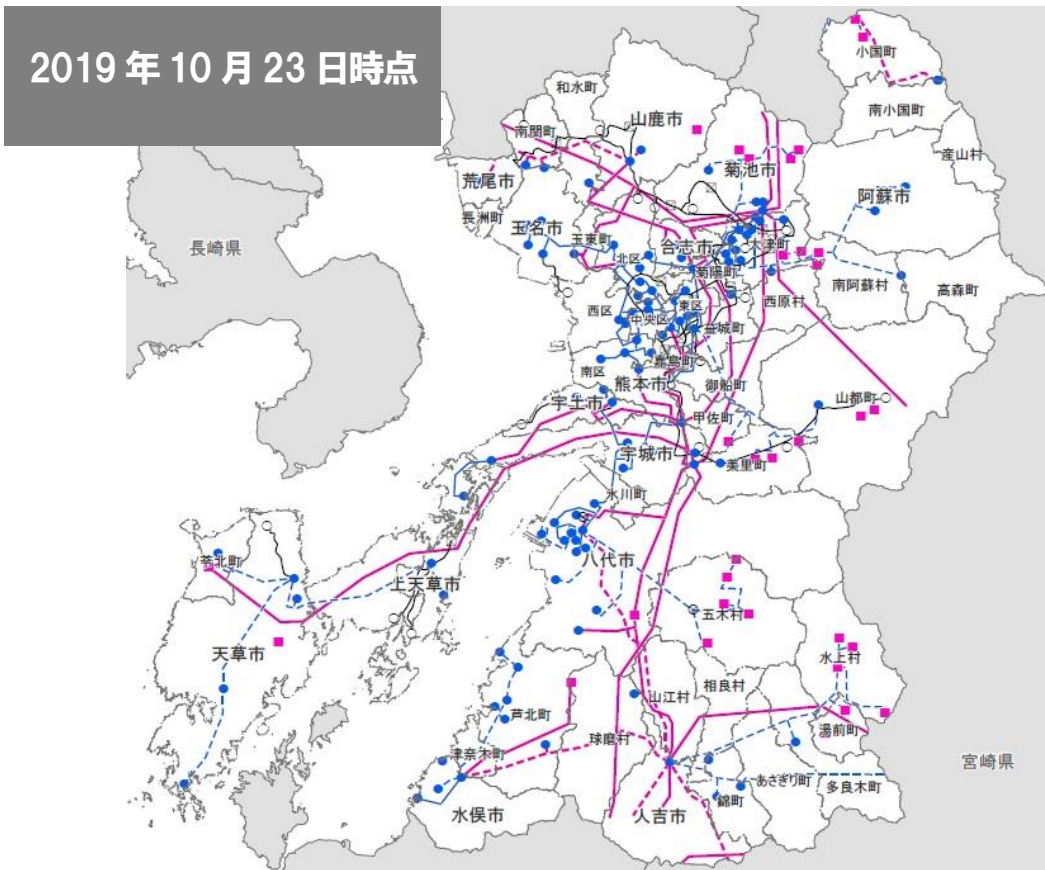
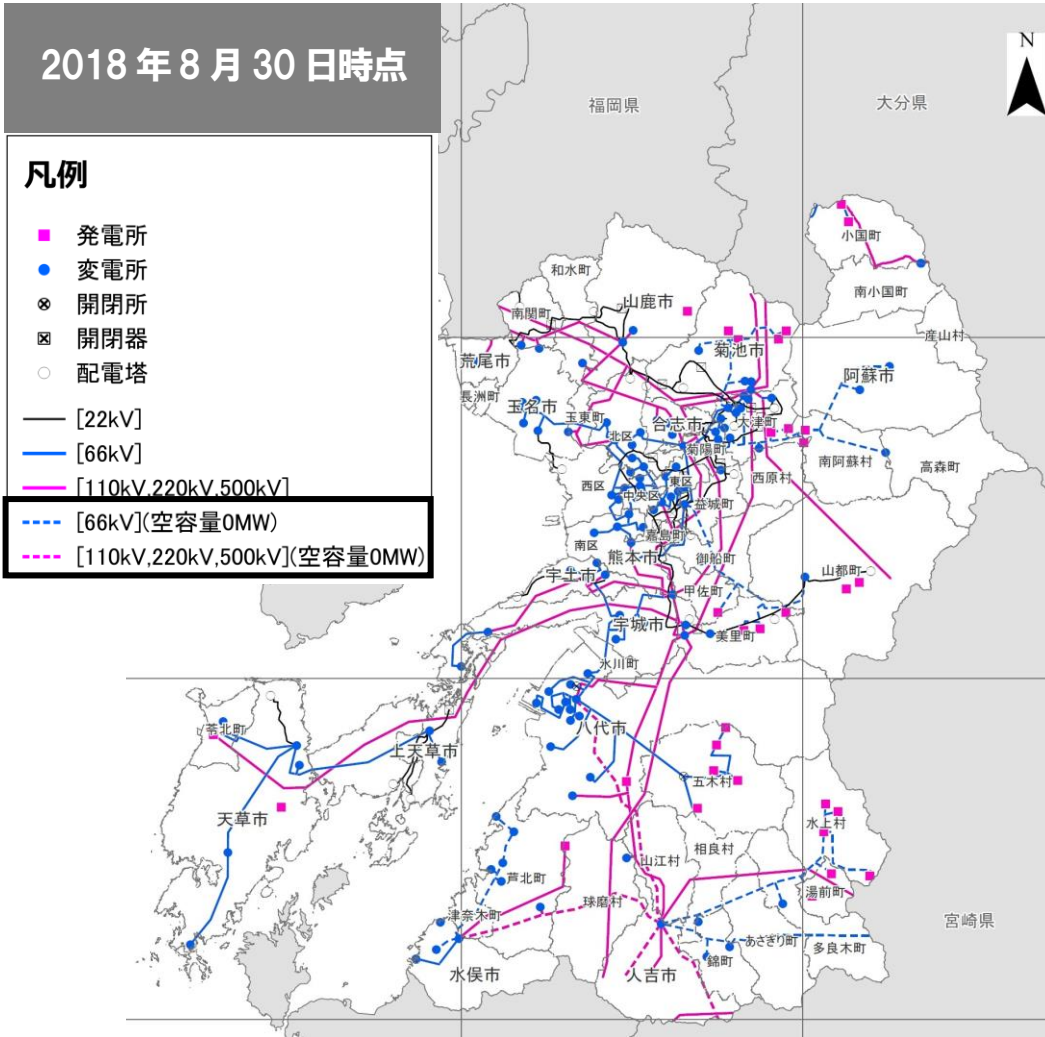
また、球磨川流域は、風況が良く、県内でも有数の風力発電のポテンシャルが高い地域であることから（参考資料2）、現在、風力発電施設の整備計画が4件構想されている。中小水力やバイオマス等の発電ポテンシャルも同様に高い。

一方、本地域の送電系統はもともと容量が小さく、空き容量ゼロとなっている路線も多い。

国においては、来年度中に、全国の送配電事業者が、国の施策に基づき、基幹送電線上位2系統（500kV、220kV）について、送電線の使い方を工夫して空き容量を増やす「ノンファーム型接続」に取り組む予定であるが、球磨川流域の送電線は小容量のものが多いため、ノンファーム型接続の対象となる送電線の110kV系統までの拡大をお願いしたい。

また、来年4月に施行される改正電気事業法の中で、電力広域機関が、送電網の増強・新設について将来の電源ポテンシャルを踏まえたネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定の上、国に届け出、これに基づき、送配電事業者が系統整備を行う仕組みが構築される（参考資料2）。当該仕組みを構築するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

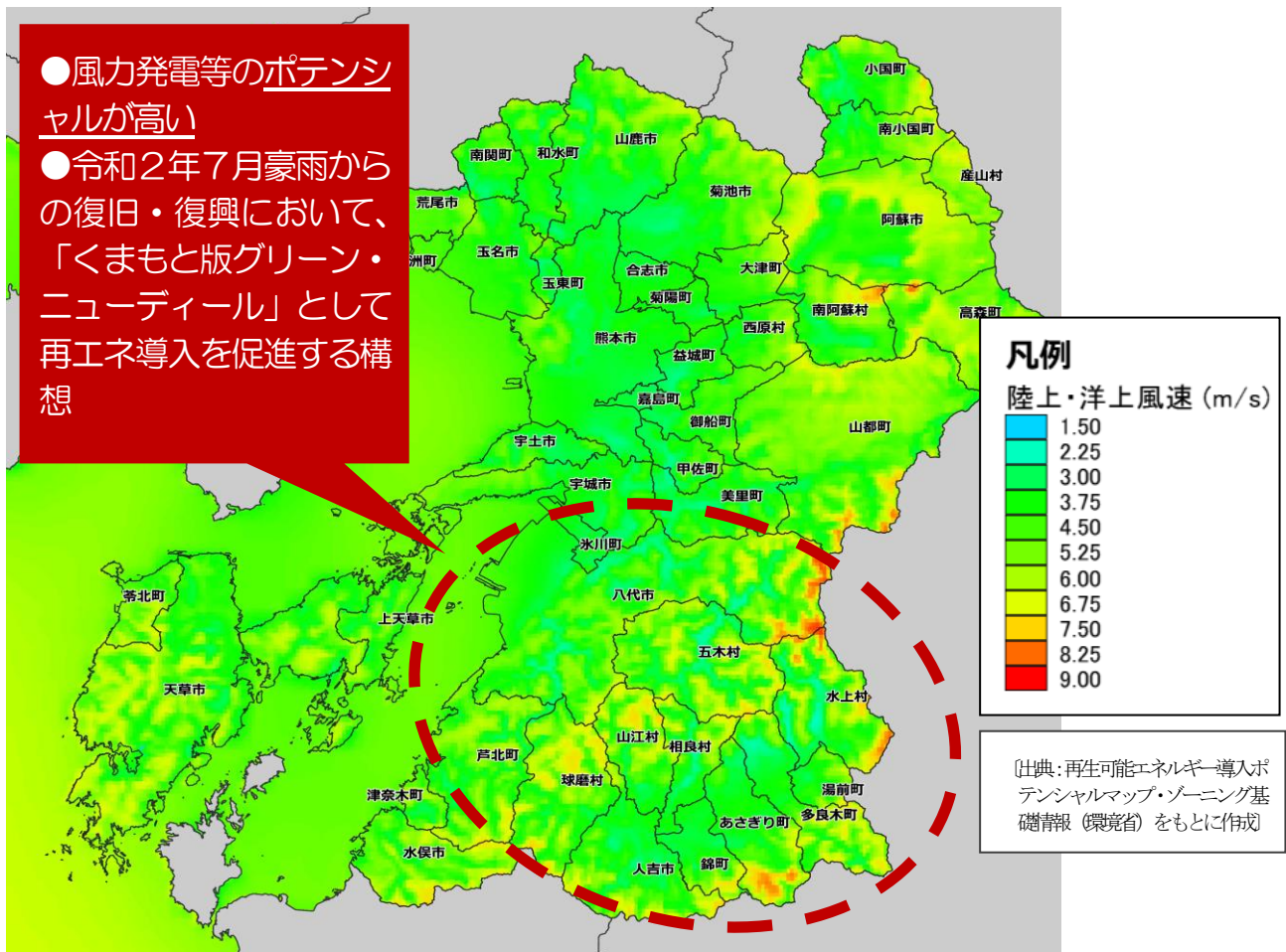
【参考資料1】 県内の送電線と空き容量ゼロ路線



〔出典：九州電力管内における発電機動機制約マップに基づき作成〕

【参考資料2】球磨川流域地域の再エネポテンシャルとプッシュ型の系統整備

再エネポテンシャルの例（風況マップ）



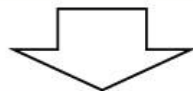
プッシュ型のネットワーク整備

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。

＜送電網整備の考え方の転換＞

これまで

増強要請に都度対応（プル型）
→結果として高コスト、非効率に



今後

増強要請の前に、ポテンシャルを見据えて
計画的に対応（プッシュ型）

- ① 電力広域機関が広域系統整備計画を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

〔出典：エネルギー供給強靱化基盤資料／2020年2月25日〕

大規模太陽光発電施設など再生可能エネルギー施設の建設に伴う諸問題への対応策の法制化

【経済産業省】

提案・要望事項

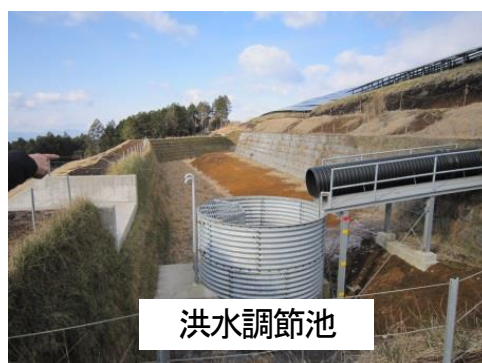
大規模災害が頻発する中、住民の防災意識が高まっていることを背景として、大規模な太陽光発電施設や風力発電施設の建設に伴う周辺環境への影響が懸念され、住民の不安を招くケースが起こっている。これに対応するため、国の再エネ特措法（FIT法）に係る再エネ施設の事業計画認定において、立地自治体から意見聴取することや事業者に対して地域住民への事業説明会の実施と結果報告を義務付けるよう、関係法令整備を早急に行っていただきたい。

【現状】

- 本県では、太陽光発電所の整備が進み、再生可能エネルギーの導入拡大に大きく貢献している。また、県南地域を中心に多くの風力発電所の整備が計画されている。
- 全国的に見ると大規模太陽光発電施設や風力発電施設に関連する災害等が報じられており、本県では立地が集中する地域の住民が、治水や周辺環境悪化を理由に再生可能エネルギー施設の新規立地に反対するケースも出てきている。
- 今後建設が計画されている施設において、地域住民の理解がないまま開発が進められれば、地域住民との関係悪化等や、再生可能エネルギーの長期安定的な運営への支障が懸念される。
- なお、国においては、現在以下の取組が行われている。
 - ・平成29年3月、FIT法に基づく各再エネ発電施設整備に係るガイドラインが策定され、これに沿った周辺環境への配慮措置などが努力義務となった。（資源エネルギー庁）
 - ・平成30年2月2日に、「FIT法の関連法令違反に係る情報提供制度」について国から自治体に通知。（資源エネルギー庁）
 - ・令和2年2月25日に事業用太陽光発電施設の廃棄費用の外部積立て原則義務化等を盛り込んだ法案が閣議決定。（資源エネルギー庁）
 - ・令和2年4月1日から環境影響評価法の対象に大規模太陽光発電施設を追加。（環境省）

【課題】

- 立地自治体や地域住民が事業計画を確認できず、十分な説明がなく地域の理解が得られないまま開発が実施される場合がある。
- 事業計画に対し自治体や住民の意見を反映させる仕組みが確保されておらず、事業実施における防災対策や周辺環境悪化への住民の懸念が解消されない場合がある。



阿蘇地域をはじめとした九州内での広域周遊観光の推進

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 平成 28 年熊本地震による甚大な被害を受けた阿蘇地域では、本年度の国道 57 号北側復旧ルートの完成や、JR 豊肥本線の運転再開を契機とした観光復興を目指しているところ。国においても、ワーケーションを普及させるための環境整備、デジタル技術を活用した二次交通の利便性・周遊性向上（M a a S）など、コロナ禍における新しい観光を確立するための取組みへの支援を更に充実していただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束のあかつきには、九州の地理的中心に位置し、九州周遊観光に大きく貢献する阿蘇観光について、政府観光局（J N T O）訪日プロモーション等において、阿蘇を中心に据えた情報発信や商品造成などへの支援を強化いただきたい。
また、広域周遊につながるキャンペーンの実施など、インバウンド対策等を着実に進められるよう、国際観光旅客税の税収の一部を財源とした、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 令和 2 年（2020 年）8 月に JR 豊肥本線の運転が再開され、10 月には国に直轄事業として尽力いただいた国道 57 号北側復旧ルートが開通し、阿蘇へのアクセスが回復する本年は、阿蘇の観光復興元年とも位置づけられ、大規模なプロモーションなどを通じて、平成 28 年熊本地震からの創造的復興を国内外にアピールできる好機でもある。
そこで、コロナ禍においても観光消費を維持向上させることができるよう、ワーケーションを普及させるための環境整備、デジタル技術を活用した二次交通の利便性・周遊性向上（M a a S）や顔認証技術といったスマートツーリズムの推進など、新しい観光を確立するための取組みへの支援を更に充実していただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束後に行われる政府観光局（J N T O）が行う大規模な訪日プロモーション等において、東京・京都・大阪のいわゆるゴールデンルートから、九州をはじめとした地方への来訪を促すため、九州の地理的中心に位置し、九州の周遊観光に大きく寄与する阿蘇を中心に据えた PR や商品造成などへの支援を強化することで、九州における来訪促進戦略を後押しいただきたい。
また、国においては、観光促進のための税として平成 31 年（2019 年）1 月 7 日から国際観光旅客税を施行し、特にハード面を中心に観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が図られているところである。
しかしながら、例えば 22 万人を集客した「祭りアイランド九州（R1（2019）.9.28～29）」の取組み（総事業費 1 億 2 千万円）は、九州各県と経済界が広域的にインバウンド誘客を主目的として実施したが、使用できる財源がなく、すべて各県が負担して実施することとなった。令和元年（2019 年）に熊本県で開催されたラグビーワールドカップ 2019 や 2019 女子ハンドボール世界選手権大会においても、“W e l c o m e” タペストリーや多言語指差しシートについて、開催都市の負担により作成した。

このような広域的に「祭り」等のコンテンツを前面に出したソフト面での取組みや国際的なスポーツ大会などは、外国人旅行者の九州訪問の動機付けにつながるものと考えている。

新型コロナウイルス感染症の影響により壊滅的なインバウンド需要の急減に直面しているこの時期を積極的な「準備期」として、ターゲットの多角化を図るための戦略策定やプロモーションなど、九州内の周遊促進・滞在日数の延長につながる取組みの強化が必要である。

海外に向けた県産品振興策の推進

【農林水産省、経済産業省】

提案・要望事項

海外経験の乏しい県内中小企業の新たな海外展開への取組みへの支援のため、JETRO事業の拡充等により、海外展開を重点的に支援していただきたい。

【現状・課題等】

熊本地震や令和2年7月豪雨により休業を余儀なくされるなど、県内中小企業は深刻な影響を受けており、販路の回復が大きな課題となっている。このような企業が創造的復興を果たすためには、国内の販路回復だけでなく、アジアやヨーロッパを中心とした海外の活力を取り込むことが重要である。しかし、県内中小企業には海外展開の経験が不十分なところが多く、新たな海外展開に取り組むためには、それぞれの企業が抱える課題に対応した丁寧な支援が求められている。そのため、豊富な情報とノウハウを持つJETROにおいて、コロナ禍に対応した販路開拓などの事業拡充等により、県内中小企業の海外展開を重点的に支援していただきたい。

外国人材の活躍機会の拡大

【内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

1 特定技能外国人の受入れについて

特定技能外国人の受入れに当たっては、大都市その他の特定の地域に外国人が集中することなく、地域の人材不足に的確に対応できるよう、国において実効性のある施策を講じていただきたい。

また、特定技能外国人の円滑な受入れを促進するため、外国人材と受入れ機関の双方が利用しやすい制度となるよう、受入れ要件の柔軟な運用や申請手続きの明確化・簡素化に努めていただくとともに、二国間の協力覚書の早期締結、送出国に対する国内手続きの速やかな整備について、働きかけをお願いしたい。

更には、特定産業分野の追加に関する手続きを明確化し、事業主団体等への周知の徹底を図るとともに、地方自治体や地域の事業主団体、中小企業等の意見を踏まえ、柔軟に対応していただきたい。

2 技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加について

技能実習制度における技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加に向けて、業界団体に対する積極的な情報提供と支援の充実をお願いしたい。

3 多文化共生社会の実現について

外国人との共生に当たっては、多文化共生に取り組む自治体への財政支援も含め、日本語教育や外国人が安心して働き生活していくための支援を行うとともに、外国人材に選ばれるよう、日本の魅力の発信などについても、新型コロナウイルス感染症のフェーズを踏まえつつ、国が責任を持って取り組んでいただきたい。

また、在留外国人の生活に係る一元的相談窓口の円滑な運営のため、必要な財政措置を継続していただきたい。

【現状・課題等】

1 特定技能外国人の受入れについて

特定技能外国人の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念される。地域の人材不足に対応し、地域が継続的に発展するには、そうした地域間の偏りを是正する施策を求める必要がある。

また、地域の事業者からは、制度の複雑さ申請手続きに係る負担などについて声が上がっているほか、地域によっては要件を満たした住居の確保が困難である場合もあるとの声もあり、特定技能外国人の活用を促すためには、受入れ要件の柔軟な運用や手続きの明確化・簡素化を図る必要がある。

加えて、送出国側の国内手続き（制度、体制）が未整備のため、受入れ手続きが滞っている面もあることから、二国間協定の締結や協定締結国における国内手続きの速やかな整備を促す必要がある。

なお、特定産業分野の追加に関しては、令和2年7月14日に改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」において、基本的な考え方が示されているが、

深刻化する人手不足に対応するためには、地方自治体や地域の事業者団体、中小企業等の意見を十分に反映するとともに、分野の追加に係るプロセスを明確化する必要がある。

2 技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加について

製材業及び漁業（魚類養殖）では、技能実習2号移行対象職種・作業としての認定に向けた各業界団体での手続き等が進められているが、追加には至っていない。今後、各現場における外国人材の受入が早期に実施されるよう、外国人技能実習制度における職種・作業の追加に向けて、積極的な情報提供と受入体制整備等に関する支援の充実を求める必要がある。

3 多文化共生社会の実現について

外国人との共生に当たっては、多文化共生の実現に取り組む地方自治体への財政措置を含め、日本語教育や様々な生活支援を行うとともに、外国人材に選ばれるよう、日本の魅力の発信についても、新型コロナウイルス感染症のフェーズを踏まえつつ、国が責任を持って取り組む必要がある。

外国人受入環境整備交付金により設置した一元的相談窓口については、今後も継続して財源確保が必要である。

子供たちの夢を拓げる教育の推進

【文部科学省】

提案・要望事項

英語教育・キャリアサポート充実による地方創生に資する人材の育成、地域の特色を活かした魅力ある学校づくり、ICT教育による学力向上・学校の活性化など『子供たちの夢を拓げる教育』を推進するため、次の支援策等をお願いしたい。

1 高度な知識・技能や国際的素養を身に着けた人材の育成

(1) 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。

(2) また「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」の各事業の後継事業である「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」についても、指定枠の拡大と事業費の確保をお願いしたい。

2 キャリアサポートに係る事業費の確保

高校生キャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。

3 ICT環境整備に係る財源の確保及び財政支援

(1) 学校におけるICT環境整備について、全ての都道府県及び市町村が計画的に整備を推進することができるよう、安定的かつ持続的な財源確保をお願いしたい。

(2) 「GIGAスクール構想の実現」

① 校内通信ネットワークの整備（令和元年度分）については、補助金の交付決定額では計画通りに事業が実施できないため、至急財政措置を講じていただきたい。

② 1人1台の端末整備については、高等学校及び特別支援学校高等部も対象となるよう、補助制度の拡充をお願いしたい。併せて、新型コロナウイルス感染症の今後の再流行等に備えて、遠隔授業等に活用できるよう端末整備を前倒しで進めることができるようお願いしたい。

また、端末整備完了後も持続的にICT機器が活用できるよう、機器の保守管理や端末更新の費用についても継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。

加えて、デジタル教科書をはじめとした学習用ソフトウェア等の導入などICT活用に必要不可欠な費用についても財源の確保をお願いしたい。

(3) 学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 高度な知識・技能や国際的素養を身に着けた人材の育成

(1) 指定校の継続及び事業費の確保について

本県ではSSH、SGH、SPH、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の指定校を「熊本県スーパーハイスクール」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。

指定校による合同研究発表会には、県内外の高校生や教員も見学に訪れており、複数の指定校による多様な取組みの効果が、その他の高校へも波及するなど、指定校は、本県全体の教育の中心的役割を担っている。そのため、現在の指定校の指定の継続と、これらの先進的な取組みが可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

なお、本県の指定校のなかには、委託費が前年度と比較して減額されている学校もあり、研究を進める上で影響が生じているため、指定校に係る事業費の確保も併せてお願いしたい。

○事業費及び本県指定校の推移

主な事業名等	H30年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)	R1年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)	R2年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)
スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業	2,219百万円 ※37百万円 (4校)	2,219百万円 ※32.5百万円 (4校)	2,219百万円 ※百万円:4校分 (4校)
スーパーグローバルハイスクール(SGH)事業	843百万円 ※13.4百万円 (2校)	424百万円 ※5.6百万円 (1校)	百万円 ※5百万円 (1校)
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業	149百万円 ※10.2百万円 (2校)	85百万円 ※4百万円 (1校)	54百万円 ※4百万円 (1校)
WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業		131百万円 ※0百万円 (0校)	151百万円 ※0百万円 (0校)
地域との協働による高等学校教育改革推進事業		251百万円 ※10.5百万円 (2校)	252百万円 ※5.8百万円:2校分 (2校)

(2) 新規事業の指定枠の拡大と事業費の確保について

SGHについては、環境問題をテーマに課題研究を進めている。国内外での研修や外部講師による講演会等を通じて研究内容を深める一方で、即興型英語ディベートに取り組むなど、コミュニケーション能力全般の向上を図っている。現指定校以外にも、県内の多くの高校がグローバル人材育成に熱心に取り組んでいる。SPHについては、平成28年度(2016年度)に指定を受けた農業分野(平成30年度(2018年度)で指定終了)に加え、平成30年度(2018年度)より工業分野(熊本工業高校)が指定を受けた。産業界で必要とされる高度な専門知識・技術の習得のための先導的・汎用的モデルとなる手法(カリキュラム等)の普及・確立を図り、各専門高校のレベルアップにつなげたいと考えている。

SGH、SPHについては、新規の募集が中止となっているが、後継事業として(「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業」、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」)が平成31年度(2019年度)から立ち上げられ、本県から「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に2校指定されている。県内の多くの高校が、地域と協働した教育活動やグローバル人材育成等に熱心に取り組んでおり、これらの後継事業についても、指定校の枠の拡大と事業費の確保をお願いしたい。

2 キャリアサポートに係る事業費の確保

(1) 事業費の確保及び事業の継続について

本県では、「高校生キャリアサポート事業」により、就職希望者の多い高等学校に「高校生キャリアサポーター」10人、県外就職者の多い工業関係高等学校に「熊本しごとコーディネーター」10人それぞれ配置し、「熊本県特別支援学校キャリアサポート事業」により、特別支援学校に特別支援学校キャリアサポーターを3人配置している。

「高校生キャリアサポート事業」では、企業訪問による企業情報の収集、インターンシップ受入先の新規開拓、早期離職防止のための就職後の定着指導等を行い、県内就職率の向上や生徒の多岐にわたる進路希望の実現及び社会と連携したキャリア教育の推進につなげている。特に、工業関係高校の県内就職率は、他学科に比べて県外流出が顕著であるが、「熊本しごとコーディネーター」配置前の平成27年度の卒業生と比較し、令和元年度の卒業生は8.9ポイント上昇しており、配置の成果が得られている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による求人数の減少や、採用選考スケジュールの1か月後倒しによる就職活動期間の長期化に対応し、生徒に寄り添った細やかな支援を行うため、これまで4月～12月末であった高校生キャリアサポーターの任期を3月末まで延長措置を行った。任期延長分の経費については、これまでの「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」に加え、「コロナ対応地方創生臨時交付金対象事業」により全額補助をいただいている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による求人数減少等は、令和3年度以降も続くことが懸念されるため、高校生に対する就職支援の事業継続はもとより更なる拡充が必要である。

また、「熊本県特別支援学校キャリアサポート事業」では、求人票が学校には届かない状況のもと、就職を希望する軽度の知的障害を有する生徒が急増していることに伴い、現場実習や就労先となる職場開拓等の支援を行い、就職率の向上につながっている。

このような若者の地元定着や障がいのある生徒の自立と社会参加は、国が推進する「地方創生」及び「共生社会」の実現につながり、本事業はその具現化に大きな役割を果たしているため、今後も事業を継続するための十分な事業費の確保が必要である。

平成29年度までは、「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」により事業費の3分の1の交付を受けていたが、平成30年度は申請額の約8割、平成31年度に約7割、令和元年度は約4割、令和2年度は約4.5割まで縮減されたことにより、本事業を実施する上で大きな影響が生じているため、事業費の確保が課題となっている。事業費の3分の1の満額補助とともに、今後の事業の継続も併せてお願いしたい。

本県高校生キャリアサポート事業費及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業費の推移

小事業名	H29年度当初予算	H30年度当初予算	R1年度当初予算	R2年度当初予算	
	※交付額 (配置数)	※交付額 (配置数)	※交付額 (配置数)	※申請額 (配置数)	※交付額 (交付額－申請額)
(小事業)高校生 キャリアサポート 事業	17,406千円 ※5,056千円 10(人)	18,073千円 ※4,452千円 10(人)	16,036千円 ※3,762千円 10(人)	21,772千円 ※6,329千円 10(人)	※2,903千円 (-3,426千円)
(小事業)熊本し ごとコーディネー ト事業	26,081千円 ※7,481千円 10(人)	26,460千円 ※6,109千円 10(人)	26,519千円 ※5,116千円 10(人)	30,166千円 ※8,697千円 10(人)	※3,989千円 (-4,708千円)
(小事業) 特別支援学校 就職支援	6,959千円 ※1,964千円 3(人)	7,209千円 ※1,367千円 3(人)	7,224千円 ※1,504千円 3(人)	8,391千円 ※2,481千円 3(人)	※1,128千円 (1,353千円)
計	50,446千円 ※14,501千円 23(人)	51,742千円 ※11,928千円 23(人)	49,779千円 ※10,382千円 23(人)	60,329千円 ※17,507千円 23(人)	※8,020千円 (-9,478千円)

※H28年度、H29年度までは申請額と同等額が交付されている。

3 ICT環境整備に係る財源の確保及び財政支援

(1) 学校におけるICT環境整備については、地方交付税による財政措置がなされているが、ICT機器の導入・運用に当たっては、多大で長期的な財政負担が必要となることから、計画的な整備及び運用に係る安定的かつ持続的な財源確保が必要である。

(2) GIGAスクール構想の実現について

① 校内通信ネットワークの補助金については、令和元年度分の本県の要望額 584,135 千円に対し、交付決定額は 315,095 千円であり要望額の 53.9%となっている。また、市町村については、要望した 32 市町村のうち 19 市町村で交付決定額が要望額を下回っている状況である。

交付決定に用いられていた国が定めた補助単価は、適正に積算されている自治体の見積書等を参考に設定されたとされているが、整備する学校の既存のネットワーク環境や施設の規模・配置といった個別の状況など、実態に合ったものとなっていない。

交付決定額が要望額を下回った自治体にとって、事業計画や財政面に与える影響は非常に大きく、教育情報化の推進が大きく後退するおそれがあるため、至急財政措置を講じていただきたい。

○ 熊本県及び県内市町村の交付決定状況（令和元年度分）

市町村名	交付申請見込額	内定額	内定率
熊本県	584,135	315,095	54.0%
熊本市	31,250	10,915	34.9%
荒尾市	64,254	64,254	100.0%
水俣市	82,499	44,445	53.9%
玉名市	137,427	97,490	70.9%
菊池市	150,490	67,351	44.8%
宇土市	26,722	26,722	100.0%
上天草市	25,009	25,009	100.0%
阿蘇市	89,435	37,622	42.1%
天草市	74,584	74,584	100.0%
合志市	104,770	72,346	69.1%
美里町	26,166	17,518	67.0%
南関町	25,414	18,382	72.3%
長洲町	15,366	15,366	100.0%
和水町	23,743	16,725	70.5%
大津町	67,165	51,686	77.0%
菊陽町	77,682	30,683	39.5%
小国町	11,317	9,285	82.1%
産山村	7,305	4,830	66.1%
高森町	8,859	8,859	100.0%
西原村	14,700	12,110	82.4%
御船町	52,184	32,120	61.6%
嘉島町	44,000	20,735	47.1%
益城町	72,184	43,177	59.8%
甲佐町	23,284	21,490	92.3%
山都町	44,949	34,060	75.8%
津奈木町	6,627	6,627	100.0%
湯前町	3,409	3,409	100.0%
水上村	7,243	7,243	100.0%
相良村	6,591	6,591	100.0%
五木村	5,390	5,390	100.0%
山江村	11,510	11,510	100.0%
苓北町	11,603	11,603	100.0%

② 1人1台の端末整備については、高等学校段階においても1人1台の端末環境で個別最適化された学びを実現できるよう、高等学校および特別支援学校高等部についても補助対象とするなど補助制度の拡充をお願いしたい。併せて、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、遠隔授業等に活用できるよう端末整備を前倒して進めることができるようお願いしたい。

また、義務教育段階においては、補助事業による端末整備完了後も持続的にICT機器が活用できるよう、機器の保守管理や端末更新の費用についても継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。

加えて、デジタル教科書をはじめとした学習用ソフトウェア等の導入やLTE端末の通信に係る費用などICT活用に必要不可欠な費用についても財源の確保をお願いしたい。

(3) 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの分離やクラウド活用など、技術的な対策については、設備投資や運用に多額の経費を必要とし、実施には大きな地方負担が見込まれる。

そのため、計画的で継続性のあるセキュリティ対策実施には、都道府県及び市町村の負担を軽減する設備投資等に係る補助制度の創設等の財政支援が必要である。

阿蘇くまもと空港の機能強化及び天草エアラインへの支援

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 コンセッション方式による空港一体運営を開始した阿蘇くまもと空港では、新型コロナウイルス感染症の収束後、増加が見込まれるアジア等からの来客及び貨物に対し、迅速かつ適切に対応する必要があるため、CIQ(税関、出入国管理、検疫)体制について、充実・強化を図っていただきたい。
- 2 訪日誘客支援空港として認定を受けている阿蘇くまもと空港の国際線就航促進に係る地域の取組みについて、コンセッション導入後も引き続き、支援の充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草エアラインについて、地域航空ネットワークの安定的な確保のため、各種支援制度の創設・拡充を図っていただきたい。

また、持続可能な地域航空の実現に向けた「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」(EAS LLP)について、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実効性のある取組みが着実に実施されるよう引き続き、支援の充実・強化を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 阿蘇くまもと空港では、創造的復興のシンボルとして、また、地域活性化の起爆剤として、コンセッション方式による空港運営事業の実施と空港整備を進めており、令和2年4月からは、新たな運営会社である「熊本国際空港株式会社」による一体的な空港運営が開始された。
同社は、2051年度の目標を、国際線17路線、国際線利用旅客者175万人と設定し、段階的なエアライン誘致を推進することとしており、国が進める「観光先進国」の実現と相まって、阿蘇くまもと空港を利用する訪日外国人の増加が予想されている。
新型コロナウイルス感染症の収束後の需要回復、さらには新たな路線就航を見据え、円滑な出入国手続きや国際貨物の取り扱いのために、CIQ体制の充実・強化を図っていただきたい。
- 2 同社は、自ら提案したエアライン誘致戦略に基づき、「地方空港No.1の国際線ネットワーク」を目指しており、県では、当該戦略をしっかりと共有し、同社との強固な連携体制のもと、路線の誘致・振興を図っていくこととしている。
新型コロナウイルス感染拡大や日韓関係の悪化といった世界的・国際的な影響により、便の欠航や路線の運休が生じているものの、感染収束後・関係改善後には、路線の再開・振興を強力に進めていく必要がある。
そのため、コンセッション方式導入後も、平成29年7月に認定された訪日誘客支援空港(拡大支援型)による各種支援について、新規就航から3年間を経過した路線に対しても運航再開時にも同様の支援策を適用するなど、引き続き充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草地域は、県の中心である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど地理的状況は離島部と類似している。平成12年(2000年)に就航を開始した天草エアラインは、天草地域の唯一の高速交通機関として、地域の医師確保を含めた地域住民のライフラインとして必要な存在である

が、1機のための運航のため、機材整備及び乗員訓練による運休や欠航が発生しやすくなっている。

このため、平成30年（2018年）に日本エアコミューターとの協業を開始したが、今後、同機材を保有する航空会社との機材・部品等の融通が円滑にできるように、国庫補助金で購入された部品等を融通できる仕組みづくりが必要である。

また、地域航空ネットワークを安定的に確保するためには、更なる公租公課の減免やその基準の見直しなど支援制度の創設・拡充が必要である。

さらに、令和元年（2019年）10月に持続可能な地域航空の実現に向けて、地域航空3社（天草エアライン（AMX）、日本エアコミュータ（JAC：鹿児島県）、オリエンタルエアブリッジ（ORC：長崎県））と大手航空2社（ANA・JAL）を構成員とする「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」（EAS LLP）が設立され、各種協業（コードシェアの拡大、機材・部品調達の協力等）の取組みが進められているが、当該取組みが地域の実情や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実効性のあるものとなるよう、引き続き、支援の充実・強化を図っていただきたい。

安全・安心の確保と持続的な経済成長を実現するための 熊本港港湾施設の整備推進

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本港が大規模災害等の発生時に、復旧・復興拠点としての役割を果たすとともに、県経済を支える物流拠点として機能するため、コンテナ船の大型化等にも対応する耐震強化岸壁の整備について、国直轄事業による令和3年度事業化をお願いしたい。
- 2 熊本都市圏の物流・人流の拠点である熊本港において、安全で安定的な海上交通ネットワークを確保するため、引き続き、港内の静穏度確保に向けた防波堤整備の着実な推進をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 国直轄事業による耐震強化岸壁等の令和3年度事業着手について

- 熊本地震において県内の港湾は、支援物資や支援部隊の輸送拠点等として機能を発揮し、大規模災害発生時等における防災拠点として極めて重要な役割を担った。
- 一方で、人口約100万人の熊本都市圏を背後に抱える熊本港には、耐震強化岸壁が整備されていない。熊本地震では、岸壁延長や水深の不足から海上保安部のヘリコプターを搭載した巡視船が入港出来ない等の課題が明らかになった。
- また、熊本港では、平成29年(2017年)から大手二輪メーカーが本格利用を開始し、令和元年(2019年)におけるコンテナ取扱量は、3年連続で過去最高を記録した。熊本都市圏北部地域の企業集積地と本港を結ぶ中九州横断道路や熊本西環状道路の整備も進んでおり、県経済を支える物流拠点としての重要性はさらに高まっている。
- そのため、大規模な自然災害が発生した際の復旧・復興拠点として機能強化を図り、県民の安全・安心を確保するとともに、持続的な経済成長を実現するため、コンテナ船の大型化等にも対応する耐震強化岸壁整備の国直轄事業による令和3年度事業着手について、特段の御配慮をお願いしたい。

2 防波堤の整備推進について

- 熊本港は、物流拠点としての役割とともに、長崎県とフェリーで結ぶ海陸交通の重要な結節点であり、近年はクルーズ船も寄港するなど、背後地の熊本都市圏の魅力を活かした人流拠点としての重要な役割を担っている。
- これらの機能を十分に発揮するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要があることから、国により進められている防波堤整備の着実な推進をお願いしたい。



熊本港の現状と計画



熊本地震時の支援活動状況

八代港における海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる港湾施設の整備推進

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化に必要な水深14m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。
- 2 令和2年(2020年)3月に完成したくまモンポート八代(八代港クルーズ拠点)へのコロナ終息後のクルーズ船の寄港増加に対応するため、適切な人員確保によるC I Q(税関・出入国審査・検疫)の体制強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 水深14m岸壁関連港湾施設の整備について

- 平成30年(2018年)4月に新コンテナターミナルを供用開始するなど、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の高速交通網と連携し、更なる利便性向上に取り組んでおり、令和元年(2019年)におけるコンテナ取扱量は、4年連続で過去最高を記録(23,357TEU(速報値):対前年比101.3%)した。
- また、八代市を中心とした産業集積に向けて策定した「くまもと県南フードバレー構想」や「やつしろ物流拠点構想」に掲げる本港を活用した輸出拡大に向けた取組みも推進している。
- これらの取組みの効果を更に増幅させるためには、物流機能の更なる強化が必要であり、現在、完了している泊地に引き続き水深14m航路等の早期完成をお願いしたい。

2 くまモンポート八代(八代港クルーズ拠点)のC I Q体制の強化について

- 国においては、クルーズ船専用岸壁(一部耐震強化岸壁)、本県は、大型バスの駐車エリア等、船社は、旅客ターミナル等の整備に3者で連携して取組み、令和2年(2020年)3月にくまモンポート八代(八代港クルーズ拠点)が完成したところである。
- 現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、クルーズ船の運航停止を余儀なくされているものの、終息後には、船社等に対してくまモンポート八代や本県の魅力ある観光地をPRするなど、寄港増に向けたポートセールスを更に強化し、多くのクルーズ船誘致に向けた取組みを行うこととしている。
- このため、寄港するクルーズ船や新ターミナルの規模に応じ、円滑なC I Q手続きが可能となるよう人員確保をお願いしたい。



選手育成と地域のスポーツ振興

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 2019年の本県開催のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会及び東京2020五輪等の開催レガシーとして、次世代を担う選手たちが、国際競技力を身に付け、世界の檜舞台で活躍することができるよう、本県の競技施設やトレーニング拠点施設の拡充や設備の充実に必要な国庫補助制度の創設をお願いしたい。
- 2 県が実施する障がい者スポーツのトップアスリート育成のため、障がい者スポーツ競技団体の実情に即した強化費の拡充、組織基盤の強化のための運営費補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 2019年の本県開催のラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会及び東京2020五輪等の開催レガシーとして、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。
- 4 文化の祭典でもある東京オリンピック・パラリンピックにおいて、熊本の伝統文化等で平成28年熊本地震からの復興の姿を発信できるよう、開閉会式等における地域文化の発表の場の確保や、文化プログラムの推進に必要な財政支援を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県においても2019年にラグビーワールドカップ及び女子ハンドボール世界選手権大会が開催され、国際的なスポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっている。
しかしながら、トップアスリートを育成する環境は、中央都市圏の大規模施設に集中しており、本県（地方）で同等の施設設備や先進的トレーニングの環境が整っているとは言えない現状である。また、一貫指導体制として、ジュニア期においては地方での選手育成が不可欠である。
今後、国際大会等で活躍できる次世代を担う選手たちの発掘・育成の取り組みや強化策を充実するためには、競技施設やトレーニング拠点施設等の拡充や用具設備の充実が必要である。
- 2 パラリンピック等を目指す障がい者の多くは、収入が少なく、県内外や海外で開催されるスポーツ大会への遠征費やスポーツ用具の購入等に要する費用の確保に苦慮している。また、選手の育成・指導等を行う障がい者スポーツの競技団体の多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われており組織基盤がせい弱である。
本県では、選手の育成を目的として、平成27年度（2015年度）から「2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業（補助金）」を開始したが、強化費の拡充や組織基盤の強化に加え、2020東京パラリンピック以降も引き続き海外で活躍できるアスリートを育成するためには、国による支援措置が必要である。（指定選手：平成27年度（2015年度）20人、28年度（2016年度）16人、29年度（2017年度）13人、30年度（2018年度）9人、令和元年度（2019年度）7人、令和2年度（2020年度）10人）。

3 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで誰もがスポーツを楽しめる地域密着型のスポーツクラブとして、スポーツによる地域の活性化に重要な役割を担っている。

令和2年(2020年)2月現在、県内には70クラブが設立され、約18,000人の会員が活動を行っている。

同クラブは安定したクラブ運営が求められているが、日本スポーツ振興センターからの助成金削減を受け、運営が厳しい状況にある。

特に、安定したクラブ経営のためには、優秀なクラブマネージャーの存在が必要であり、各クラブへのクラブマネージャーの配置等が不可欠なため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。

4 近年のオリンピックは「スポーツと文化の祭典」となっており、国は東京五輪を契機に全国各地で行われている文化の催事を文化プログラムとして位置づけ、我が国の文化芸術の魅力を国内外へ発信することとしている。

本県においても、伝統芸能をはじめ、熊本ならではの文化の魅力と、文化による熊本地震からの復興の姿を発信するため、県内の文化団体等と連携した取組みを進めているところであり、五輪会場等での地域文化の発表の場の確保や文化プログラムの推進に対する財政支援が必要である。

